

東海法学

No.66

論説

性的グルーミングと面会要求等罪の新設

..... 山中純子

研究ノート

比較文明論序説（その一）

－文明の分権的特徴についての考察－

..... 鈴木輝二

研究ノート

2023年中国会社法改正について

－会社の機関に関する項目を中心に－

..... 田中秀樹

2024
東海大学法学部

東海法学 No.66

2024
東海大学法学部

東海法学 66号 2024 目次

論説

性的グルーミングと面会要求等罪の新設
..... 山中純子 1

研究ノート

比較文明論序説（その一）
－文明の分権的特徴についての考察－
..... 鈴木輝二 19

研究ノート

2023年中国会社法改正について
－会社の機関に関する項目を中心に－
..... 田中秀樹 91

【論説】

性的グルーミングと面会要求等罪の新設

山中 純子

概要

1. はじめに
2. 性的グルーミングと面会要求等罪
 - 2-1 立法経緯
 - 2-2 本罪の構成と処罰対象行為
 - 2-3 保護法益
 - 2-4 危険犯としての処罰
3. 面会要求罪及び面会罪の構成要件
 - 3-1 わいせつの目的
 - 3-2 16 歳未満の者
 - 3-3 面会要求行為
 - 3-4 面会行為
4. 映像送信要求罪の構成要件
5. 罪数関係
6. おわりに

概要

令和 5 年の刑法改正により、刑法 182 条に 16 歳未満の者に対する面会要求罪（1 項）、面会罪（2 項）及び映像送信要求罪（3 項）が新設された。若年者に対するいわゆる性的グルーミングによる性被害の発生を防止するための規定であり、実際のわいせつ行為に及ぶ前の準備段階を捉えて処罰するものである。そのため、従来の性犯罪とは異なり「性的保護状態」が保護法益であるとされるが、その意味や処罰根拠、他罪との関係等については十分な検討がなされていないため、本稿で概観する。

1. はじめに

改正刑法 182 条に 16 歳未満の者に対する面会要求等を処罰する規定が新設された。本処罰規定は、法務省で実施された「性犯罪に関する刑事法検討会」においていわゆるグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきかどうかが議論され、賛否両論あったところであるが¹、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会（以下、単に「法制審議会」という。）において、性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為に係る罪として創設する要綱が採択され、法務大臣に答申されて新設に至った。今般の性犯罪関係の改正においては、旧刑法 176 条・177 条のいわゆる暴行・脅迫要件が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という要件に変更されたこと及び性的同意年齢の引上げが大きく注目されたところであるが、日本では「グルーミング²」という言葉にそれほど聞き馴染みがなかった中で性的グルーミングの処罰規定が速やかに新設されるに至ったことは、性被害の防止にとって意義のある画期的な改正であったと言える。

一方、ドイツでは、ドイツ刑法 176 条 b 第 1 項（旧 176 条 4 項 3 号）でサイバーグルーミング罪として、児童ポルノ製造や性的行為等を行う目的で児童に働きかける行為を処罰対象としている。同罪が規定されたのは、2003 年 12 月 27 日であり³、実に日本の約 20 年前のことである。その手段としては、文書、音声、画像データ等又は情報・通信技術を用いることが規定されており、性的行為を行うように児童へ働きかけることを処罰する点で、日本刑法の規定ぶりとは異なる。

日本の性的グルーミングの処罰規定については、わいせつ行為に至る直前の段階である面会要求、面会及び映像送信要求を処罰対象としており、わいせつ行為そのものは構成要件行為に含まれておらず、不同意わいせつ罪・不同意性

¹ 「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書

(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html) 23 頁以下。

² グルーミングとは、犯罪者が、子供と信頼関係を築き、子供に接近し、二人きりになるうとする手段であり、子供の世話を引き受けたり、子供と親しくなったり、あるいは信頼や権威ある立場を利用して、子供を手なずけることにより行うものであると定義される（アメリカ法曹協会の Web サイト:

https://www.americanbar.org/groups/public_interest/child_law/resources/child_law_practiceonline/child_law_practice/vol-34/november-2015/understanding-sexual-grooming-in-child-abuse-cases/（2024 年 1 月 14 日最終閲覧）。また、グルーミングにより、子供は、信頼関係を築いた大人を疑うことに罪悪感を覚え、他者に相談することができないことが指摘される（法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会（以下、脚注内では単に「部会」という。）第 4 回議事録 18 頁山本潤委員発言）。

³ Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen, 67. Auflage 2020, § 176, Rn. 13.

交等罪の予備罪的性格を持つと言えるが、予備として規定されたものではなく、被害者を16歳未満の者に絞った新たな犯罪類型である。本稿では、新設された面会要求等罪の内容を詳しくみた上で、その保護法益及び実務で問題となり得る罪数論の課題等について、若干の検討を加えたい。

2. 性的グルーミングと面会要求等罪

2-1 立法経緯

改正刑法182条の罪(以下、「本罪」という。)は、性的グルーミング罪とも呼ばれる。性的グルーミングとは、わいせつ行為に及ぶことを目的に、若年者を手なづけ、懐柔することを言うが、本罪は、性的グルーミング全てを対象とするものではないものの、特に保護する必要性の高い16歳未満の若年者に対する行為で、手段の悪質なものを列挙し、処罰の対象としている。その背景には、若年者が、年長者によって手なづけられ、懐柔されることによって、性被害に遭っていると認識しないまま被害を受け、性的に搾取されているという社会問題が指摘される⁴。監護者わいせつ・監護者性交等罪においては、若年者に対して地位や影響力を利用して性的自由を侵害する行為が処罰されるが、現実社会では、強制わいせつ・強制性交等罪や監護者わいせつ・監護者性交等罪のような、被害者の抵抗を困難にする手段や特定の影響力を利用せずとも、若年者の脆弱性に付け込んだ性的行為が行われているため、そのような性加害の危険を及ぼす性的グルーミングは処罰の必要性が高い。本罪は、性的グルーミング行為が介在することにより、若年者の意思を抑圧する手段等を用いなくても容易にわいせつ行為を行われてしまうことに鑑み、発端となる事前の面会要求行為等を捉えて処罰するものである。

⁴ 本稿より簡潔に面会要求等罪の趣旨や構成要件等について説明したものと、山中純子『性的グルーミング書罰規定の新設』刑ジャ78号(2023年)42頁以下参照。

⁵ 法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」では、当時14歳の児童が、塾講師から勉強を教えるという名目で呼び出されるうちに、性的な行為をされるようになり、その行為を恋愛であると思いつまされて数年間被害に遭った後、報道を見て性被害であったことに気付いたという例などが紹介された(同検討会第9回議事録17頁山本委員発言)。また、本罪の創設後ではあるが、大手芸能事務所の創業者により、生前、性的グルーミングが長期に渡って多くの被害者に対して行われていたにもかかわらず、日本社会ではそれが犯罪として処罰されることはなく、放置されてきたという問題も明らかになった。外部専門家による再発防止特別チーム『調査報告書(公表版)』(2023年8月29日)は、同事務所でも絶対的な権力を持っていた創業者が、「デビューして有名になりたい」、あるいは、「性加害を拒めば冷遇される」という各被害者の心情に付け込んで性加害を行っていたと報告した(同報告書23頁)。

2-2 本罪の構成と処罰対象行為

改正刑法 182 条は、対面型のわいせつ被害を防ぐ目的の面会要求罪（1 項）及び面会罪（2 項）と、オンライン等の遠隔型で行われるわいせつ被害を防ぐ目的の性的姿態の映像送信要求罪（3 項）に分かれる。いずれもわいせつ行為が行われる前段階を捉えて処罰するものであるが、対面型のわいせつ行為を前提としているか、遠隔型のわいせつ行為を前提としているかの大きな違いがある。まず、わいせつ目的を持つ者と若年者の面会が実現すれば性被害の危険性が飛躍的に高まるので、わいせつ被害を防ぐために、1 項では面会を要求する時点で性犯罪の準備行為として処罰する。要求の結果、面会が実現した場合には、さらに性被害の危険性は現実的になることから、2 項でより重く処罰する。

これに対し、遠隔型については、オンライン上のやりとりの中でいつ性被害の危険性が高まったと言えるかは不明確であるが、映像送信が実現した時点では性被害が生じたと言える。そこで、3 項では若年者自身による行為がなければ性犯罪の実現に至ることはない点に着目して、性的姿態の映像送信の前段階である映像送信を要求することを処罰対象とする。

このように、面会要求罪、面会罪及び映像送信要求罪（以下、1 項ないし 3 項の罪を併せて「面会要求等罪」という。）は、後に実行され得る不同意わいせつ・不同意性交等罪（刑法 176 条・177 条）の予備罪の性格を有する。しかし、必ずしもこれらの犯罪の実行を目的とする準備行為だけを処罰するのではなく、若年者が性被害に遭う危険性の高い行為を広く補足し、若年者の性被害を未然に防止することを目的としているため、予備罪とは別の新たな犯罪類型である。

法定刑は、1 項から 3 項まで、いずれも 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金である。ドイツでは、サイバークルーミング罪の法定刑が 3 月以上 5 年以下の自由刑とされており⁶、日本では予備罪の性格を有することも踏まえて比較的軽い法定刑が定められている。

2-3 保護法益

本罪は、若年者の性的自由・性的自己決定権の保護を徹底するために、わいせつ被害発生の未然防止に資する規定として設けられており、処罰される行為は、わいせつ行為そのものではなく、わいせつ目的を持った面会要求や性的姿態の送信要求であることに特徴がある。わいせつ行為よりも前の段階で、性被

⁶ ドイツのサイバークルーミング罪は、インターネット上で試みられた約束は 5 年以下の自由刑であるのに対し、対面で約束した場合には処罰されないことが批判されている（Fischer, a. a. O. (Fn. 3), § 176, Rn. 15, Papathanasiou, in: Kindhäuser / Neumann / Paeffgen / Saliger, Nomos Kommentar Strafgesetzbuch Band 3 6. Aufl. 2023, §176b, Rn. 8）。

害に遭う危険性を捉えて処罰するため、本罪の保護法益は、16歳未満の者の性被害に遭う危険性のない保護された状態、すなわち性的保護状態であるとされる⁷。法制審議会においては、性的自己決定権とは別の「性被害に遭う危険性のない状態」と捉える見解や、青少年保護という観点を取り入れて一定の年齢未満の者の「健全育成」とする見解などが示され議論されたが⁸、その後、若年者が性被害に遭う危険性がない状態を「性的保護状態」と表現するようになった⁹。ここでの「保護」については、法的な保護、社会的な保護、保護者による保護など多義的に捉えることが可能であり、性被害に遭わない社会的な環境を端的に表すのであれば、「性的安全状態」とも言い表すことができるだろう¹⁰。要求に応じて面会や映像送信が実現すれば、若年者が性被害に遭う危険性が大きくなることから、本罪では、そのような危険がない状態、つまり、性被害に遭わない環境にあるという状態そのものを保護する。本罪の後に行われ得る不同意わいせつ・不同意性交等罪等の性犯罪の保護法益とは別の法益であるが、密接に関連するものであり¹¹、性的自己決定権を自ら防御する能力に乏しい脆弱な16歳未満の者を刑法で保護する必要性から、このような保護法益が導かれる¹²。

2-4 危険犯としての処罰

このように保護法益が性的保護状態ないし性的安全状態であることを踏まえると、面会要求等罪は、性的自由・性的自己決定権が侵害される危険を伴うことで犯罪が成立する抽象的危険犯である。これまで刑法に規定されていた性犯罪は、性的自由・性的自己決定権を保護法益とする、強制わいせつ罪（改正後・不同意わいせつ罪）及び強制性交等罪（改正後・不同意性交等罪）を中心とす

⁷ 浅沼雄介『刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律』及び『性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の撮影に係る電磁的記録の消去等に関する法律』の概要」法律のひろば 76巻7号（2023年）27頁。井田良『講義刑法学・各論 [第3版]』（有斐閣、2023年）146頁。

⁸ 部会第7回議事録 12頁ないし 18頁参照。

⁹ 部会第11回議事録 4頁吉田雅之幹事発言。

¹⁰ 佐藤陽子「現行刑法における未成年者の保護——性的グルーミング事例を題材に」法セ 68巻10号（2023年）43頁は、「オンラインも含めて性的に安全な場所にいる状態」としており、同様の趣旨であると思われるが、遠隔型で性的被害に遭うことを踏まえると、物理的な場所は問わずに「安全状態」とする方が明確であろう。

¹¹ 部会第12回議事録 4頁吉田幹事発言。

¹² ドイツ刑法 176条b第1項（旧 176条4項3号）のサイバークルーミング罪においては、性被害に遭う前の子供が他己決定による性的行為の客体にされないという「防衛権としての子供の性的自己決定権」が保護法益とされている（Papathanasiou, a. a. O. (Fn. 6), §176b, Rn. 3）。また、性的な成長・発展が阻害されないことも、併せて保護されており（Eisle, in: Schönke / Schröder, Strafgesetzbuch Kommentar 30. Auflage, 2019, § 176, Rn. 1a）、一考に値する。

る侵害犯であった。しかし、面会要求等罪は、わいせつ行為そのものは構成要件行為に含まれておらず、性的自由・性的自己決定権を侵害する前段階を捉えるものであるから、性的保護状態ないし性的安全状態に抽象的な危険が生じれば、構成要件を充足したとして処罰されるのである。

この点、改正刑法 182 条の規定については、「直接的・具体的な危険が発生した時点で処罰を肯定するもの」とする論稿もあり¹³、本罪を具体的危険犯と解するものと読めるが、面会要求について具体的な面会の日時・場所等を指定する必要はなく、また、目的とするわいせつの内容も具体的なものではない上、後述するように被害者が面会要求を認識することは必要であるがその要求に応じることまでは必要でないことなどに照らせば、危険発生は特に構成要件要素となっておらず、具体的危険犯ではなく抽象的危険犯であると解するべきである¹⁴。

さらに、面会要求等罪については、危険犯と侵害犯の両方が含まれているとする見解もある。面会要求罪（1 項）は危険犯であるが、その要求の結果として、わいせつの目的で現に面会する行為に至った場合の面会罪（2 項）については、性的保護状態はすでに侵害されているから侵害犯であり、また、映像送信要求罪（3 項）についても、わいせつ行為を行うことを要求しているのであるから、その限りで性的保護状態はすでに侵害されているため侵害犯であると解するのである¹⁵。しかし、現に面会する行為に至った場合、あるいは性的姿勢をとってその映像を送信することを要求された場合、たしかに性的被害に遭う可能性は格段に高くなるが、それでもなお性的保護状態は脅かされているに過ぎないと言えるだろう。わいせつな目的を持つ者と面会することにより、性的被害に遭う危険性はより高まり、具体的危険がある状態と言えるかもしれないが¹⁶、面会罪の処罰根拠としては、性的保護状態への抽象的危険の発生で十分であろう¹⁷。特に、面会罪においては、わいせつ目的は行為者の主観的意図にと

¹³ 佐藤・前掲注(10)44 頁。

¹⁴ 井田・前掲注(7)146 頁も、「最低限、性的保護状態が脅かされる一般の・類型的危険があれば足りるという意味では抽象的危険犯である」と述べる。

¹⁵ 井田・前掲注(7)146 頁以下。

¹⁶ したがって、2 項の面会罪については、侵害発生の可能性の程度が 1 項よりも高いことに着目して具体的危険犯であると捉える余地はあるように思われるが、刑法典の中で性犯罪に位置付けられる 182 条において、わいせつの要素を基礎付けるわいせつ目的という主観的構成要件が 1 項の面会要求罪と同じであることに照らせば、侵害発生の危険の判断において考慮すべき事実に大きな差異はなく、やはり抽象的危険犯と捉えれば足りるのである。抽象的危険と具体的危険の差及び判断方法については、山口厚『危険犯の研究』（東京大学出版会、1982 年）224 頁以下参照。

¹⁷ 保護法益の侵害を処罰根拠とする犯罪が侵害犯であり、法益侵害の現実の発生ではなく、侵害発生の危険を処罰根拠とする犯罪が危険犯である（山口・前掲注(16)3 頁）。

どまるわけであり、面会しただけで外形的に性的に不保護状態に陥ったと認定するのは困難な場合もある。そうであれば、性的に不保護状態に陥ってはじめて構成要件を充足する侵害犯であるとは捉えるべきでないだろう。

また、映像送信要求罪においては、たしかに「性的な姿態をとってその映像を送信すること」を要求するため、性的な姿態をとることを要求されること自体、危険は具体化している、又はすでに性的不保護状態に陥っていると言う余地はあるだろう。しかし、同罪は、遠隔型のわいせつ行為がなされる前段階の要求行為を捉えており、性的保護状態が明確に侵害されたと言える時点は、被要求者が要求に応答した時点であると解するべきだろう。中には、例えば性的画像を先に送り付けるなどその要求の態様自体で、被要求者が応じようとするときにはすでに性的に不保護状態である場合もあると思われるが、映像送信要求罪の処罰根拠としては、やはり性的保護状態に対する抽象的危険の発生で十分である。

3. 面会要求罪及び面会罪の構成要件

3-1 わいせつの目的

面会要求罪(刑法182条1項)及び面会罪(刑法182条2項)は、いずれも「わいせつの目的」を有することを主観的構成要件とする目的犯である。面会要求行為及び面会行為自体にわいせつ性はないため、この「わいせつの目的」が、性的保護状態を保護法益とする面会要求罪及び面会罪にとって不可欠の要件である¹⁸。「わいせつ」は、不同意わいせつ罪における「わいせつ」のみならず、不同意性交等罪における「性交等」も含む。「目的」とは、わいせつ目的略取等罪(刑法225条)で規定されている目的と同様の意味であり¹⁹、特定の性犯罪を犯す目的ではなく、広く性的な意味を持つ行為をする目的を意味する。行為者自らがわいせつ行為をし、又は第三者にさせる目的のみならず、16歳未満の者にわいせつ行為をさせる目的も含む²⁰。例えば、16歳未満の者に売春を

¹⁸ ドイツのサイバークルーミング罪(ドイツ刑法176条b第1項)においても、働きかけの手段について、性的な内容は要求されておらず、性的な行為に及ぶ意図があることが求められる(Fischer, a. a. O. (Fn. 3), § 176, Rn. 13 ff., Papathanasiou, a. a. O. (Fn. 6), § 176b, Rn. 9)。なお、わいせつ目的については、性的クルーミングの性質上、わいせつの意図を隠して接近するのが通常であり、犯人の自白がない場合、実際に性犯罪に及んだとき、面会時に避妊具や性具を所持していたとき、別の被害者に対する同種余罪があるときなどを除けば、立証が難しいと思われることから、実際に立件される事案の多くは、後にわいせつ行為が行われた場合や余罪がある場合だろう。

¹⁹ 部会第11回4頁吉田幹事発言。

²⁰ 前田雅英編代『条解刑法[第4版補訂版]』(弘文堂, 2023)(以下、「条解」という。)680頁以下。大コンメンタール刑法[第3版]第11巻544頁以下〔山室恵〕(青

させる場合もこれに当たる²¹。

なお、故意犯であり、わいせつの目的で面会を要求する相手が 16 歳未満であることを認識している必要がある。したがって、16 歳未満の者が年齢を偽り、行為者が相手は 16 歳以上であると認識していた場合（あるいは、年齢差が 5 歳未満であると認識していた場合）には、たとえわいせつ目的を有していたとしても、故意がなく本罪は成立しない²²。

3-2 16 歳未満の者

本罪の客体は、「16 歳未満の者」であり、とりわけ性犯罪の被害に遭う危険性の高い 16 歳未満にターゲットを絞って規定された²³。また、当該 16 歳未満の者が 13 歳以上である場合は、行為者が 5 歳以上年長である場合に限り、処罰の対象となる。令和 5 年の刑法改正で引き上げられた性交同意年齢と同じ年齢要件が設けられている。この引上げの趣旨については、16 歳未満の者は、性的な行為に関して自律的に判断して対処することができる能力が不十分であることから、性被害に遭うことを回避する能力が低いこと、また、5 歳以上年長の者との間で、自由な意思決定の前提となる対等な関係をおよそ築くことができず、有効な自由な意思決定をする前提となる能力に欠けることを考慮したと説明されており²⁴、本罪の年齢要件についても同様の趣旨が当てはまる。

法制審議会においては、16 歳・17 歳の者が本罪の保護の対象外となることに対する批判があり、未成年者を幅広く保護するために、「18 歳未満の者」を対象とすべきであるとの意見もあった²⁵。この点、たしかに、16 歳・17 歳の者の中にも対処能力が不十分な者がおり、現に性的グルーミングの被害に遭いやすい実態があるとされていることから、面会要求等罪においては、性交同意年齢とは異なる 18 歳未満の者を対象とする規定を設けることも政策的には考え

林書院，2014）。

²¹ 条解・前掲注(20)681 頁。

²² 佐藤・前掲(10)44 頁は、行為者が年齢を偽り、13 歳以上 16 歳未満の未成年者が相手方を同年齢であると誤信していた場合でも、被害者が年齢差を認識する必要はないとして刑法 182 条が成立する旨述べるが、年齢という客観的事実の認識に錯誤があり、犯罪の成否を検討する必要が生じるのは、被害者ではなく行為者が誤信していた場合である。行為者が年齢を偽ることは、本罪の手段たる「偽計」の典型例であり、被害者が相手方を同年齢であると誤信していた場合とは、まさに「偽計」の構成要件を満たした状況であり、被害者が被害に遭っていることに他ならないのであるから、ここで被害者が年齢差を認識することの要否を検討する必要はない。

²³ 井田・前掲(7)146 頁。

²⁴ 部会第 11 回議事録 9 頁浅沼雄介幹事発言。樋口亮介『いわゆる性交同意年齢の引上げ』刑ジャ 78 号 33 頁以下。

²⁵ 部会第 11 回議事録 5 頁以下長谷川桂子幹事発言。

られる²⁶。性的な行為に関する自律的な判断能力と、性的グルーミングの手なづけ・懐柔のメカニズムを理解して自身が被害に遭うことを回避する能力は、必ずしも同年齢で身につくものではないだろう²⁷。不同意性交等罪と面会要求等罪の保護法益が別であると解されていることから、両者の保護対象が異なることは許容されるだろう。しかし、刑法182条1項各号の面会要求行為及び2項の面会が、それだけで性的保護状態を脅かす行為かという点、必ずしも明白ではなく、性交同意年齢に達しない若年者の未熟さ及び脆弱性という要素が加わってはじめて、処罰に値する性的保護状態の危険をもたらす行為になると言えるだろう。また、16歳以上18歳未満の者が性的グルーミングの被害に遭うことを回避する能力を十分に有しているとは言えないが、さりとてわいせつ行為に及ぶ前段階において一律に保護するに値する絶対的保護年齢であるということもまた積極的に根拠付けることができない。さらに、面会要求等罪は、前述のとおり、不同意わいせつ・不同意性交等罪の予備罪的位置付けであり、わいせつ行為が基本犯として犯罪にならないにもかかわらず、その準備行為だけ処罰するのは、刑法の体系として合理性がない。すなわち、仮に年齢要件を18歳未満とした場合、面会要求等の後に行われた16歳以上18歳未満の者に対するわいせつ行為は処罰対象とならないのに、その行為をする目的で面会を要求すると処罰されるという事態が生じるのは、整合的でない。刑法が禁止する行為が不明確になり、刑法の行為規範としての役割が果たされなくなってしまうだろう。

よって、本罪の趣旨や刑法の体系に照らし、立法者が、性交同意年齢と同じ16歳を基準とし、「16歳未満の者」について、本罪の保護対象であると判断し

²⁶ この点、例えばわいせつ目的略取・誘拐罪の目的が、「わいせつ」や「結婚」などであり、必ずしも犯罪行為に限定されていないように、目的の行為が犯罪であることは必然ではないため、対象者を18歳未満にすることも考えられないわけではないが、性的グルーミングの場合、マインドコントロールのような処罰に値する状態を法律で定義することは困難であるとの意見があった(部会第11回議事録8頁佐伯仁志委員発言)。

²⁷ 佐藤陽子「2023年改正の概要とその意義について」法時95巻11号(2023年)68頁は、「面会要求等罪の保護法益は性的自己決定・性的自由に最終的には包摂され得るものであり、性的自由を放棄する能力のない者は、性的保護状態も放棄できないと解する方が自然である」旨述べるが、性的保護状態の保護が究極的には性的自由の保護につながるとしても、性的グルーミングの特質上、その対象となる者は、面会に応じる場合も性的保護状態の放棄につき無自覚であるから、性的保護状態に置かれている者がそれを放棄するということ自体を観念できないように思われるため、両者の能力を同列に解するのは適当でないだろう。なお、性犯罪の保護法益に関する考え方については、山中純子『欺罔による性的行為の処罰について——ドイツ性刑法との比較に基づいて』東海法学59号(2020年)1頁以下、特に22頁以下で述べる所であるが、処分や放棄の対象にはそぐわない性的尊厳ないし性的人格権と捉えるべきであり、そもそも性交同意年齢に満たない者について、性的自由を放棄する能力のない者と解するのは妥当でないと思われる。

たことは妥当であろう。但し、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪においては、年齢差要件を充足せず、刑法 176 条・177 条の各 3 項の対象外になるとしても、とりわけ行為者が 18 歳以上で相手方が 16 歳未満である場合に 1 項及び 2 項の要件に該当し得ることが附帯決議でも示されているとおり²⁸、絶対的保護年齢でなくとも、また年齢差要件を満たしていなくとも保護される余地がある。しかし、面会要求等罪においては、客体が「16 歳未満の者」に限定されていることから、16 歳・17 歳の者は本罪の保護の対象とならないことには注意が必要である。16 歳・17 歳の者が性的グルーミングの被害に遭うのを防ぐには、わいせつ目的誘拐罪の未遂等の別罪を積極的に適用することにより、保護を図る必要があるだろう。

3-3 面会要求行為

改正刑法 182 条 1 項の行為は、威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること（1 号）、拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること（2 号）、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること（3 号）の 3 類型である。いずれも 16 歳未満の者に対し、各号の手段又は態様を満たして「面会を要求すること」が構成要件である。この面会要求については、それ自体はわいせつ性のない価値中立的な行為であり、性的保護状態に対して危険を及ぼすものではない。かりに、価値中立的な行為をわいせつ目的という行為者の内面的意思だけを根拠に処罰するのであれば、行為主義の原則に反して許されない²⁹。そこで、各号に当罰性の高い手段や態様が規定され、本罪の面会要求は、相手方にわいせつ被害に遭う危険をもたらすものとして処罰されるのである³⁰。

面会要求は、わいせつ被害に遭う危険が伴うことが重要であり、既述のとおりその危険は抽象的な危険で足りることから、一方的な要求で足りる。この点、

²⁸ 第 211 回国会衆議院法務委員会第 19 号令和 5 年 5 月 26 日附帯決議、第 211 回国会参議院法務委員会第 22 号令和 5 年 6 月 15 日附帯決議。

²⁹ 井田良『講義刑法学・総論 [第 2 版]』（有斐閣，2018 年）31 頁。

³⁰ なお、法制審議会では、わいせつ目的の働きかけといった日常的なコミュニケーションも含むようなより広い行為を処罰する可能性も検討されたが、客観的な危険性が乏しい段階で処罰することになりかねないとの懸念が示され（部会第 4 回議事録 23 頁以下 嶋矢貴之幹事発言）、性犯罪の実行につながる具体的な行為として、面会要求及び面会が本罪の実行行為となった。なお、イギリスのグルーミングの後の面会の罪（2003 年性犯罪法 15 条）においては、グルーミング後に性的行為をする目的で子供と会う行為や会う準備をする行為が処罰対象となっており、客観的な危険性がかなり高くなった時点で処罰する規定である（仲道祐樹「イギリス法における性犯罪規定、盗撮規制および性犯罪記録画像の取り扱い」樋口亮介ほか編『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂，2020 年）54 頁以下）。

法制審議会においては、「子供が一定の反応や応答をするなどして性犯罪に対する危険性が高まったことを要求するべきである」との意見も出たが³¹、反応や応答がなくても、面会要求が相手方に認識されれば足りるのである³²。例えば、面会要求のメッセージに被害者が返信することは不要であるが、少なくとも被害者がそれを読んでメッセージ内容を把握することは必要である。また、「パパ活」といった俗語があるように、若年者が主体的に活動して年長者に面会を求める場合もあり、そういった場合に年長者がわいせつ目的を有していれば処罰の対象となるのかどうかは、事案によるだろう。面会要求は、黙示的・間接的なものも含むことから、外形的には若年者から年長者に対して面会の申込みをしていた場合でも、年長者が偽計等の手段を用い、又は面会した際の利益等を示すなどし、黙示的・間接的に面会要求をしていたと認められる場合もあるだろう³³。

面会要求の方法については、直接の対面による会話、電話やビデオ通話による会話のほか、SNS、トークアプリ、出会い系サイト、ゲームアプリ等を介したメッセージのやりとりによる方法などが想定される。多くの場合、SNS上でのやりとりであると考えられるが、性的グルーミングの過程では、最初は会って話をするだけであったり、食事をするだけであったりすることもあり、本罪に当たるわいせつ目的をもった面会要求が、直接の対面による会話でなされることも考えられる。そのため、本罪の規定は、ドイツのサイバークルーミング罪のように、文書、音声、画像データ等又は情報・通信技術を用いる場合に限ったものではない。各号の手段・態様は、電話やオンラインチャットといった形式ではなく、本罪の法益の危殆化につながりやすいかどうかという実質が重要である。つまり、各号の手段・態様はいずれも、それだけで直ちに犯罪に該当することはないが、法益の危殆化をもたらすものである。年長者が若年者に対して各号の手段や態様を用いた場合には、意思決定への影響力が大きく、

³¹ 法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」第9回議事録21頁橋爪隆委員発言。

³² ドイツ刑法176条b第1項のサイバークルーミング罪は、将来の性的行為を目的として「子供に働きかけること」を行為として規定している。ここでの子供への働きかけは、働きかけた子供に知られること(Kenntnissnahme)が必要であるが、子供が働きかけに応答することまでは必要でない³³と解される。もっとも、この働きかけは、抽象的危険犯であることを正当化するため、操作的な性格を持つものでなければならないとされる(Papathanasiou, a. a. O. (Fn. 6), §176b, Rn. 9.)。ドイツのサイバークルーミング罪については、Christopher Stoiber, „Cyber-Grooming“ aus empirischer und strafrechtlicher Sicht: Eine Analyse von § 176 Abs. 4 Nr. 3 StGB, Baden-Baden 2020; Eleni Alexiou, Cyber-Grooming: Eine kriminologische und strafrechtsdogmatische Betrachtung, Berlin 2018 参照。

³³ 部会第11回議事録8頁浅沼幹事発言。

若年者が性被害に遭う可能性が高まると言える³⁴。

具体的には、まず1号の「威迫」とは、言語・動作・態度をもって氣勢を示し、相手に不安・困惑を生じさせる行為をいう³⁵。例えば、語気を強めて要求し、自由な意思決定をしづらい状況に追い込む場合である。「偽計」とは、人を欺いたり、人の錯誤・不知を利用したりするなど、虚偽の内容を用いて、若年者に会うかどうかの判断を誤らせるような手段をいう³⁶。年齢、性別、職業などを偽るほか、学歴を偽って勉強を教えるように装う場合、芸能関係者でないのに面接を装って呼び出す場合などがこれに当たるが、単にわいせつ目的を隠すだけでは足りないとされる。わいせつ目的を告げるべきであるという作為義務を認めることは困難であるため、単にわいせつ目的を秘しただけで不作為による「偽計」を構成すると解するのは難があると説明されるが³⁷、実際に面会要求するときには何らかの名目上の目的を告げて呼び出すと考えられるため、偽計に当たる場合が多いだろう。「誘惑」とは、甘言をもって相手方の判断を誤らせることをいう³⁸。例えば、食事をご馳走する、宿題を手伝う、芸能人に会えるといったことを告げて呼び出すことなどが考えられる。

次に、2号の「拒まれたにもかかわらず」、「反復して」面会を要求するとは、相手方が面会を拒絶していることが必要であり、それにもかかわらず、繰り返し要求することである。この拒絶には黙示のものも含まれるが、行為者が拒絶を認識していることが必要である³⁹。

³⁴ 性被害の結果に結び付きやすい手段を規定した例として、東京都青少年の健全な育成に関する条例の青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（18条の7）が参考になる（部会第4回議事録20頁木村光江委員発言。）。同条例18条の7は、「青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること」（1号）及び「青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること」（2号）を禁止し、この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する（同条例26条7号）。

³⁵ 証人等威迫罪（刑法105条の2）における「威迫」を参照（条解・前掲注(20)344頁）。

³⁶ 偽計業務妨害罪（刑法233条後段）における「偽計」を参照（条解・前掲注(20)713頁）。

³⁷ わいせつ目的を告げるべきであるという作為義務を認めることは困難であるため、単にわいせつ目的を秘しただけで不作為による「偽計」を構成すると解するのは難がある（部会第7回議事録9頁浅沼幹事発言参照）。

³⁸ 未成年者誘拐罪（刑法224条後段）における「誘拐」を参照（条解・前掲注(20)678頁）。甘言によって人を惑わせその判断を誤らせる「誘惑」は、誘拐の手段の一つである（大判大12・12・3刑集2・915）。

³⁹ ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項5号の解説（令和3年5月26日付け警察庁丙生企第71号、警察庁生活安全局長から都道府県警察の長宛て「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」3頁）を参照。

最後に、3号は、「金銭その他の利益を供与」すること、又はその「申込み」、若しくは「約束」が要件である。「利益」は、有形無形を問わず、人の需要、欲望を満たす一切の利益を包含すると解すべきである⁴⁰。家出中の者に食事や宿泊場所を提供することなどが考えられる。「申込み」は、金銭その他の利益を受領するように促すこと、「約束」は、供与と受領についての意思の合致をいう。1号の「誘惑」にも該当する場合があると思われるが、単なる甘言や誘いとは異なり、利益供与の場合には、利益の内容がより具体的・明確であり、受領する側も利益を受けることを意識している点に違いがある。そのため、利益供与は、利益を受ける相手方に罪悪感を抱かせ、面会要求を断りづらい心情に陥れるという側面がある⁴¹。

3-4 面会行為

改正刑法 182 条 2 項は、面会要求罪を犯した上で、わいせつの目的をもって実際に 16 歳未満の者と面会をした場合の処罰であり、性被害に遭う危険性をより高め、性的保護状態により危険をもたらすことから、より重く処罰される。「面会」とは、物理的な直接の対面を指す。非対面のオンライン上の面会は、性的な姿態の映像の送信を要求した場合は同条 3 項で処罰されるが、その要求がない場合には、わいせつ行為に及ぶ危険性が高まったとは言えず、面会要求罪よりも重い処罰に値するほどの行為とは言えないからである。面会の場所については、構成要件上の限定はないが、わいせつ行為に至る危険性が高い場所としては、車、ホテルの部屋、カラオケボックス、自宅などの密室になる場所が考えられる。発覚のしやすさやわいせつ目的の立証のしやすさに照らしても、これらの密室になる場所が犯行場所となることが多いだろう。

4. 映像送信要求罪の構成要件

改正刑法 182 条 3 項には、非対面・非接触型でわいせつ行為が行われる場合の準備行為として、16 歳未満の者に性的な姿態をとってその映像を送信することを要求することを処罰する規定が新設された。青少年に裸体等を自ら撮影させた画像については、「自画撮り画像」と呼ばれ、近年、東京都青少年健全育成

⁴⁰ 取賄罪における「賄賂」を参照（条解・前掲注(20)585 頁）。

⁴¹ 『調査報告書（公表版）』・前掲注(2)24 頁は、多くの被害者が性被害を受けた翌日に加害者から現金を渡されていたという点について、各被害者に罪悪感を植え付けて関係性をコントロールし、被害を申告させにくくする手段であり、いわゆる性的手なずけのプロセスの一つであると評価しており、金銭の供与は、性的グルーミングの典型例である。

条例等で不当に提供を求める行為が処罰されるようになっていたが⁴²、新たに刑法で処罰されることとなった。客体を16歳未満の者とし、13歳以上の場合には行為者が5歳以上年長であるという年齢差要件を設けている点については、同条1項・2項の罪と同様であり、性的な行為に関して自律的に判断して対処することができる能力が不十分であること、また、対等な関係で性的行為に関する自由な意思決定をすることができないことが考慮されている。

処罰対象行為は、1号・2号に掲げる性的な姿態をとってその映像を送信することを要求することである。「性的な姿態をとること」と「その映像を送信すること」の両方が要求の対象である。3項には、主観的要件として「わいせつの目的」は規定されていないが、16歳未満の者に性被害の危険を生じさせる行為を処罰することが本罪の目的であるから、不同意わいせつ罪の準備行為となるような、16歳未満の者の身体や行為を性的な対象として利用することができる状態に置こうとすることが、処罰対象である。判例は、行為者の性的意図は刑法176条の成立要件ではないと判示しており⁴³、行為者にわいせつ目的がなくても、行為そのものが持つ性的性質の有無及び程度等によって性被害の危険を生じさせることから、それ自体がわいせつ性を持つ性的姿態の映像送信の準備行為に当たる直前の要求行為を処罰する本罪においても、わいせつ目的は不要である⁴⁴。したがって、性的な姿態をとらせることは、非対面・非接触型の映像送信要求罪、ひいては後の不同意わいせつ罪の成立を認めるに足りるわいせつ行為を構成するために不可欠な要素であり⁴⁵、単に姿態の映像を送信することのみならず、性的な姿態をとることも「要求」の対象となるのである。1号は、性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態、2号は、性交類似行為、性的な

⁴² 東京都青少年の健全な育成に関する条例18条の7については、前掲注(34)参照。なお、同条例が対象とする青少年は18歳未満の者であるから、刑法182条3項が対象とする16歳未満の者とは対象年齢が異なっており、仮に16歳、17歳の者に対して性的な姿態をとってその映像を送信するように要求した場合には、刑法で処罰されなくても、（各都道府県の）条例によって処罰される余地が残っている。

⁴³ 最大判平29・11・29刑集71・9・467。

⁴⁴ なお、佐藤・前掲注(27)68頁は、改正刑法182条3項の罪につき、「わいせつの目的で、(…)②わいせつな動画や画像を撮影し、送信することを要求する(3項)ことにより成立する」とするが、同項では、わいせつの目的は要件となっていない。刑法176条の準備行為を処罰する映像送信要求罪においても、わいせつ目的は不要である。

⁴⁵ 部会第11回議事録2頁浅沼幹事発言。大阪高判令3・7・14高刑速令3・403は、遠隔地にいた9歳の児童に対し、性的な部位を露出した姿態をとって自撮りした画像をスマートフォンに送信させた事案で、一定の性的性質を備えていて、「わいせつな行為」に当たり得るほどの強い性的意味合いを有し得るものであることに加え、本件行為の行われた際の具体的状況等も考慮すると、性的な意味合いが相当強いものと言えるから、「わいせつな行為」に当たるとして、強制わいせつ罪（現・不同意わいせつ罪）の成立を認めた。

部位を触り又は触られる姿態及び性的な部位を露出した姿態等を掲げているが、2号については、本文の括弧書きで「当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る」ことが示されている。

映像送信については、撮影した映像を送信させる場合も、オンライン上のビデオ通話でリアルタイムで映像を送信させる場合もあるだろう。なお、自己の性的な姿態の映像を若年者に送り付けようとする行為については、「サイバー露出」などと呼ばれ、社会問題とはなっているが、改正刑法182条の処罰の対象外とされた。16歳未満の者の性的保護状態を保護法益とするならば、性的な姿態の映像の送り付け行為はまさに性的保護状態を脅かすもの、あるいは侵害するものであると言えるが、不同意わいせつ罪の予備罪の規定であることに照らせば、送り付け行為から、同罪の対象となるような非対面・非接触型のわいせつ行為に直接至る類型性・蓋然性があるとは言えず、映像送信要求罪と同列に扱うことはできないだろう。

映像送信要求罪に関しては、1項の面会要求罪とは異なり、要求する際の手段・態様については、1号ないし3号に掲げるような偽計等に限定されていない。これは、面会要求という価値中立的な行為の要求とは異なり、性的な姿態をとらせること及びその姿態の映像を送信させること自体が、わいせつ性のある行為を要求しており、それだけで若年者の性的保護状態に危険を及ぼす行為であるからである。仮に、要求する際に害悪を告知して脅迫した場合には、強要(未遂)罪(刑法223条1項)も成立することになるだろう⁴⁶。

5. 罪数関係

改正刑法182条の保護法益を性的保護状態であると捉えた場合、同条各項の行為の後に不同意わいせつ・不同意性交等罪が実行された場合、本罪は予備罪ではなく、独立の保護法益を持つことから、これらの罪に吸収されるのではなく、それぞれの罪が独立に成立する。その上で、手段・目的の関係があることから、牽連犯として、科刑上一罪で処理されると解すべきである。この点、本罪も究極的には性的自由・性的自己決定権の保護を目指すものと理解し、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪のみによって処断され、本罪はこれらの罪に吸

⁴⁶ この場合、脅迫という手段をとる強要罪にはより重い法定刑が規定されており、保護法益も「意思決定に基づく行動の自由」であるところ、映像送信要求罪も究極的には性的自由を保護法益としていることから、強要罪の保護法益に包含されると解することができることに着目すれば、映像送信要求罪は強要(未遂)罪に吸収されて強要(未遂)罪一罪が成立すると解するのが相当であろう。

収されるという余地も示されている⁴⁷。たしかに、実際にわいせつ行為に及んだ場合、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪によって処罰されれば、十分に刑法の目的は達しているように思われるが、刑法 182 条は 16 歳未満の者を客体とし、その性的保護状態を保護法益とする特別な類型であるから、他罪に吸収され、その成立が排除されると解すべきではないだろう。刑法 182 条 1 項・2 項の主観的構成要件であるわいせつの目的は、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪におけるわいせつのみならず、広く性的な意味をもつ行為をする目的を意味していること、同条 1 項 1 号ないし 3 号の手段・態様については、刑法 176 条 1 項及び 177 条 1 項で例示列挙されている手段・態様とは異なることなどに照らせば、究極的に性的自由を保護しようとする点が共通しているとしても、別個に成立を認める意義が認められる。また、改正刑法 182 条 3 項の映像送信要求罪についても、性的な姿勢をとってその映像を送信させることが不同意わいせつ罪に当たる場合でも、16 歳未満の者に対し、特定の具体的な行為を要求する映像送信要求罪を別個に独立して成立させる意義が認められることから、手段・目的の関係に着目して牽連犯とするのが妥当であろう。

次に、2 項の面会の後に、わいせつ目的で略取・誘拐した場合には、面会罪とわいせつ目的略取・誘拐罪⁴⁸についても、手段・目的の関係があることから牽連犯になる。さらに、わいせつ目的の略取・誘拐後に不同意わいせつ・不同意性交等罪が実行された場合には、これらの罪とも牽連犯になる。しかし、前記 3-1 で述べたように、本罪とわいせつ目的略取等罪の「わいせつの目的」が同内容であることを踏まえると、わいせつ目的で本罪の面会要求又は面会を行った場合で、それが同時に誘拐行為又はその未遂に当たるときは、わいせつ目的で行った 1 つの行為であるから、本罪とわいせつ目的誘拐（未遂）罪は観念的競合になる。

6. おわりに

令和 5 年改正後、既に面会要求罪、面会罪及び映像送信要求罪のそれぞれの事案による検挙が報道されており、性的グルーミングが処罰されることが周知されてきたと言えるだろう。報道によれば、面会後にわいせつ行為が行われた

⁴⁷ 井田良『性犯罪規定改正の意義』刑ジャ 78 号（2023 年）10 頁。佐藤・前掲注（27）68 頁注 35）及び同・前掲注（10）43 頁注 17）も、別罪として構成せず、包括一罪とする余地を示す。

⁴⁸ 客体が 16 歳未満であれば、未成年者略取・誘拐罪（刑法 224 条）にも該当するが、わいせつ目的がある場合には、加重処罰規定であるわいせつ目的略取・誘拐罪で処罰される（大判明 44・12・8 刑録 17・2168、条解・前掲注（20）680 頁参照）。

と疑われるものが多く、わいせつ被害に遭うことを未然に防止するという犯罪予防の効果はまだ認められないかもしれないが、それでも性的グルーミングの存在が知れ渡れば、被害者が被害を認識し、助けを求めやすくなることが期待される。刑法の謙抑性及び行為主義の原則に照らせば、わいせつ目的という主観面のみをもって処罰するようなことは正当化されないが、現代のSNSが普及して若年者が性被害に遭う危険が溢れている状況や、性犯罪によって一度侵害された被害者の性的自由や性的尊厳・性的人格権は簡単には回復されないことに鑑みれば、面会要求や映像送信要求の行われた早期の時点で犯罪化することの意義は大きいと言えるだろう。

やまなかじゅんこ（本学法学部講師）

【研究ノート】

比較文明論序説

鈴木 輝二

I. 比較文明論序説

1. 比較文明論への助走

1. 始めに

88 歳を過ぎて人生をふりかえり、比較文明研究者として経験した事実についていちいち評価は出来ないまでも記録して別の機会にでも振り返る材料にしたいと考え、これまでの体験やその周辺の実事をかき集めてみた。あれもこれもと記憶をたどったものであるのでやや一貫性に欠けるが、読み捨てられる覚悟で書いてみた。私の生きた時代は日本社会が戦争や災害に明け暮れながら地政的条件を越えて日本が拡大した時代であった。明治維新以来の近代化という西欧文明を怒濤のように導入し、脱亜入欧とばかりに歴史の専門家から見れば日本の伝統や個性がどこにあるのかなど、誰も気にしないで一等国になればいいと坂の上を目指して驀進した時代であった。しかもそれを明治天皇以来の強い天皇制の下に実現していた。他方、一転して第二次大戦後は歴史上、経験の無い敗戦という国難に直面し、連合軍という外国勢力の占領をうけながら国家改造を始めた。それを日本の現代史における第二の明治維新であるといわれ、それについては戦後 80 年を経過しながらも論争があり、論壇ではそれは終わる事なく続いている。しかし、日本が文明的には東西文明のハイブリッド型の得体の知れない現代国家となった事は否定出来ない。私の世代はその激動の渦の中にまきこまれ翻弄されながら生きて来た。つまり少年時代は軍服に輝く軍人にあこがれる軍国少年になり、シンガポールが昭南市となって修学旅行に行けるかもしれないと大アジア人気分になったり、他方、これが敗戦によって突如これからは平和愛好市民になって 4 つの島に閉じこもり小市民となって生きると教育されたのである。

国民学校 4 年生の頃、“兵隊さんありがとう”という作文コンクールがあった。なにを書いたか忘れたが応募したのがどこかの眼にとまり‘佳作’になった。担任の先生に付き添われて有楽町にある毎日新聞社で賞状を受け取った。賞状には海軍大臣、島田繁太郎と書かれていた。父親に見せるとどこかに飾っておきなさいといわれた。そんな物は空襲で焼かれて跡形もないが、島田繁太郎という名前だけははっきり記憶していた。しかも戦後、東京裁判で A 級の被告席に彼の名前があったからである。最近ではこれを価値観の変化だといわれる。しかし我々の経験した歴史的価値観の激動ほど激しい変化はなかなか得られる

体験ではない。日本の特異な姿は西欧の専門家を悩ます研究対象である。文明的視点からの試みはハーバード大学のハンチントンの例もあり、東洋文化圏において日本は特異な地位を占める事は認識されつつある。

2. 戦勝国アメリカのアプローチ

1941年に日米戦が開始されてそれまで本格的に日本学など分析する事がなかった米国では、大統領の指令で組織された戦略庁で全米のさまざまな専門家（約50人か）が招集されて日本分析学を始めた。戦前アメリカのプロ野球のベブブルース一行が日本に初めて訪問した時、まだ日本にはプロ野球は存在しなかったが、あわてて日本代表チームが作られて日米野球の対戦が実現した。米政府の情報工作部はその機会に一行の中に情報専門家を忍ばせ、日本の野球場での観衆の喜怒哀楽の反応を日本人分析の貴重な資料として収集したといわれている。

当初のアメリカのプロパガンダでは敵対する日本、ナチスドイツ、ファシストイタリアに対するアジテーションではナチスのヒトラー、軍国主義日本の独裁者、ヒロヒト、ファシストのムッソリーニの打倒という内要が一例に並記されていた。しかし、調べると日本人および日本社会における天皇に対する対応は西欧社会の王権とは異なり、聖なる地位にあり、進歩的インテリでも天皇に対しては畏敬の念を持つという特徴があった。そこで、天皇ヒロヒトをヒトラーと並記する事は適切ではないという結論に達し、後半ではプロパガンダ資料を改定したという。この米政府の専門家チームは、いわゆる東洋学的伝統を排してルースベネデクトのような日本留学も経験しない総合的な社会学者によって構成され、日本の占領政策に大きく影響を与えたといわれている。研究方法としていろいろな実証調査、在米日本人や捕虜となった日本兵との面接が重視された。そのために日本語の出来るスタッフが軍の語学学校で養成され、戦線では降服した日本兵の面接調査に動員され、兵隊の出身県、家族との手紙のやり取りなどが調べられている。そして戦場で集められた日本兵の日記などが解読され、所属する部隊の県民性などが分析された。

3. 日本の戦後教育改革

数年前に中学の同窓会で旧師から占領下で始まった63制の最初の昭和22年の入学式の写真を見せられた。焼け残ったコンクリートだけの校舎を背景にいかにも発展途上の丸裸の状態の子供達の姿だったのに驚いた。そこにあるはずの自分の姿も確認出来ないほどの難民の集団のような写真だった。それから80年近い時間が経過して私の人生を懐古するとその大半は昭和の時代の出来事である。西欧にない日本の年号は歴史的分析には極めて都合がいい。年号と共に私には昭和天皇の存在は大きい。かなり前であるがワルシャワ大学の大学院で日本の天皇制がテーマとなった事がある。なぜ戦後の憲法で日本は共和制とならなかったか。比較の対象として英国などの欧州の王制などの分析も行ったが、たとえ政治権力も経済力もなくとも象徴としての天皇の地位について国家の統合の役割は重要だと指摘された。激動の昭和において天皇はギリギリ象

徴としての役割に留まり、そのこだわり故か、国体は維持され日本国は敗戦の廃墟のなかから奇跡的に再生された。同じ敗戦国のドイツは第三帝国が崩壊し、東西ドイツの分裂国家となって統一国家として復活までに半世紀を要した。

現在、天皇の地位について問われたら、私には昭和天皇の存在しか実像は浮かび上がらない。平成天皇については、同世代の皇太子殿下がおられ、戦後、非暴力主義のクウカー教徒のヴァイニング夫人に英語を学んだ正統派の天皇であり、初めて皇后を民間人の正田家から選ばれたイメージが強い。その時、海外滞在中であったので英国の報道がプリンセスが製粉業を営む正田家の娘“コモンナー”だと強調していたのが印象に残った。貴族社会の英国らしく庶民出の娘のシンデレラ風の物語りに仕立てられていた。

GHQ の占領政策において教育改革は優先順位の高い政策であった。GHQ は本国で教育の専門家を公募して日本の各地に派遣し教育指導を行った。旧教科書を墨で黒くし、新しい教科書が出来るまでは、GHQ の専門家は言葉のわからない子供を相手に英語で話しをしていたが、そのうちリンカーン大統領の名スピーチといわれるゲテツバーグ演説を丸暗記するようという。これが彼らがいう民主主義教育の始まりだった。

4. 時代の急速な変化

昭和の戦後は廃墟の中からの再建のスタートであり、状況は絶望的であったが、わずかの僥倖もあった。それは戦後数年後に起きた朝鮮動乱である。それが米国の対日政策の変化をもたらし、具体的にはその戦争特需が日本の経済には意味があった。そして 1955 年ぐらいまでに政治体制も自民党と社会党という二党で構成され、安定して運営される議会制が復活する兆しが見えて来た。1960 年代以降の経済復興については多くの論評に委ねたい。東京を中心に大都会は 1964 年のオリンピックに象徴されるような復興を遂げた。それが田中角栄首相の日本改造論によって加速された。

だが、それから半世紀経った 21 世紀になると、一端完成された高層ビル街も再び再開発の波に影響をういけて取り壊しがあちこちで始まり周辺的环境は一変している。東京などでは戦後の輝かしい成果といわれた高層建築も 40 年か 50 年経つと再開発されて少し前の姿を変えてしまった。アメリカにおけるようにダイナマイトで破壊されなくとも、高層ビルが破壊され、耐震性など問題とせずにさらに高層化され進歩とか発展という言葉がいきかう。高層建築物が比較的短い期間で再開発される事情は、日本の特徴らしい。企業会計における原価消却の原理も影響しているのではないかと思う。

そんな様子を見るとひさしぶりに訪れる東京の変貌ぶりに驚く。私一人がそのテンポに遅れを取った感じを受けるようになるが、はたしてそれが進歩と喜ぶ事なのか。私の半生のうちの大半は外国での生活であるから、日本の変化の過程を少しは客観的な味わいで見て来たつもりであるので、以下は外国でさまよい比較文明を経験した日本人のたどった半生の記録でもある。

5. 生い立ちの環境

生まれは東京のダウンタウン、隅田川を境にしていえば“川向こう”の深川である。もともとは松尾芭蕉が奥の細道にでかける起点となった川添えの低地であったが、幕府の老中松平の開拓事業で人が住めるような新開地になったのが江戸時代。明治になってからは新興財閥や野心家が新しい事業を始める為にあちこちに先行投資を行っていた。深川生まれで八幡様の氏子を自負する渋沢敬三が飲み水は船で来る水売りから買ったという。上水網が未完成の頃は深川の井戸は墨田川の海水が混ざり飲めなかったのである。

生まれは昭和9年、世界的な不況が日本にも押し寄せ決していい時代ではなかったらしい。それを実感したのは年上の長男に対する“5月人形”と私宛の人形には差があって、幼いながら不公平感があったからである。それに気がついた父がかなり後になって大きな鍾馭様の人形を買ってくれたので嬉しかったのが記憶にある。

時代の動きに左右されたが、戦争景気によって軍事産業も目立って来た。1923年の関東大震災はその状況を一変させた。後藤新平などの震災復興計画で東京では珍しい都市計画が実現し、隅田川に幾つかの大きな鉄橋がそれぞれ競うようにして建設され、道路が基盤の目のように整理された。永代橋や両国橋には市電も設置され、これで川を挟んだ東京が一体化し、下町の地価も上がったという。震災後には東京市立の国民学校、中学校などは皆コンクリートの校舎になった。明治時代のロシアからの初めての留学生であったエリセーエフが、当時まだそれほど大きな財政ではない日本政府が教育予算を惜しまず全国に学校の校舎を建てているのに驚いているが、その伝統は昭和まで続いていた。

東条英機＝岸信介

近衛文磨政権に代わって戦時政権となった東条英機政権は、世間ではいよいよ戦争に近くなったといわれていたが、東条首相自身が一時は外相、文相、軍需相を兼任した。

しかし東条首相はまじめな軍人ではあったが、海外の事情には疎く、事実上の経済政策は東条がわざわざ満州の関東軍司令官時代の協力者であった岸信介を商工大臣として入閣させ、彼を信頼して任せた。さらに新しく創設した軍需省の形式的には大臣は東条首相の兼任だったが、商工大臣から軍需省の次官になった岸が事実上の指導者であった。当時の陸海軍は予算の分捕りを演じており、ワシントン軍縮体制にもかかわらず海軍は巨艦主義で和のような巨船を建造していた。岸は若くし欧米の調査の経験があり、日米の経済ギャップを身にしみて実感していた。そして調査の範囲をドイツ、ソ連にまで広げ、中央集権的経済管理制のプラスも学んでいた。戦前、言論統制が厳しくなり学界や学生のマルクス研究などは厳しい弾圧の対象であったが、岸らのグループのソ連研究は特別に許されていた。岸はその成果を満州国政府高官の地位を使い実践した成功体験もある。彼は戦局の苦境を航空機増産で脱する事を考えた。中島飛行機や三菱の航空機増産に期待したのである。それと同時に全国に存在する中小企業の再編成を試み軍需産業の合理化をはかった。東京などの下町にある小規模事業を合同させ、それぞれ陸軍海軍の監督下におき軍需生産の増産をはかったのである。

父親の経営する数人規模の小事業も同様の規模の数社に合同を促されて有限会社になり、大げさに“大日本”や“報国”などの社名が冠につく海軍省指定工場になった。メリットは海軍省から特別な食糧などの配給を受けるようになり、一般の人々のように行列して配給券で物を買う状態ではなくなった事であった。しかし戦局が悪化すると、日本人従業員は徴兵によりいなくなり、代わって朝鮮半島出の従業員が増えた事であろうか。

東条首相が文部大臣を兼任している時にわが深川の川南国民学校への訪問があった。国民学校でも戦争や空襲に備えて、手旗信号の訓練が始まり、消火のためのバケツの水の手渡し訓練が始まった。東条首相訪問は学校では大事件で私はもう一人の仲間と炊事室からクラスルームまでのバケツに入ったみそ汁を運ぶ役が割当られた。バケツには東条首相訪問記念と書かれており、一滴たりともこぼさぬよう大変な神経を使った思いがある。

洋楽が禁止されたのもこの頃である。楽しみにしていた音楽の時間になって先生が悲しそうであった。

6. 3月10日の東京大空襲

米軍はサイパンに大型な基地が出来き、B-29の飛行範囲が拡大すると東京辺りに連日のように大空襲を始めた。まず、中島航空機のある三鷹が狙われた。そして米軍は1945年3月に本格的な東京空襲を計画した際、アメリカの砂漠に深川の木場をモデルの材木の集積所をつくり、焼夷弾の爆撃練習を行い、それが季節風にあおられて燃え上がる効果を検証していた。我が家族では子供達は疎開していたので3月10日の空襲は疎開先の千葉県柏近くから赤くなった東京の夜空を低空で焼夷弾を投下するB-29の光景をまるで映画の場面のように見ていた。後に、これが都市を無差別に攻撃した戦時国際法違反などという知恵が私にはまだない時代である。この作戦を指揮したのはルーメル將軍である。戦後、佐藤栄作首相は彼を航空自衛隊の創設に功労があったとして勲一等を授与した。少し歴史を知るものからすると戦犯を逆に表彰するという考えられない行為であった。この事を朝日新聞のアエラという雑誌に長谷川記者と合同で寄稿したところ大部分はカットされてしまった。アエラ内部の事情は知らないが、アメリカ側に対する異常な忖度による事実上の検閲に長谷川記者も憤慨していたのを覚えている。

震災の実態はいろいろな報告があるのでそれに委ねるが、私が属した深川の川南国民学校の例でいうと、震災前の学童疎開にいく前の生徒数は約1500人、そして戦後、疎開から帰って学校がともかくも再開された時に集まった生徒数は80人ぐらいだった。東京の下町はすべて全焼なので住む家はなく、インフラはすべて破壊されていたので電気、水、下水も破壊されていたので低地では水が溜まり、東京のゼロメートルの実態が現実となった。この状態は戦後の日本の行政が復活するまで数年かかったように思う。この5月頃、私は父親に連れられて焼け野原となった深川の自宅辺りを見て回った。同じ頃、昭和天皇が非公式に墨田川を渡り焼け野原となった深川辺りを視察され、富岡八幡宮で地元の区長から被災状況の報告を受けたという話が噂になっていた。悲惨であったのは大火に焼かれて酸素と水がなくなり大量の人が近くの小名木川に飛び

込み被害にあっている事だ。その数、10万人だ。死体は東京湾に流れ出し、正確な死者数もわからない。

戦後、私の住む白河一扇橋地区の焼け跡に隣組が出来て、その会長に戦前からの政治家であった浅沼稻次郎（社会党書記長、後、暗殺される）がなった。最初の仕事は、どこかで電柱になる丸太を確保し、電気を引く事だった。ようやく電灯がとまり町会の人々が我が家のバラックに集まり祝杯を揚げたのを記憶している。

7. アメリカ軍の占領統治

アメリカ占領軍が東京のあちこちに戦車に乗って現れたのは1945年の9月である。日本政府が降服文書を東京湾のミズリー号で調印したのは9月2日であったが、深川にアメリカ軍の戦車隊が墨田川を越え姿を現したのがその時、戦車の上の米兵達は機関銃を構えていた。

7年間のアメリカの占領についてさまざまな評価がある。アメリカの当局は彼らの歴史において最も成功した民主化政策の例だと高言してやまないが、それはプロパガンダであろう。しかし日本においても平和で民主的な政治体制をもたらしたとして評価する左派グループもある。占領軍は政治犯を釈放して共産党幹部はあちこちで祝杯をあげた。我々の世代はその民主化の為のGHQの実験の対象であった。さすがに米軍はナチス軍のように街中をトランペットをならしながら行進して市民を威圧するような事はしなかったが、2-3人の兵隊がジープでパトロールしていて、子供達があつまってくるとチューインガムなどを配って平和のミッションを演じていた。だが、占領下での真実は明らかに報道されてなかった。アメリカの日本学者、ダワーが詳しいが、GHQの政策の中心は非軍事化にあり、社会全体の平和化であった。いささかでも軍国主義的な制度や慣習までも禁止された。中学や旧制高校の校名の番号制を廃止したり、国民学校や中学校の体育としての剣道や柔道も禁止された。

軍隊が平和になると最大の問題は性犯罪である。ベルリンで聞いた話したが、戦後のドイツ女性の占領軍の兵士による性犯罪の犠牲者はおおよそ15万人といわれている。中でもソ連占領地区では酷かったらしい。それを考えれば“日本においてもかなりの性犯罪の犠牲者が出たはずである。シカゴの新聞記者が書いた“ニッポン日記”によると、占領軍の最初の真剣な交渉は売春業者の組合であったという。しかし東京の名の知れた赤線地帯である吉原も州崎も戦災で消失しており、米軍と交渉した赤線業者は戦災を免れた郊外の業者であったようだ。エリザベスサンダースホームが話題になった事があった。米兵との間に生まれ放置された子供達を救済した話である。敗戦国社会の屈折した心情の中でのヒューマニズムともいべき行為だった。主催者は沢田という三菱の岩崎家の人だが、国家功労賞にも値する人道的活躍だともう。

大宅壮一という当時ピカイチの評論家が日本経済を評して“パンパン経済”だといった。米兵のためのPXという売店が出来ると、米兵にぶら下がるパンパンガール達が米兵からラキーストライクやケントなどのヨウモクをせしめる。それがたちどころに闇市場に流れる。日本の公式なGDPなどほぼ零に近い状態だから日本経済はそれで飢えをしのいでいたのである。

米軍の占領政策はいろいろ変化した。マッカーサー司令官が日本の占領に向かう前にマニラの記者会見で東京に行ったら、どこに住むかと聞かれて、天皇の住む皇居に住むと応えている。まさに日本を殲滅してその天下を治めるという気分であったのであろう。しかし 7 年の占領後、彼がトルーマン大統領と意見が衝突し解任されて帰国し、米国の上下両院の報告会でマッカーサーは日本の文明年齢は 12 歳程度といった事では日本での評判を落としたが、日本の行動は侵略行為ではなく日本の地政的条件から見て自衛的、防衛的であったと証言して日本の専門家の評価を得た。これは極東国際軍事法廷、いわゆる東京裁判の姿勢とは異なっている。東京裁判はニュルンベルグ裁判と同様な原理で裁いた結果、日本とナチスドイツを同罪として裁き欧米の文明に背くと断罪した。インド判事が明快に主張したように欧米先進国の植民地支配の正当化であった。人道に反するホロコーストにしても日本軍にはその痕跡もなかった。裁判の論理構成からして当初から破綻していたのである。

ポツダム体制下の連合軍の占領下では日本側に関係なく連合国の間における冷戦対決が絡み米ソの特殊機関の暗躍して情報戦が展開された。その現場は丸の内にある三菱号館であったが、日本当局は介入出来なかった。ソ連からの亡命者ラストロボロフ事件など日本側だけでは解決出来ない不可思議な事件がそれ以外にもいくつかが発生した。国内問題でも、国鉄総裁の事故死した下山事件、三鷹事件など日本の司法の範囲を越えていた。

他方、日本を完全に理想的な民主体制に改革しようとする試みも見られ、アメリカのルーズベルト政権の成功話などが、GHQ の教育視察官などを通じて伝えられた。私の高校時代、英語の時間に訪問した米軍視察官は黒板に“TVA”と書いてルーズベルトのニューデール政策を説明していた。

サンフランシスコ条約後、連合国、主として米軍の占領が解除され、東京の街からジープの姿が見えなくなり MP の腕章を付けた米兵がいなくなり、国電の進駐軍専用車両が消えて庶民には平常の生活が実感出来るようになった。しかし食管法がまだ生きておりどこかに出かけるにも宿泊する時は、必ず米持参であった。

8. 皇居前広場

昭和 18 年に日比谷公会堂で開催された大東亜会議は、日本政府の戦時中のイベントとしては最大であった。国民学校の子供達も動員されて、会場の日比谷公会堂に集められアジアの首脳のスピーチに子供達は小旗をふりながら万歳を叫んだ。私はその時に暗唱したアジア代表の名前をいまでも記憶している。

あの界限の雰囲気は敗戦で一変した。昭和天皇の 8 月 15 日の放送による敗戦の宣言にショックを受け、かなりの人が皇居前広場に無念の表情で集まった。内部では若手将校らの反乱も噂された。しかしそのショックが終り、占領が開始されると広場はさらに一変し、誰いうとなく、人民広場だといってさまざまな集会が行われるようになった。終戦直後は復員がまだ本格化しないので日本の人口にしめる成人の人口は限られていて、皇居前広場のイベントに参加出来るのは学生か子供達であった。新憲法発布の 11 月、吉田首相、マッカーサー司令官の出席があり、万歳が行われたが、参加者はほとんどが動員された子供

達であった。

サンフランシスコ条約のあと、学生中心のメーデー事件が起きた。広場にパークしていた米軍の将校のものと思われる乗用車は次々と火をつけられ黒煙をあげて燃え上がった。日本の警察が鎮圧のため戦後初めてピストルを使ったとする事件であった。平和的移行を考えていた米軍は若者達の反米感情の根深さにショックを受けた。事件の流れは 1960 年の反安保闘争デモに繋がったように思う。

9. 教育、アカデミズムの深い傷跡

明治以降の近代化過程における教育は日本史における最も成功した分野といわれて来た。欧米の近代的な学問を学ぶ為に外国から教育者を招きまた若き野心に満ちた留学生を海外に送り出し、欧米の学問水準に一日でも早く到達出来るように努力した。これが戦時体制で一変した。いつ頃からかといえば憲法学でいえば美濃部事件の頃からであろうか。さらに戦時下、大学生は学徒動員で勉強期間が短縮されて戦地に送られた。大学研究者も軍事訓練に動員された。このように教育学術世界は一時的停頓を経験した。

戦後、大学が平常にもどったとはいえこの状況、アカデミズムの空洞化はすぐには回復しなかった。63 制の若者が育ち大学を目ざす頃までに大学は戦前の状態に回復していなかったのである。しばらくの間、戦時体制下で研究者となるべき世代に人材がなく若者の向学心とそれに応えるべき大学との間にギャップが存在した。しかもその間に社会の大学、高等教育に対する期待は高まるばかり、文部省は大学の内容より量へとあたらしい大学の設置を認めたのである。

1970 年代に OECD で組織された専門家グループが、日本の大学、社会科学について評価を加えた事がある。日本の大学は入学試験は厳しいが、キャンパスでは 19 世紀的な西欧の観念的ドクトリンを中心にした講義が展開されていて、大学に期待して入学した学生の期待に十分応えていないという結論に達した。日本の学界から反論もあったが、キャンパスのムードがやや雑多で学問的には緊張にかけている点は関係した者として反省点であった。

10. 早稲田大学の課外講座

私の学んだ早稲田大学は伝統的に官学の大学と異なり、創設者の大隈重信の構想の反映か国学主義で、外国人教師が少なく日本主義が主流であった。その為か多少語学力と教養が劣るというのが明治の建学以来の特徴だったらしい。有名なエピソードとして知られ話がある。東大の有名な英文学教授、中野好夫が英文の解釈をめぐって興奮した際、“こんな英文がわからないのなら早稲田にいけ”とどなったという。

しかし早稲田大学当局は大隈講堂を使い、さまざまな内外の一流の人物を招いて公開講座を開いて学生の教養を補ってくれた。中心は文学部の中谷教授だった。ノーベル賞の湯川秀樹、ソ連の作家のエレンブルグ、ネルーインド首相、西ドイツのアデナウアー首相、インドネシアのスカルノ大統領、作家の亀井勝

一郎、画家の岡本太郎など。それに英語の松本馨教授やロシア語の米川正夫教授らによる通訳解説があった。私は法学部の定例の講義より熱心にこれらの講義に参加し、それに誘発された。中でもハンスモーゲンソウというアメリカのシカゴ大学の政治学者の講義に感銘を受けた。彼はもともとドイツの出身で法律家であった。ユダヤ系である為にポストを失い、アメリカに亡命するが、アメリカの救済機関から推奨された最初の仕事はエレベーターボウイ。シカゴ大学の国際法学者、クエンシーライト教授に見いだされて学者となる。彼はアメリカでは本来の専門である、国際法、法学を捨て、政治学者となって論文を発表するようになる。彼の人生を通じて国際法が無力である事を体験し、政治学的思考に転向したのである。同時に彼は国家の行動に対する道徳性を講義では強調していた。この時の講義はその後、1966年にワシントン DC におけるアメリカ国際法学会に招かれて、アメリカのヴェトナム参戦をめぐる学会の論争を体験する事でさらに私の考えを深めてくれた。その当時 TV でもキシングジャー vs ハンスモーゲンソウ論争でも有名になり、アメリカの若者のあいだで高まった反ヴェトナム運動に影響をあたえた。共に強いドイツ語なまりの英語だったが、印象的な論争だった。

1 1. 海外留学の夢

大学で学ぶ事にある種の期待をもっていたが、キャンパスは思想の混乱の中にあっただ。しかしそれは悪い事ではなく、キャンパスを歩きながらもさまざまな出会いがあり、狭いキャンパスながら自由な発想は可能であった。それほど豊かでもない学生食堂で 20-30 円のそばを啜りながらの話でも共通して貧困からの脱出が話題になっていたように思う。しかしイデオロギーの対立から激しいプロパガンダがはびこっていた。“中国には蠅がない”，“ホテルには鍵が不必要なほど治安がいい”。“モスクワにはフリガンがない”などのテーマがまじめに取り上げられて左翼活動は活発だった。こんな信じられない話が横行するキャンパスを見るにつけ、私は海外で学ぶ事を夢みる様になった。

1 2. 日本脱出の可能性

事の始まりは 1960 年頃である。私は早稲田大学法学部を卒業し、大学院に席をおいていた。早稲田大学には 6 年間学びようやく将来の専攻する未知の分野がみえなかったところであった。留学を志したものの当時日本人の外貨持ち出し限度は個人一人当たり 200 ドルであった。金持ちも学生も区別なく、日本経済は 1 ドルを惜しんで経済復興に邁進していた。対ドルレート、360 円であるから日本円に換算すると 7 万 2000 円、大卒の初任給が月給、1 万円そこそこ、それでも海外で生きて行けというのであるから、事実上、海外生活は外国のソースがないと不可能だった。しかも敗戦国であり復興途上にあっただ日本にたいして同情をよせる国は少なかった。

考えてみると私のポーランド政府の奨学金での海外留学はこのような事情を考えれば幸運に恵まれた一歩であった。だが、その道程もやさしいものではなかった。

1 3. 海外留学と国際学会参加；

私は学生としては法学部に属し大学院でその作業を続け、研究者としては将来に不安を抱える初心者であった。のちに教育者となり、学生に諸外国における法の実態を教える立場になる事など予想も出来なかった。その専門の国際法と比較法は文部省流の分類によると基礎法学にぞくする。法学の実務目的からすると理論的貢献を目的としている分野である。しかし私は研究室における文献研究もさることながらさまざまな海外での人的交流を通じて学際的接触をこころみ、日本の慣行からするとやや異例の経験を積んで来た。今日の学術用語でいえば学際研究の延長としての体験である。

ここでは海外での留学や学会活動の流れを整理してみたい。一端、日本を離れるとだれしも新しい視野、展望をえられるといわれる。特に社会科学にとってはかけがえのないチャンスと映ったので海外留学は戦前では研究者には慣例になっていた。だが、戦時体制とその後の外貨規制で日本では鎖国状態が長く続いた。

1 4. 留学と国際学会での学者交流

留学から始まる学術交流の歴史的経過を追ってみた。各項目ごとに学者名をあげた。主としてそれぞれ私の指導教官であったり、学会で感銘を受けた人々である。

#1961年から1965年（4年間）ポーランド政府研究奨学生、ワルシャワ大学法学部国際法と法理論講座、ラックス教授、ベレゾフスキ教授、エールリッヒ教授；（博士課程）

#ワルシャワ大学滞在中は、海外からの客員教授の講義があった。グレーブソン教授（比較法、国際私法、ロンドン大学）、ハラルドバーマン教授（ソ連法、ロシア法、ハーバード大）

#1965年から1966年（1年間）米国インディアナ大学、ロシア東欧研究所客員研究員として学術奨励賞を受ける。ベネシュ教授（東欧国際関係）、バンディチ教授（ポーランド史）、キャンベル教授（社会主義経済）ジェロムホール教授（法理学）、客員教授、クエンシー＝ライト（シカゴ大、国際法）ブルーミントン、インディアナ

#1966年、米国国際法学会参加、ワシントン D.C.ラズウェル教授（イエール大）、マクドウガル教授（イエール大）

#1966年、政治学国際会議（IPSA）、ワルシャワ会議参加、エールリッヒ教授、ザワツキ教授、ワルシャワ、（ヤブオンナ）

#1968年、日本比較法学会での学会国際取引法についての報告（帰国後最初の学会報告、名古屋大学研究生として報告）稲子教授（名古屋大）、道田教授（京大）、喜多川教授（都立大）、京都大学

#1969年から1970年（1年間）ポーランド政府研究奨学生、ポーランド科学アカデミー国家と法研究所、パール教授

#1975年, 法社会学国際会議, 東京, 箱根, 会議参加, 川島教授, 千葉教授, 福島教授ポドグレッツキ教授, ウオシュ教授, クルチェフスキ教授(ワルシャワ大)

#1976年(米独立200年)ハーバード大, バーマン教授訪問(ケンブリッジ, ボストン)

1977年, ポーランド家族法講義, デトロイト大学(初めて米国で謝礼を受ける)デトロイト, ワグナー教授(デトロイト大), バンデッチ教授(イエール大)再訪, インディアナ大学再訪, フェデンスキ教授, キャンベル教授(ブルーミントン)

#1977年, エジンバラ大学東西関係研究所, エジンバラ, 英国(Co-existenceの編集長をしる。)

#1978年, 政治学国際会議(IPSA), パリ, 会議参加, 日本における経済組織の多

元構造について報告, エールリッヒ教授, アモン教授(パリ大), ステルマフオスキ教授(ワルシャワ大), ドイチュ教授(ハーバード大)

#1978年, 国際司法裁判所を訪問, 旧師, マンフレッドラックス判事(教授)と再会, ハーグ, オランダ

#1981年, 政治学国際会議, コルフ会議, ギリシャ, 参加, エールリッヒ教授, コルボンスキ教授(UCLA), アモン教授(パリ大)

#1982年, スリランカ法多元主義調査, コロンボ, ムーラ, スリランカ, 千葉教授, 山田教授(日大)

#1983年, 日中国交10周年日中文化交流団, 日本法律学者団として, 北京および上海にて中国社会科学院を訪問, 法学者とあう。宮坂教授(専修大)

#1984年, 台湾コトラ主催の講演会に参加, 日本の戦後の貿易体制, とくに共産圏貿易について集中講義, 台北, 台中, 台南, 高雄の地域において行う。

(若手の研究者には英語で講演するが, 中年以上は日本語でという要望があり後半の質疑は日本語でおこなう。)

#1984年, 政治学国際会議, ボルドウ, フランス, 会議参加, グラチアノ教授(トリノ大), ヴィンチョウレック教授(ワルシャワ大)

#1986年, 日米国際関係論シンポ, コロンビア大東アジア研究所, ニューヨーク, ライシャワーセンター, ワシントン D.C.衛藤審吉教授(東大, アジア大), ジョンソン(元駐日大使, 国務次官)山本武彦教授(早稲田大), 会議後, ヘスチングカレッジ, (サンフランシスコ)ジェロムホール教授再訪

#1987年, 政治学国際会議, ブレド, ルブリアナ, スロベニア, 会議参加, ビビチ教授(リブリアナ大), コルボンスキ教授, エールリッヒ教授

#1986年から1987年(1年間)日本学術振興会の派遣研究員, ポーランド科学アカデミー国家と法研究所, バル教授; エールリッヒ教授

#1987年, ルブリアナ大学社会科学部, 講演, ルブリアナ, スロベニア

#1989年, 政治学国際会議, ワルシャワ。ヴィンチョウレック教授, ブルス教授(オックスホード大), コバレック教授(ワルシャワ経済大), コルボンスキ教授

#1994年, 政治学国際会議, ベルリン, およびエールリッヒ教授名誉記念会, エールリッヒ教授夫妻, バウエツキ教授(クラコフ, ヤギエオウ大)

#1990年（3ヶ月）、日本学術振興会の派遣、ポーランド科学アカデミー国家と法研究所（同研究所のアレンジによりヤギエオウ・クラクフ、トルン、ポズナン、グダンスク、ルブリン、カトウィツ、ウチ、プロツワフなどの大学で日本法について講義）

#1990年（40日）ドイツ、フンボルト大学（ベルリン、ドイツ連邦共和国）交換教授（東海大学派遣）、東西ドイツ統一後のドイツ事情を調査、ライザー教授（フンボルト大）、後半、オスナブルック大学、ライスフェルド教授

#1991年、国際憲法学会、ワルシャワ、会議参加、ザバツキ教授、樋口教授（東大）、奥平教授（国際キリスト教大）

#1991年、ラトビア民有化会議、リガ、報告、東欧経済調査団同行。日本の戦後復興について報告。

#1992年、東海大学ハワイ国際シンポ、ワイキキ、ハワイ、白鳥教授、サツキ夫妻教授（ワルシャワ大）

#1992年、国際政治学会議、UCLA、ロスアンジェレス、コルボンスキ教授、ヴィンチョレック教授、ヴィアトル教授、（ワルシャワ大、元文相）コバレック教授（ワルシャワ経済大）、ピビチ教授（リブリアナ大）

#1993年、東海大学ルーマニアシンポ、黒海大学共催、マンガリア、ルーマニア、白鳥教授、村松教授

#1994年、国際憲法学会、東京、および日ポ会議、立命館大学、京都、会議参加、畑中教授、ザワツキ教授

#1995年、法社会学国際学会、東京会議参加、ポドグレッツキ教授、千葉教授、チャルノータ教授（メルボルン大）

#1995年、東海大コペンシンポ、コペンハーゲン、白鳥教授、レーバー教授（キール大）、プルンスキネ（リトアニア前首相）会議後、ブルンスキネ女史の招きでヴィリニウス訪問。

#1998年、日ポクラクフ＝シンポ、クラクフ、木村教授（北大）、伊藤教授（北大）、アルツトバ教授（クラクフ大）、パウエツキ教授（クラクフ大）。

体制転換の比較研究

#1999年、法社会学国際会議、ワルシャワ、クラクフ、アルツトバ教授、セルズニック教授、宮沢教授、クルチェフスキ教授

#2000年、政治学国際会議、ケベック、カナダ、ピアトル教授、ライスフェルド教授、パウエツキ教授

#2000年、ポーランド科学アカデミー法学研究所より名誉会員を授与される。ウオパトカ教授（元最高裁判事）、クビツキ教授（元法相）、ワシニコフスキ教授

#2003年、政治学国際会議、ソウル、韓国、ピアトル教授、白鳥教授、パウエツキ教授

#2008年、企業文化、コーポレートガバナンス、国際シンポ主催、澁澤財団とコジミンスキ大学共催、ワルシャワ、コジミンスキ教授、ガスパルスキ教授、澁澤財団代表

#2010年、ウクライナ協力シンポ、やまと文化センター、日本大使館後援、プシムシレ、ポーランド、小野駐ポーランド大使ほか

#2010年、ウクライナ、ルボフ大学法学部、EU加盟とウクライナについて、

講演

- #2010年, ウクライナ, タルノボル経済大学, 東西経済関係, 講演
- #2010年, モスクワ経済法学大学 (私立), 日本法についての集中講義 (コジミンスキ大学とモスクワ経済と法学大学の学術交流プログラム) モスクワ, ロシア
- #2016年, 戦後賠償などの戦後処理に関する東西比較; 西ドイツ (ドイツ) と日本, ポーランド科学アカデミー主催, 国際シンポ, ワルシャワ, 参加, 韓国, ドイツ, 日本, ポーランド (韓国大使館が大使をはじめ数名で日本批判)

15. 社会主義国の改革および体制転換の実態についての調査

- #1972年, 日本ルーマニア経済委員会とルーマニア側との会議, チャウセスク大統領の関心があり, 大統領官邸に招待を受ける。ブカレスト, ルーマニア
- #1972年から1982年まで通産省および外務省の委託調査の為, 各年ごとに定期的にポーランド, ハンガリー, チェコスロバキア, ブルガリア, ルーマニアなどを含む東欧諸国を訪問し, 各国の専門機関のスタッフと意見交換。主要テーマは, コメコンの実態調査, 東西経済協力, 社会主義体制から市場経済体制への転換過程など。課題は報告書提出
- #1971年から(社)ソ連東欧貿易会の派遣による東欧各国および国際機関での面接調査を行う;。訪問先'コメコン(モスクワ本部), 欧州連合本部(ブラッセル) 英国王室国際問題研究所(ロンドン), 欧州評議会(ストラスブール), 米国国際問題評議会(ニューヨーク), 米国私的海外投資機構(ワシントン D.C.), 西ドイツ商工会議所(ボン)など。目的は定期的面接により東西関係の変化, 特に直接投資の可能性についての調査。
- #1982年, 日中国交正常化10周年の訪中団, 法律関係者(中国研究所主催)に参加, 北京中国社会科学院, 上海社会科学院を訪問, 中国の新しい外資導入法について意見交換。宮坂教授(専修大)(各種日中関係団体の代表がチャーター機で同乗, 大江健三郎など)北京, 上海
- #1982年, 台湾の対外通商公社の招待により, 日本の戦後の共産圏通商関係について講演(台北, 台南, 台中, 高雄)台湾, 李登輝台湾市長の招待を受ける。
- #1983年, 韓国, (KOTORA)の招聘による講演, 日本の東西経済協力について, ソール)
- #1985年, 英国, 王立国際問題研究所, 冷戦体制解体後の日本の対応政策(長銀経済研究所およびチャタムハウス主催)ロンドン, 西村厚教授,
- #1989-1990年, 通産省などの組織する民間経済団体の東欧調査団の団長としてルーマニア, チェコスロバキア, ポーランド, 東ドイツ, ハンガリーにおける政府機関と面接, 体制転換, 企業の民営化の現状を調査。
- #1991年, 欧州復興開発銀行(EBRD=ロンドン)におけるアクションプログラム作成会議に参加。ロンドン(法改革として市場経済に則した教材, テキストの供給を提案)
- #1991年, 欧州評議会に対する日本政府オブザーバー資格要請に対する会議に参加し, 日本のオブザーバー資格を間接的に要請。米国, カナダに続いて準

メンバーに認められる。ストラスブール、ソフィア（ブルガリア）

#1991年、ラトビア民有化会議、リガ、ラトビア、

#1993年、バルト体制変革シンポ、東海大主催、コペンハーゲン、白鳥教授、プルンスキネ元リトアニア首相、レイバー教授（キール大）、会議後、プルスキネ元首相、女性党党首の招きでビリニウス訪問。

#1993年、農林省によるロシアにおける土地民有化のエリーチン大統領布告の現状調査に参加（キエフ、オデッサ）

#2000年、外務省文化人派遣計画によりデンマーク、ハンガリー、リトアニア、ポーランドを訪問し、日本の小泉政権による改革などについて講演する。コペンハーゲン大学、ブダペスト大学、ビリニウス大学、ワルシャワ。ポーランド

#2008年、“Corporate governance”に関する国際シンポジウムをワルシャワにおいて主宰。澁澤栄一財団およびコジミンスキ大学（ポーランド）の共催。（参加者；日本、ポーランド、ハンガリー）

#2010年、プシシレ、日本文化センター、ヤマト主催、日本の東欧経済協力、特にウクライナ関係についての国際シンポジウム、基調講演、（参加者、ポーランド、ウクライナ、日本）小野駐ポーランド大使など

16. 関係した日本での研究調査機関

1967年に6年間のポーランドおよび米国留学から帰国後、最初の定職は堀江薫雄（東京銀行頭取）が会長を勤める、事実上、経団連傘下の共産圏貿易拡大の為の業界の団体。ソ連東欧貿易会であった。占領下で情報の自由を失った日本では戦略的情報はタブーであったが、戦後の日本におけるソ連情報の集まる団体として、1956年のソ連などの共産圏国交正常化により情報を集める目的で組織された。集められた人材は様ざまであった。旧満鉄ベルリン事務所長、旧関東軍参謀、ハルビン学院OB、旧満州国官僚など、GHQ管理下の戦後の日本では聞く事のなかった戦前のソ連専門家達であった。しかしソ連の専門家はいても東欧の専門家は当時ほぼ存在しなかった。戦前の戦略対象にソ連以外の東欧は含まれていなかったのである。それを実感したのは旧満州国の総理として有名な星野直樹から東欧の話をするようにいわれかれの満州時代の仲間で行っている研究会で報告した際に彼からその事情を聞かされた。彼の満州国の同僚である岸信介はスターリン型の国家社会主義モデルを商工省時代から研究しており、特高も彼らのソ連研究には目こぼしたという。その成果を満州国で実践したといわれている。従って戦前の専門家の研究対象には東欧は含まれておらず空白だった。東西冷戦体制が、東欧から雪解けとして解体が始まり世界は東欧に目を向け始めた。そこに東欧専門家の私の存在価値があったのかも知れない。

17. 研究会への参加、大学研究職への道

#1967年、帰国後、藤田勇教授（東大社研）の紹介で社会主義法研究会に参加した。

#1969年から1971年、阪東教授(明治大)を中心とする現代ポーランド研究会、日本国際問題研究所、参加、“現代ポーランドの課題”を発行、佐瀬教授(防衛大)鶴岡教授

#1972年から1976年、平田重明教授(都立大)を中心とするコメコン研究会、アジア経済研究所、参加、“コメコン体制の展開”を発行、酒井教授(早稲田大)

#1975年、家制度研究会、幼方直吉教授、福島正夫教授(東大、早稲田大)
#1982年からは香川大学法学部に研究活動の場を移した。戦前の旧高松高商時代は大東亜研究の為の東亜研究所があったが、香川大学の法学部新設に伴い、社会主義法、(比較法)を教科に加えた。それを学部の講座として担当した。(当時、首相だった大平正芳の母校である。)

#1985年、ロンドン大学バトラー教授の立命館大学のソ連法講義に協力

#1991年から東海大学法学部に移り、比較法(社会主義法)と法社会学を担当した。

#1982年には千葉正士の主催するスリランカ研究会に参加、スリランカ社会の実態調査に参加しスリランカ政府の協力をえて現地調査を行う。(コロンボ、ムーラ、スリランカ)、“スリランカの多元的法体制”。

#1986年、衛藤審吉教授(東大、アジア大)グループの日本の戦後の国際関係、特に東西関係の研究会に参加。米国コロンビア大東アジアグループと合同シンポ、1986年、ニューヨーク。同時にワシントンD.C.においてはライシャワーセンターで合同シンポを開催。ライシャワー亡き後の米国の日本問題専門家と討議。、特に国務省のアジア専門家と意見交換。ジョンソン元駐日大使は国務次官となり、国務省では高い評価であった。(アウワー国防省アジア部長)など

#1991年、旧社会主義体制の解体と市場経済体制への変革に伴い国際関係が変化した。まず、国際機関である欧州評議会が東側の国の加盟を認め。それに加えて欧州経済復興開発銀行(EBRD)が創設され、日本からの専門家として参加した。(この時初めて外交パスポートを受ける)。ストラスブール、ロンドン

18. 大学での研究活動；

1982年からの香川大学法学部と1992年からの東海大学法学部の専任教授のほか、非常勤の講師として以下の大学で、専門の東欧諸国の法制度、政治状況について社会主義法あるいは比較法講座として担当した。旧都立大学、明治学院大学、中央大学、東京0外語大学、横浜国立大、立命館大学、京都大学、独協大学、琉球大学など、

#1959年から1961年まで早稲田大学の大学院で指導を受けた一又正雄教授は日本の学界ではグロチュースの紹介者と知られる。学界に入る前には国際連盟の事務局に勤務された経験があった。英国の国際法学者、ラウターパクトや海外の国際法学者と交流があった。

#2005年に日本での活動を終了するにさいして属していた学会に退会を連絡した。以下の学会である。比較法学会、法社会学会、EU学会、比較経営学会、

ロシア東欧学会など。今日では学会は会員の会費で運営されているが、当初は学会で報告すれば会費なしの特典がありあちこちに報告したから自動的に関係する学会が学際的になったのである。

しかしこの時代に私が集中したのは国際学会での活動であった。国際政治学学会（IPSA）であり、国際法社会学（RCSL）などである。その際、海外における学会の国家的あるいは社会的サポートの仕組みのスケールの大きさを知った。主宰する学者の影響の大きさであり、学会と行政官の関係であった。IPSA の理事に選ばれた時に今回は私が主宰して日本で学会を開く義務感が発生したが、日本の事情を考えると多少の努力ではとても実現出来ない日本における学界と行政の間の現実を知った。

＃2006年、ワルシャワ大学法学部において日本法講座開講（2021年終了）、2004年にポーランドのEU加盟が実現し、エラスムス計画により大学間の講座開放があり、加盟国の学生が自由に選択出来る制度となったのでワルシャワ大学において共通語に近い英語による講義を開始した。（約50-60名の受講者のうち10-15%が海外からの受講者）

＃2006年、コジミンスキ大学法学部、日本法開講（内容は国立のワルシャワ大学法学部の講座とほぼ同様である。（2018年終了）

19. ポーランド学への助走

私がポーランドという国名に本格的に接したのは、かなり遅く大学生の頃である。法学部の学生として接する文献の中でコバルスキとかコバルスカの人名が判例の説明にあり、両者は同一夫妻の姓名であり、女性名は男性名と異なる表記となるというスラブ系言語の特徴さえもそれまで知らなかったのである。このアングロサクソン系にはない言語は戦間期の1920年代以降の関係する専門文献にしばしば登場するようになった。それは中東欧の国が1919年のヴェルサイユ条約後、旧オーストリア＝ハンガリー二重帝国やドイツ帝国、それに帝政ロシアが解体し、その傘下にあった10数の民族が独立したからである。

判例研究という方法は法学部の中では、それぞれの専門にわかれて行われているが、法学部の六法に関する分野はほとんど国内法であるので日本語文献であった、しかし私の専門的関心が国際的事項であったので、判例の対象も外国文献となり、そこに表記される地名も姓名もさまざまな外国であり、信教、言語、文明が異なっていた。

アメリカの判例では、“フジイ”という日本名がなかなか忘れられない。調べると、第二次大戦開戦直後、ルーズベルト大統領の決定で日系人の強制収容が決定され、財産が不当に没収され、日系人が僻地のアリゾナ辺りの強制収容所に送り込まれた事件に対する、日系人と思われる当事者の合衆国憲法違反を追求する訴えに対する判例であった。このケースは1950年代から始まり、合衆国政府がそれに対する賠償請求権を認め生存する日系人に対して補償を支払いをして問題が解決されるのだが、それはジョンソン大統領の時代まで続く長い訴訟であった。このように判例の分析に関係して問題の歴史的、社会的背景が浮かび上がる。

スラブ系の名前の判例がひんぱんになるのは第一次大戦後である。ヴェルサ

イユ条約を契機に中東欧の諸国には新しい国境が確定し、大量の住民移動がおこった。おおよそ数百万人の住民の移動があった。新しい国には国民が生まれ、国籍法が出来、それに伴い国語が確定し、市民の法的身分が確定することになったのである。出生地の法と居住地の法が異なる問題が発生する。この地域の住民には特別の教育を受けなくとも数カ国語を使い分ける人がいる。家族が数カ国にまたがって生きてきたケースも例外ではない。しかしその言語能力を証明するのは学校教育の証明しかない。オーストリアでは国籍の為にドイツ語学校の修了書がものをいった。国籍取得の為にそれが売買もされた。

日本ではこれらの分野の法律を国際私法と呼ぶが、一般には法学部でもあまり関心をもたれていない。江川英文（東大）という国際的に高名な教授の講義でも受講生は少なかった。日本ではこの分野の専門の弁護士でもない限り日頃からの関心はなかった。これは日本の島国的状況の結果で日本では日本で生まれ居住する人はすべて日本国籍をもつことが当然視されているからである。しかし欧州では、特に中東欧の国においては国際的な法は国家間の公法だけでなく、市民の身分、国籍が絡む重要事項としてあつかわれるのである。国民になる条件は法的に原則を定める必要がある。最短 10 年の居住、民族言語を習得などが条件になるのが一般的だった。それらをめぐって国際的な紛争がおこる。国家間の問題であれば、国際公法があり、ほぼ共通領域はあり、合理的解決の道はあるが、市民の個人に関わる問題は慣習や文化が関わり、そのおかれた社会性が問題になる。これを進めると裁判や法学理論の大問題となる。私はこの不可思議な世界に関心を持ったのである。

20. 言葉と情報の壁；日本における外国語の難しさ

まず、この地域の事情を知るには言葉の障害があった。日本の国際化にはいつも言葉の壁にぶつかる。幕末の江戸湾に巨大な黒船が現れた際、江戸幕府の代表と黒船のアメリカ船長との会談はかろうじてオランダ語で話あったという。その後、岩倉使節が初めてアメリカに渡り。団員が“7 歳の幼児にしてエゲレス語を操り”とショックを受けた日本の外国語事情は 20 世紀においても基本的にはあまり変わっていない。その時の使節団の通訳は伊藤博文だったという。伊藤は幕末に藩の掟を破り、非合法に英国に渡り数ヶ月留学しただけである。彼に頼らざるをえなかった事情は、第二次大戦の際の日米交渉にも見られる。日本側は大使を二人にして米國務省を訪れて宣戦布告文書を手渡している。理由は最初からの野村吉三郎大使の英語能力に問題があったからであるが、それが明るみになったのは米側の秘密電文を解読したところ米側の発言と日本側の理解にギャップがある事が判明したからであった。日本側はあわてて職業外交官の栗栖を二人目の大使としてワシントンに派遣した。。

占領が終わって、いわば、形式的には鎖国状態から解放されてはいたが、状況は幕末の開国時代とそれほど大きな相違はなかった。ただ、日本は 250 年の鎖国はあったが、固有の文明社会であり、知識階層の人々は情報に飢えていた。その事情は戦後も変らなかつた。当時、神田の書店で行列しないと買えない雑誌があった。“リーダーズダイジェスト”というアメリカのあれこれの雑誌のサマリー版の日本語版であった。小学生であったが兄の言いつけて行

列に並んで手に入れた記憶がある。

1950年代に入ると世界が動き始めた。隣の朝鮮戦争では占領下の日本では国民の知らないうちに戦争に巻き込まれて日本は米軍の兵站基地を担っていた。それでアメリカの事情が良くわかるようになったが、日本は1951年のサンフランシスコ条約で独立したとはいえまだ鎖国状態でアメリカ一辺倒の状態、世界との情報ギャップに追いついていなかった。米ソの冷戦の実態も知らされてなかった。ただ、左派系の社会活動は活発で、6-3制の新制中学校でも左派演劇グループの前進座が演ずる観劇が定期的に行われていた。おかげでシェクスピアとかチエホフなどの名前を覚えた。

NHK がカイロ放送をなんとか傍受したけど社内にはそれを解読できる専門家がおらず、アラビア語のわかる人を慌てて探しまくり、ようやく商社員の経験者を探しあててカイロで革命が起きた事情がわかったという話があった。それほど、日本の国際的孤立の情報ギャップの現実は厳しかった。

2.1. 言葉の壁

まず、現地語の文献を読む為に言葉の学習から始めなければならなかった。洋書の丸善に世界の主要言語の教科書のシリーズがあり、そこからポーランド語を選んで自習を始めた。だがそれが無謀である事がすぐわかった。日本語は世界の言語から孤立した言語であるから、日本人にはどの外国語も難しい。ポーランド語はアルハベットこそキリル字ではなくローマ字であったがスラブ系言語の複雑な文法があった。初学者にとっては頭の構造を改革するほどのこととなった。その事を実感したのはポーランドに到着して最初に入学した外国人のためのポーランド語コースでスラブ系言語の学生は短期コースですぐ修了して行くのに、ほかの言語圏からの学生は残された。ドイツ、アメリカなどの学生はその次ぐらい、一番苦労していたのはヴェトナム、中国などのアジア系言語の国からの学生だった。

幸いな事に日本の外交がようやく一人立ちして1956年以降にソ連や東欧諸国と関係が正常化し、その後、東京にポーランド大使館が開設された。早速、大使館を尋ね外交官の家族の中にポーランド語を教えてくれそうな人の紹介をしてもらったのである。そのとき接触してくれた若い外交官、スタニスラフ＝パブラックはそれが縁で付き合いが途切れながら続き、彼は会う度に地位が上がり、最後はポーランドの駐国連大使になっていた。言葉の習得には毎日の学習が必要である。ある時外交官夫人の先生（カバチンスカ女史）から文法を気にしないで日記を書くという宿題をいただいた。英語版の辞書と文法書を頼りに格闘した思い出がある。

2.2. 冷戦時代に共産国で学ぶリスク

7年間に及ぶ連合国という名目によるアメリカの占領期間中、統治の実質的な最高機関であったGHQは当初の計画通り日本の完全な非武装化、そして絶対平和主義をあちこちに浸透させた。それが米ソの冷戦体制と並行して進行した為、日本には強い親米的平和主義体制が構築されていた。しかし同時に米ソ

の冷戦によるイデオロギー対立が持ち込まれ、学生などは圧倒的に反米的左派に同調していた。その象徴が皇居前広場であった。戦後数年いろいろな集会に皇居前広場は使われていたが、1952年のメーデー事件という反米デモ以降、広場は集会禁止になった。代わりに以後左派系のプロパガンダ情報活動は分散的に活発になった。

他方、占領下ではアメリカの情報は当初は自由で、民主的で豊かな市民生活の様子が洪水の様にして伝えられたが、その裏面にアメリカの言論統制政策があった。GHQの言論統制下では巧妙に反米的情報は制限され、絶対平和主義が強調され、あらゆる非軍国主義化が強調された。私が期待する欧州の情報などは大きな壁があり、その彼方にあるという感じであった。NHKは戦時中の激烈な軍国調を一変させ、毎日“カムカムエブリボデー”を放送して日本でありながら、どこかアメリカのアジアの植民地のようなムードを演出していた。代表的日刊紙の朝日や毎日もGHQの検閲による休刊命令を恐れてか、マッカーサー物語りのような特集記事などで占領軍にたいする協力を演出していた。

当時の情報断絶のエピソードには事欠かないが、GHQの方針次第であった。東大の法学部の当時の若手の研究者であった民法の川島教授の話がある。GHQの視察官が東大を訪れた際に、すでに戦時中の軍部協調派の教授は追放されていたが、GHQは教育改革を目指して模索していた。川島が日本は長い西欧との断絶で情報が無いので最近の世界の学界の様子を知りたいと、そのGHQの視察官に対して。専門の法社会学関係の最新の出版物を提供してもらえないかと尋ねたところ、後日、その視察官から亡命ロシア人学者（フランス）の“法社会学”の英訳本の寄贈を受けたという。その時の実感は後日、本人の語るによれば、ややほっとしたところだったという。アメリカの学界ははるかに進んでいると想像していたのとは違って、アメリカもまだ欧州の学界に依存している現実を知ってやや安堵した印象を持ったという。しかし川島は戦後、最初にGHQのアレンジで渡米し、また1950年代にはスタンホード大学の客員教授に日本人として初めてとなる人物であるから日本の学界の水準からすれば例外的な国際派であった。

確かに日本の大学は1920年あるいは1930年代の交流あるいはそれ以前の欧州の学界に依存していたので、戦後の新しいアメリカ流の学派の存在に右往左往していたのだある。

いわゆる東京裁判、極東国際裁判においては訴訟手続はアメリカ流の訴訟法で行われた。日本の裁判制度は欧州制度がモデルであるからアメリカ法に十分に経験を積む弁護士がほとんどいなかった。東京裁判初日に裁判官の質問に応じて。被告全員が無罪を主張した事にニュースを見た国民は一応に疑問を感じた。その背景には日本側の被告席のA級戦犯容疑者は全員、弁護人に指示されて無罪といったからである。それが米訴訟法の特徴であった。日本側の弁護人になった清瀬一郎（後の衆議院議長）、高柳賢三教授（東京大学）は日本では例外的な英米法の専門家であったが、彼らだけでは数があまりにも少なかった（後にアメリカで弁護人が公募され、数名の米国人弁護人が東京裁判に加った。）。

社会的には米語がはびこり大学でもESSクラブがはびこり米語がいかにも流行の先端をいくような有様だった。NHKの米語会話教室、“カムカムエヴ

リボデイ”が毎日放送された。

23. 日本に伝わるポーランド情報

他方、ポーランドはどうか。戦中、戦後のどさくさで社会主義圏に組み入れられた事情については全く知られていなかった。1939年9月にナチスドイツの侵入とソ連軍のによって事実上、政府は機能を失い、ロンドンに亡命した。問題を複雑にしたのはアメリカや英国の指導でロンドンのポーランド亡命政府がソ連と国交正常化協定を締結した事である（1941年7月）。つまり、ソ連は1941年8月から複雑な問題を残しながらもポーランドとの関係が同盟国扱いになったのである。

1951年のサンフランシスコ条約会議にはソ連代表と共にポーランドも参加したが、ソ連代表、グロムイコと同じくポーランド代表も途中退場し条約には調印していなかった。国交正常化条約が締結されたのは1958年である。しかもその政府はロンドンに亡命した旧ポーランド政府を継承する政府ではなく、ソ連統治下で形成された新政府である。戦後のポーランドは社会主義化によって政治システムは統一労働者党（共産党）の単独独裁となり、その国際関係は鉄のカーテンで欧州は東西に分断された東のブロックに属していた。

1955年にワルシャワで世界青年平和祭が開催された。冷戦たけなわの時代であるから左派グループ以外からは注目されなかった国際イベントに日本の学生団体は興奮した。資金はあちこちでカンパし、パスポート発給に躊躇する外務省にデモしたりしてようやく出かけて行った。彼らの土産は世界の学生達の政治社会運動の印象であったが、それとは別に、歌があった。日本で起きていた歌声運動は明らかに左派の運動であったがそれに関連したのであろう。歌声喫茶が盛り場のあちこちに出来た。そこでいくつかのポーランドやロシアの民謡が知られるようになり、中でもポーランドの民謡“シュワジベチカ=森へ行きましょう娘さん”が知られるようになり、学生の間でブームとなった。

この辺の事情をポーランドで聞いてみるとポーランドでも共産圏という鎖国状態であっただけに若者達の閉塞感があったのは事実で、世界の若者と接する機会は大いに歓迎されたという。中心となったのはポーランド社会主義青年同盟（ZMS）で、いわば統一労働者党（共産党）の下部組織であるから党のプロパガンダは当然だが、ソ連と事情は違って、伝統的な西欧との接触は断ち切れないポーランド社会の現実から党としての妥協策でもあったという。

ポーランドアカデミーの研究室で一緒になった同じ歳ころの学者は党員ではなかったけどあまりイデオロギーは気にしないで世界青年際には参加したと当時を回想してくれた。

他方、日本の当局の共産圏対策は戦前から嚴重だった。それにGHQの指導が加わったのであろう。渡航申請のために16通の申請書のコピーが必要だった。一人の日本国籍を持つ人間の行動を監視する為に16カ所の行政部署が知る必要があるという意味であろう。共産圏への渡航者は警察が嚴重に監視していたのである。しかしこの点はGHQの残した政策もあるが、日本には戦前からの共産主義運動に対する恐怖政策があり、赤狩り、の特高は有名だった。警察は民主化されたとはいえ、伝統は残されていたのであろう。近くの交番にま

で私のポーランド行きの話は伝わっていた。

“米よこせデモ”というのがあった。最大の食糧難に直面し、激しいデモが皇居近くに起きた。その中に“なんじ臣民飢えて死ね、朕はたらふく食うてるぞ”というプラカードを持った男が不敬罪に当たると逮捕されたのである。GHQは旧刑法は失効したので逮捕は不当という立場だったが、吉田首相は不敬罪は必要と対立したらしい。結局、確定的な司法の判断はないまま容疑者は不起訴になり釈放された。この当時左派勢力は革命寸前の気分で行動していた。

24. デタント＝東西平和共存の時代

日本のソ連や東欧の社会主義国殿外交関係の正常化はスターリン死後の東側の態度の変化によってもたらされた。1956年ころに冷戦構造に変化が見られたのである。米国の大統領はアイゼンハワーもそれに続くケネデーもそれを好意的に受入れた。ソ連の党書記長はスターリンの死後、フルシチョフになり、平和共存を認めた。アイゼンハワーはフルシチョフをアメリカに招待した。その結果、具体的には東西貿易の再開であり、文化、学術の交流が可能となった。文化協定はまだであったが留学生交流は可能となった。

ニューヨークにあるコロンビア大学に革命ソ連留学（ルーズベルト時代）の第1号となった学者がいる。ジョン＝ハザードという。アメリカにおけるソ連研究のパイオニアであるが、彼は1933年にルーズベルト大統領がソ連を承認し、文化交流が開始された時、アメリカ人学生の第一号としてモスクワ大学に留学した。彼は第二次大戦中の米国の対ソ軍事援助（武器貸与法）などのプログラムなどに積極的に参加し、その計画を支援した。戦後の冷戦下ではすべての米国政府の対ソ援助プログラムは停止してしまっただが、彼は米財界の協力を受け、コロンビア大学にロシア研究所を設置してロシア研究を強化した。

冷戦下であってもソ連研究は強化しなければならないというのが彼の主張でそれを財界が支持し、支援した。私が1965年から属したインディアナ大学のロシア東欧研究所もコロンビア大のそれと同じ趣旨で設立された研究所であった。第一期のスタッフは戦前から東欧などで高名な学者で米国に亡命した学者が多かった。

日本には、戦前のハルビン学院を除けば、学問的にはスラブ研究は細々ながら存在しただけで戦後は冷戦の影響は間接的だったので総合的なロシア研究に関するセンターはなかった。占領下では日本の満鉄調査部などのソ連研究を警戒するGHQの姿勢もあったのである。満鉄調査部の資料は没収され、現在、ワシントンにあるアメリカの国会図書館に保管されている。

私に対するポーランド政府の留学許可は多分にこのような政治的雪解けの環境も影響していたのであろう。

25. 先達に学ぶ

アメリカ留学の場合では政府間の留学制度があり、その他の私的ルートもかなりあった。アメリカ政府は大使館とは別にフルブライト委員会が各国に常設されて全国から候補者を募集して、毎年、数百人の全額奨学金の留学生を送り

出していた。特に言論界や教育界の若手が選ばれた。大衆はミルクとペニシリンで洗脳し、知識人は文化で洗脳するというのがアメリカ政府の長期的な対日文化政策であった。

しかしポーランドには戦前でも留学経験者はほとんどいない状態であった。少しでも参考にしようとあちこち経験者を尋ねてみた。当時を知る友人は私の行動はまるで就職活動をしている新卒の学生のような動きだったという。それでわかった事は戦前のポーランド留学生はほとんど軍人、それも情報将校の予備軍だったことである。その事が理由で戦後は軍関係者は消息をはっきりさせていなかったのである。個人的に残念に思うのは、ポーランド側の文献に出てくる日本人名で当時はまだ存命中の人物がいたのに、その記憶も資料もないので接触出来なかった事である。例えば三度もワルシャワ大使館の武官を勤め、陸軍次官にもなり、ポーランド側にはポーランド語を話す唯一の日本の將軍といわれた山脇大将については戦後の資料は何もない。戦時中の最後のポストはボルネオの最高司令官という記録がある。ただし彼は A 級戦犯には指定されなかった。

26. 森元治郎

ようやくポーランド現代史の生き証人のような人物に出会えた。

森元治郎は、当時、参議院議員、外務委員会に属する論客であったが、属する政党が社会党で野党である事がおおく、永田町界隈を騒がす存在ではなかった。しかし経歴は戦時中の同盟通信社のワルシャワ特派員という格別な体験の持主だった。1938年にワルシャワに赴任し、1939年9月1日のドイツ軍のポーランド侵入の現場の貴重な目撃者、それに日独伊三国同盟の前であったが、実質的には同盟関係にあったドイツ占領下のワルシャワにおいて日本の国策通信社である同盟通信社の記者として行動した事情が聞けたのである。特派員は国際問題に精通したプロであるから開戦直前のポーランドをめぐる内外の情報を聞く事が出来た。それだけではなく、第二次大戦下における日本をめぐる核心的な情報が聞けたのである。

彼を訪ね話を聞いたのは、1960年の秋、国会議事堂の目のまえにある参議院議員会館の部屋である。話が長時間になるので議員秘書の清水がややいらいらしていたが、森は熱をこめてワルシャワ時代を思い出してくれた。当然ながら迷惑を覚悟の上で、その後二三次お邪魔したように思う。

すべてが貴重な体験談だった。興奮状態のまま一言ももらさず聞いていた。国際関係からワルシャワでの日々の生活のことまで。中でも大戦直前のナチスドイツ関係の話、彼はベルリンにも出かけドイツの緊張状況を取材していた。日本がドイツと防共協定を結び、さらにそれを同盟関係に強化をはかり、イタリアを含む三国同盟の目指していた頃である。森は東京の記者時代から知る東郷茂徳駐独大使としばし接触していた。東郷大使はドイツ事情に精通した人物と知られていたが、三国同盟に反対だった。東京からの何度の要請にも応えず、いわば意図的にドイツとの交渉をサボっていたところ、駐独大使解任の通知が届き、新任地はソ連、モスクワへの転勤が命ぜられた。当時の外交官の転地への交通手段は国際列車が一般的であった。ベルリンからまずワルシャワへ、そ

ここで乗り換えてモスクワへの旅程の知らせを受けて森はワルシャワで東郷を出迎えた。ワルシャワではモスクワ行きの乗り換え駅は国際線発着のグダンスク駅であった。森特派員は数時間の待ち時間を使って、東郷前ドイツ大使に詳しくベルリンをめぐる事情を聞きただしたという。東郷はドイツ社会の常識から見てナチスは成り上がりの存在だから、日本がそれに国運をかけるのは危険過ぎるという立場だった。事実上は解任に近い転勤にも不満であった。軍部に弱い近衛首相にも疑問を持っていたという。オフレコなので東郷は自由に本音を吐露していたという。しかし話が深まるほど私の表層な知識では反応出来ず、これからの課題を感じるだけだった。当時の常識的な私の理解からすると、東郷は日本の戦争開始を決定した東条内閣で外務大臣であり、そして戦争終結を決定した鈴木貫太郎内閣の外務大臣も勤め国体維持をめぐりポツダム協定受諾の回答が遅れたといわれた当事者ではなかったかと理解していた。東京裁判の A 級戦犯にも指定された人物でもある。しかし森はいう。戦時中に帰国後、パールハーバー勝利で興奮状態にあった日本で欧州の現実について注目する人は少なかった。東郷駐ソ大使はモスクワでは 1939 年にノモンハン事件の停戦処理をモロトフ外相と交渉し解決した。しかし、松岡洋右外相の帰国命令でモスクワから帰国。無職である東郷を外相に迎えたのは東条英機首相、外務大臣の仕事はもっぱら日米交渉の和平案の軍部への説得工作であったという。

限られた情報で戦争を決定した軍部、マスコミ、そして世論をにがにくしく思いながら戦局の悪化を見て。東郷は終戦工作を構想したが、それを嗅ぎ付けた憲兵に監視される状況となり、森はその影人となり、あちこち動いた。これがポツダム協定受諾直前の状況だったという。東郷が反戦的であったなどは常識的な情報しかない者から見ると意外だった。それにしてもこれが真実かと思わせる話ばかりで、ステレオタイプの情報とは異なった外交の真相の話が山ずみだった。これからのポーランドでの未知の世界がやや見えて来たような気がしたのである。

興味をもったのはドイツ侵攻後、ポーランド政府の要人も外交団も戦火を避けてルーマニアのブカレストにドイツ兵の監視の中で避難したが、日本大使館は大使館の公用車に日の丸を巻き付けてドイツ軍に注意を喚起したが、剣付き鉄砲のドイツ兵からは特別の計らいはなかったという。森は特派員の特権でブカレストに避難したポーランドの知人からかなりの数の私信を託され、それを占領下のワルシャワに持ち込み、あちこち配って回ったという冒険美談も語ってくれた。これも同盟通信社の運転手付きの自動車のおかげであったという。

森は戦後、短命だったが成立した社会党政権の片山哲首相の秘書官に任命された。見込まれたのはその情報通である事だった。片山政権後、森はこの機会に政界に残り、社会党所属の参議院議員に地元の茨城県から選出されていた。ワルシャワでは偶然だが、昔、森の助手を勤めたという老ジャーナリストに会った事がある。

それから 10 年ほど後、私の留学が終わり日本での生活がやや安定した頃、留学仲間を誘い 1972 年に“日本ポーランド協会”を組織した。そのときは森元治郎を会長にして発足した。

そのとき彼は 18 年間勤めた参議院議員の任期を終え、国際協力事業団の顧問になっていた。設立総会は盛大だった。森会長の公的ステイタスもあり、外

務省の幹部から日本ポーランド協会発足に際して祝い金の金一封が送られて来た。極めて異例であった。

27. 内村剛介とジャック＝ロッシ

もう一人の貴重な人物に会う事が出来た。内藤操は本名、ペンネームの内村剛介の方がいられているロシア研究者（元北海道大、上智大教授）である。私が紹介された1959年の末の頃は日商という商社のソ連貿易のベテランとして知られていた。ところが彼の経歴を知る程に数奇な運命の体験者だった。まず、知り合ったときは彼がようやく11年あまりのソ連の収容所（ラーゲリ）生活から釈放されて帰国して、まだ数年と経っていなかった。1956年に鳩山一郎首相がモスクワで国交正常化協定を結んだ結果、日本の戦犯というカテゴリーでソ連の収容所（ラーゲリ）に収容されていた日本人達が釈放され、帰国できたのであった。1956年末に日本に帰国した時、戦後11年も過ぎて、“もはや戦後ではない”と流行語があるほどに日本の日常の生活は平時の泰平な生活にもどっていた。彼の意識の中でどれほどのギャップを感じたかは想像するしかない。彼は後に“生き急ぐ”の処女作で文壇に登場してこのような状況を説明している。

彼は通称、ハルピン学院、正式には満州国立大学ハルピン学院でロシア語としてロシア学を学んだ。ハルピン学院は名目は満州国立であるが、実態は日本の国策で建学されたソ連専門家の養成機関。ロシア文学者の二葉亭四迷が副学長に任命されている。学生の選抜方法も全国の県代表が推薦されて入学するという方法だった。戦後学院は解体され。スタッフや卒業生は日本に帰国後、外務省や各地の大学、研究所のロシア研究のパイオニアになったものが多い。

内村は戦争末期に卒業後、間もなく関東軍に徴用されてロシア語の専門家として従事。日本の敗戦後は関東軍全員と共にソ連軍に収監され、ロシア語の専門家であることから関東軍幹部と共に要人扱いされてラーゲリを転々として、11年あまりをシベリアの僻地で過ごした。

内村が私にぜひ会いたいと言う事情は、私がワルシャワへ行くと聞きつけて、ワルシャワで彼の友人に会って欲しいという事であった。彼の友人とはフランス人でソ連のラーゲリに24年あまり収監され、絶えず処刑の恐怖の中であちこちの収容所を転々とする中で内村と同じラーゲリで語り合った友人であった。彼はジャック＝ロッシといい、フランスのリオン生まれ、若い頃はコミンテルンの活動家として彼の数カ国語に通ずる能力が活かされていたが1938年に本部から連絡を受けモスクワにくると、理由もはっきりしないまま、KGBに拘束され、重犯罪人扱いされた。それ以来24年間もあちこちのラーゲリで過ごした。ソ連の1956年以降の雪解けの中で彼も仮釈放されてKGBの監督下ではあったが、タシケント辺りで平常な生活が許されていた。若い頃ケンブリジ大学で中央アジア言語を学んだので中央アジアを希望したところタシケント行きが許されたという。しかしモスクワのフランス大使館はフランス人として立証する書類のないロッシに関わる事を拒否したという。かろうじて彼の母親が再婚した相手、義父がポーランドの有力者であった事からモスクワのポーランド大使館が関心をもってくれて何度かの交渉の後、仮のポーランドパスポート

が発給される事になった。彼がそのポーランドパスポートで 20 数年ぶりにソ連の大地を列車で離れてポーランドに着いたのが 1961 年の初めであった。これが内村が話したロッシとの関係である。ロッシは確実にワルシャワにいるから訪ねて、内村の話伝えてくれというのである。私は約束を守り、それから数ヶ月後の 1961 年 5 月にワルシャワに到着して高等教育省で手続を終えた後最初にあった人物がジャック＝ロッシであった。

内村とロッシのソ連のラーゲリでの体験がどんなものであったのか、スターリン主義を少し知る程度の知識しかない初心者には想像もつかなかった。ソ連が解体したあと、フランステレビと NHK が合作で旧ソ連の政治犯収容所の実態を暴露する番組を制作した。ロッシもかり出されてテレビ班と共にモスクワに行き KGB の本部で彼のファイルを見る画面があった。彼はそのとき初めて彼がどんな罪状で逮捕されたかの書面上の確証を見たという。スターリンのシステムの犠牲者はナチスのホロコーストに匹敵する。

ロッシとはそれから長くつきあうことになるのだが、あまり個人的なことには触れない会話の中でも、電話は公衆電話を使う事などが注意された。それでわかったのはポーランド当局からすると彼は依然としてソ連当局の影響下にある人物として扱う必要があったという事実であった。

二人がソ連のラーゲリで体験した現実を理解したのは、彼らのワルシャワでの再会に立ち会ったからであった。ワルシャワ生活 2 年目の頃、内村にたいするソ連当局の態度が軟化し、滞在ヴィザがようやく許可され、内村が社用でモスクワに出帳の帰路ワルシャワに立ち寄る事になったのである。私はロッシと二人でワルシャワのオキエンチェ空港で内村を迎えた。二人はシベリアのラーゲリで別れて以来 10 年ぶりの再会であった。

ロッシはラーゲリで貴重な体験をしている。近衛首相の長男の文隆とラーゲリで共にすごし、ほかに英語を使う人がいなかったので秘密の言語のようにして英語で自由に話しをしたという。近衛という日本人はアメリカのプリンストン大学に留学したという。彼は関東軍の幹部と共に要人扱いであったが、1956 年に病死したとされ遺族が遺品を受け取っている。日ソ国交正常化の直前であった。

ロッシはその後、ワルシャワ大学でフランス語講師となり、平常な生活を送っていた。フランス国籍は 1980 年代に回復し、海外旅行も出来るようになり、パリに帰った。私もその頃彼のパリのアパートに泊まりゆっくり話す機会があった。彼からは収容所で経験した文明論をよくきかされた。日本人のグループがラーゲリに送られてくると文明が来たような気分になったという。ラーゲリのあちこちの場所がきれいになったという。あるときワルシャワで上映された小津安二郎の“東京物語”にロッシを誘ったが、しきりと目線の高さに固定したカメラワークに感心していた。日本の静かな日常生活が訴えるのだという。彼の美意識にはロシア的なものの対極にある日本の評価が高く憧れに近い存在になっていたのではないかとおもう。

28. 松村謙三

日本を代表する政治家に会えるとは想像もしていなかった。私のポーランド行きがあちこちで知られるようになり、大学でもまれなケースだからと、大浜信泉総長室でもあれこれ配慮してくれ、要人を紹介してくれた。ラクビー部の監督としても有名な大西鐵之祐室長が松村謙三代議員の自宅に連絡してくれたのである。彼は政治家としてのスタートは早稲田大学の創設者の大隈重信の秘書だからと明治の母校の出身者らしく見知らぬ若者に対して全く自然な態度で接してくれた。自宅は西部新宿線の沿線にあった。広い庭があり、蘭や薔薇が自慢らかった。部屋に通されると家人がお茶を立ててくれた。このような古式なもてなしは初めてだった。松村は戦後、初代の文部大臣や農林大臣で知られていたが、外交官の重光葵と進歩党を結成し、一時、自由党に対決する保守勢力となった。しかし 1955 年体制を構成する保守合同で自由民主党となって、彼はその当時、自民党の副総裁であった、しかし党首の岸信介とは肌が合わないらしく、党内野党のリーダーのおもむきがあった。政治情勢は安保問題をめぐり国論が左右に分断され不穏な状況になっていた。当時、劇的な総裁選挙の結果、党首となった石橋湛山が大衆的な支持をえていた。それを支えに彼は中国との国交正常化をアピールしていた。しかし彼は病気を理由に施政方針演説もしないうちに辞任を宣言、自民党は自動的に次点である岸信介が総裁となったのである。岸は石橋とは立場が異なり、いわゆる親米派で中国の関係を厳しくなっていた。

松村は石橋の意向を汲むようにして国交のない中国問題の改善に力を入れてしばしば中国を訪れていた。この時の最初の会話は中国についてだった。最近訪れた中国のこと、早稲田に関係した周恩来の印象を語ってくれた。社会主義国といってもイデオロギーより民族の愛国心が核心だよと強調された。

松村は外務大臣経験者の重光葵と進歩党を結成した事情もあり、重光と親しい外交官は良く知っているのと、太田三郎駐ポーランド大使を紹介してくれた。誰が大使かは知らなかったが、秘書をしていた田川誠一が元朝日新聞記者らしく調べていた。そこで日本外務省が悲運の省であり、内部においてもいわくありげな事情がある事がわかった。まず、7 年間に及ぶ占領下では外交権を奪われたのでかなりの人員が不要になり人員も整理された。そして仕事も外交権はなく、占領軍、GHQ の下部機構のようになり、終戦連絡事務しかなかったのである。サンフランシスコ条約後、1952 年に独立が回復し、西側の諸国とは外交関係が回復する。この際、吉田茂首相がかなり独断的な人事権を行使したらしい。その結果、外務省には吉田派と言われる派閥が生まれたという。重光は戦犯容疑により東京裁判で有罪判決を受けるなどして外務省復帰が遅れた。しかし 1956 年の鳩山一郎首相のソ連外交に先行して訪ソして日ソ正常化の予備状況を作ったのは戦前駐ソ大使の経験のある重光の仕事であった。

1956 年以降は東側の国との外交関係回復であるので外務省では第二の人事の波があった。太田は終戦連絡課長として巣鴨拘置所にしばしば訪れ、外務省 OB の重光、広田弘毅、東郷茂徳などの外務省関係者の世話をしたという。日本が独立したあと、太田は欧米派の大使には選ばれなかったが、社会主義諸国の初代の大使達に加えられた。彼らはいずれも重光派であった。松村は毛筆用の巻紙に太田三郎大使宛の紹介状を書いてくれた。達筆だった。私はワルシャワに日本大使館が開設されたので、その大使館員が唯一の在留日本人ではな

いかと想像していたので日本大使への紹介は心強かった。

しかし残念ながら、ワルシャワに来てみると太田三郎大使は急に帰国する事になり挨拶する事も出来なかった。(せっかく松村謙三からいただいた紹介状は今でも私の手元にある。)私のワルシャワ滞在中に話が出来たのは、太田大使の後任に任命された河崎一郎大使であった。河崎大使は在任期間がながく1967年ぐらゐまで、ワルシャワの外交団の長老で、国家儀式の際の駐ポーランド外交団の代表を勤めていた。

29. 澁澤敬三、堀江薫雄

澁澤敬三は私が敬称なしに親しげに語れる人物ではない。世代も社会的地位も異なっている。(戦前の爵位からすると、子爵であり、日本銀行総裁、大蔵大臣の経験者)私が私的にのお会い出来るようになったのはGHQから公職追放令があつて、ようやく個人的な時間が出来た頃である。最後にお会いしたのはポーランド留学の出発に出かける1961年2月頃だと思ふ。すでに病氣静養中で外出は出さない状態だった。綱町のお宅に何うと病室から出てこられてヨーロッパは彼も健康が許せばもう一度出かけたところだ、羨ましいとまで聞いていただいた。澁澤には大学卒業後の身辺的な事に心配していただいた事を除けば私のポーランド行きに直接関係したわけではない。ただ、我が家に伝わる海外の話は澁澤家経由のものが大半なので個人的にはその間接的な影響が大きかった。

澁澤敬三は戦前、大正から昭和にかけて母体である第一銀行を離れてしばらく横浜正金銀行のロンドンにおられた。そのころ欧州のあちこちで見聞を深め、その文化人類学的な観察を時々送られてくる出版物で知っていた。日本ではまれに見る西欧文化に明るい、いわゆる文化人だった。ご本人は銀行家というよりは文化人類学者となるのが希望だったという。

澁澤家と我が家の関係は古く、母方の祖母、文久3年生まれが、北関東から深川の澁澤栄一時代に家事見習いとして関わった時代から始まる。それ以来娘は結婚前に家事見習いのために渋沢家と関わって来た。祖母は訪ねてきたアメリカの客人が靴のまま、絨毯を上がって来たのに驚くといった明治10年代のころを思い出しながら、そのアメリカさんが東京を空襲するなどあり得ないと疎開に反対だった。祖母によると栄一夫人が若くして亡くなり、渋沢家の中では長女の歌子(後に穂積陳重夫人となる。)が中心だったという。渋沢家では特異なりべらるな家風があり、漢学者の穂積を中心に学究的だった。親戚の、尾高家と澁澤の若者を中心にした従兄弟会、それに栄一にあちこちでスカウトされた、いわゆる書生達が、漢書から始まり、欧米の専門書を解説する勉強会は有名だった。ここから5人の帝大教授が生まれたといわれる。祖父(後に澁澤家の縁で祖母と結婚する事になる越後出の無学の農民)は野心を持って東京で徘徊してるところを栄一に声をかけられて渋沢家の書生になった。しかし勉強会のレベルは専門性も高く、祖父は勉強会の書生を脱落してしまつたらしい。勉強会の片鱗はそれからかなり後の私の学生時代。穂積陳重著、'法窓夜話'という著書で法学の古典からさまざまなエピソードを解り易く解説したもので知る事になるのであるが、解り易くといつても相当の知識がないと読み切れない

もので私の印象ではこのような勉強会だったら落第したのもうなずけるものだった。しかしそこでの人の関係は続いていた。私は渋沢家の一族郎党の集まる場所に母につられて末席に顔をだす程度の関係だった。

留学から帰国後、澁澤敬三はすでに故人になっていたが、敬三との人間関係は残っていた。なかでも GHQ から公職追放とされる前後に、敬三がかなり関わった横浜正金銀行の生き残り工作があった。GHQ は日本の国策にかたよった横浜正金銀行を解体する計画だったが、それをなんとかとどめて名称を東京銀行に改め、唯一の為替銀行として存続させる仕事を敬三が行ったのである。その時の人事で初代の頭取には若い堀江薫雄が選ばれた。その人事には彼の昔の上司であり金融界に影響を持つ敬三が関わっていた。

3 0. ソ連東欧貿易会

1950 年代末は日本の国際関係が変化する時代であった。日本の財界もそれに対応して新しい組織、ソ連東欧貿易会という組織を立ち上げ、それに国際派の金融界の堀江が長に選ばれた。私は留学帰国直後、堀江のすすめでそこに就職した。新しい組織であり、しかも東欧問題を焦点にあてた調査活動だけに私にとってははまり役であった。ソ東貿での仕事のなかで、経団連の協力で組織された東欧社会主義国別の経済委員会があり、その事務局を任せられ、各年ごとに合同会議が現地と日本で開かれる事になり、計画経済国と自由主義市場経済国との調整の話し合いの場となった。当時、社会主義国側は経済、技術の両面で東西関係の改善につとめているときであったのでこの種の経済の交流は意義があった。日本のプラント輸出は歓迎され、東西経済関係の花形であったが、その取引交渉過程で日本側は計画経済体制と市場経済の相違を痛感するのである。

問題は社会主義国の事情についての情報の欠如であった。日本の財界のリーダー達はいずれも戦前の旧制高校を経験しており、戦後派より欧州的教養があったのが理由からか、こちらが提供する新情報を熱心に学んでいた。ある時、堀江に同行して東欧の各地を回り金融界の要人を訪問した事があるが、堀江がロンドンで英文で出版した“国際金融”という著書で知られていたので各地で歓迎された。ようやく東西金融協力が始まったのである。

3 1. 東西経済協力に参加した財界人

堀江を中心にした財界人の東西関係に対する本格的な関心を高めた時期は土光敏夫が経団連の会長に就任した頃の 1972 年前後である。東欧に関しては土光敏夫（東芝、会長）砂野仁（川重、会長）、小林宏治（NEC、会長）、大屋晋三（帝人、会長）、堤清二（西武）などの財界の要人が馳せ参じ、各国との合同委員会に参加する為に東欧諸国を訪問するのが慣例となったのである。

1956 年の日ソ関係の正常化に伴いソ連の地下資源に日本の財界人は注目したが、東欧諸国はソ連と違い地下資源には恵まれていないので経済協力を考える際により複雑な対応が必要となった。

各国の合同会議では双方の公式な報告が中心になるが、それ以上に双方の個

人的な交流があり、それによる日本経済界の視野の広がりや相手国の関係者に日本の戦後の新しいアプローチが理解される機会となった。政治的には冷戦時代がまだ継続している時代であるから雪解けが進行しているとはいえ政府間の公式なアプローチには限度があり、ココムのような制約があった。日本側の対応も西欧に確立したブレトンウッズ体制とは異なる計画経済体制を学ぶ準備が必要だった。他方、日本政府においても民間が中心になる東西経済協力に政治的期待もあった。

日本経済は戦後の混乱から朝鮮戦争による特需を契機に再建の糸口を掴んだとはいえ日米関係が中心であり、世界市場へ十分足がかりを掴んでいるわけではなかった。東欧との東西経済協力は欧州に位置する社会主義国が中心だけに日本経済にとっては新しい挑戦であった。

1982 年に四国の高松にある香川大学に移るまで、ソ東貿に 10 年あまり在籍した。本来学界に属する立場からすれば実業界の指導者と接触出来ることはあり得ない事であったのでソ東貿を中心とする実業界での経験は貴重な体験となった。

香川大学での私の研究生活は留学以来のかなり溜まった情報の整理が中心になるはずだったが、研究対象の東欧は歴史的激動に直面していた。しかしこの時代にコメコンと東西経済協力については整理する事ができた。

しばしば東京での接触が必要になった。東欧の激変に際して、官民の組織からの調査団派遣への依頼が頻繁になった。

3 2. 東海大学

10 年あまり在籍した香川大学の次の研究場所となったのは神奈川県平塚にある東海大学法学部である。千葉正士教授が推薦人になっていただいて教授会をパスして松前総長の面談を受けた。松前総長は本来理科系の専門家であり、通信省の研究機関に属する傍ら教育活動をはじめ、戦後は政府間の公式交流に先行して私学らしい独自のアプローチでソ連と学術教育交流を進めていた。さらにモスクワに野球場を建設して寄贈したほどの親露派である。松前総長が亡くなられたとき、昔のロシアの留学生が政府の要人となりロシア人らしい感情をこめた弔辞を述べたのが印象に残った。葬儀に参加した財界人には知人の小林宏治がいた。話しに聞けば松前総長の当初からの協力者で、東海大学の評議員でもあった。それまでは日本ポーランド経済委員会の会長で NEC の会長としておつきあいだったので戦前からの日本の技術界をめぐる歴史的なエピソードを聞く事も出来た。小林は葬儀において松前との昔の関係、厳しい時代の教育指導の話をして参加者に感銘を与えていた。

2005 年に 15 年在職した東海大学の定年制のルールにより退職した。欧米の学界のルールに比べて形式的過ぎる慣例がどこから導入されたかは知らないが、私の学界活動などの観察からみて学者は個人的には差はあるが、定年後の学術活動が活発であるから、少なくとも 60-70 代の学者達の能力は活用すべきだと思われる。それには個人の意欲に関わるので欧米にあるような契約制を導入すべきだと思う。

3.3. ポーランドでの第二の人生

2005年に東海大学退職を機会にワルシャワで第二の研究活動を始めた。比較研究が基調であるが、新しいテーマとして日本論を再考しながら、一応、法学部における日本法講座の枠組のなかで新しい日本論を展開出来たらと考えた。具体的には大学の講座としてはワルシャワ大学の法学部と私立大学のコジンスキ大学の法学部に日本法講座を開設してもらった。

冷戦体制の解体によって社会科学系の分野ではその政治社会的変動を直接的に受けてその影響の範囲は研究の方法からして抜本的变化となった。具体的には社会主義体制が解体し、多くの国が市場経済体制に移行したのである。研究対象の東欧諸国は、市場経済体制を目指さねばならなかった；

私は日本法と社会の分析に当たり、その中心にまず企業文化を取り上げた。学際的テーマであるだけに専門家それぞれの関心はあっても組織化する難しさは予想できたが、2008年にワルシャワで国際会議を主宰するまでになった。

この研究企画を実施するにあたり、澁澤財団に大幅に支援いただいた。会議に必要な資金はもとより日本の学界の有力な専門家数名をワルシャワに派遣していただいたのである。古くからの私的な関係だけで私の企画に好意的に決断していただいた澁澤財団の理事長、澁澤雅英に感謝しなければならなかった。市場経済体制に急速に移行する過程であるポーランドでは初めてのテーマで当初はポーランド側に戸惑いもあったがポーランド学界の注目を浴び、有力な学際的専門家が参加した。あのアダムスミスが富国論の後は再三にわたり道德論を展開している事実に学ぶ必要があると同様に日本経済にとっては澁澤栄一が儒学の知識を強調した事に注目し、儒学の素養にならって論語を強調した澁澤学が学ばれる必要性を紹介したのである。幸いな事にポーランドにも倫理学の伝統あり、戦前からのコタルピンスキ学派の倫理学があった。その学派を代表するガスパルス教授が参加してくれて報告をしてくれた。

3.4. ワルシャワ大学の師の方々

マンフレド＝ラックス教授

私のポーランド留学の機会を与えてくれたのはワルシャワ大学のマンフレド＝ラックス教授である。ラックス教授については国連にある国際法委員会でポーランド代表であったので事前に多少の情報はあった。東側の学者としてはソ連代表が党と政府の代弁者のごとく公式的だったので、西側からはラックスの発言は東側の声として受入れ易かった表現の弾力性が注目されていた。日本は遅れたメンバーであったが加盟後、さっそく横田喜三郎が委員として出席していた。横田は、日頃、研究室で参考に行っている論説の著者本人達が目の前にいるので自分の発言の際には一瞬戸惑ったと当時のややまぶしかったであろう初印象を朝日新聞に語っている。

東京の大使館を通じてラックス教授が、すでに書いたものがあれば提出してほしい、もしそうでない場合は研究中のテーマについて英文のエッセイを提出するようにとの連絡があった。さっそく英文の履歴と共にエッセイを提出した

ところ、ラックス教授は受け入れを承諾してくれた。実際に教授に直接お会いし指導を受けるようになるのはそれから数ヶ月後のことである。公式にはポーランド高等教育省の扱う留学生であるから。あれこれの手続上の問題があった。まず両国間には大学制度の相互承認も出来ていなかったので、日本の教育制度から説明しなければならなかった。私の場合は一般留学生ではなく、博士課程の留学生として少なくとも日本からの第一号となった。博士コースの留学生は奨学金が普通の学生の倍近く高かった。

ワルシャワ大学は1816年に創設された大学で中欧においてはベルリンのフンボルト大学と同じカテゴリーに属する啓蒙主義に影響を受けた大学である。しかし創設から半世紀も経たぬうちに帝政ロシアの統治下で大学閉鎖の状態になり、帝政ロシア政府により閉鎖され、それからしばらくは大学が存在しなかった。ポーランド側は占領当局のロシアを説得し、後にロシア当局がロシア語によるロシア帝国大学を認められて設立された。歴史的には大学は学生運動の拠点となったのでロシア帝政当局との葛藤が続いた。大学の新生と卒業生の数が異なり、学生が当局に逮捕されたり除籍されたりで三分一ぐらいの学生しか卒業していない。

第一次大戦後、完全に独立が回復した後のワルシャワ大学は大学の自治は死活的な原則となったが、第二次大戦下では再びナチスドイツの占領を受けた。戦後の社会主義時代においてもいくつかの危機はあったが、教授達と学生の砦として党の介入に対しては教師と学生が一体となって拒んで来た。

大学の教室で感じる雰囲気は伝統的で教授の権威が維持されていたこと。法学部の名の知れたセミナーは教授、助教授、助手その他研究室の全員が出席し、開かれる曜日も時間も不変の原則があった。言語はポーランド語であるが、参加者は二三カ国語の知識は常識であった。

ラックス教授は大学以外に外務大臣ラバツキの顧問という仕事があり、外交の実践に関わっていた。当時、評判になった、ラバツキ＝プランという中欧の非核化プランにも関わっていたのではないかといわれた。私の論文の打ち合わせに大学ではなく、外務省のラバツキ大臣の隣にある教授の執務室で打ち合わせをした事があるが、外務省の受付が簡単なチェックで通してくれたのが意外であった。

彼は研究室に閉じこもるタイプの学者ではなかった。海外からの講演依頼に応じた沢山の講演資料がある。その特徴はイデオロギー問題を避けて国際法の原点に遡り古典文献を引用しながらルールの原点を示すというところにあった。それが理由かもしれないが政治体制を問わずあちこちから名誉博士号を受けている。私がワルシャワを離れて間もない頃の1966年にハーグの国際司法裁判所の判事に選出された。一期9年間であるが、再選されて3期、27年間在任していた。しかしその任期を全うすることなく最期の年にハーグで亡くなった。

在任中に、ハーグ国際法アカデミーを代表する立場で日本を訪問され、公式な訪問であるので昭和天皇と会談、福田首相とも会談した。私は、早稲田の研究会にラックス教授を招き学術的な講演をお願いした。日本はもっと国際的に発言してほしいというのが彼の声であった。

ハーグ国際司法裁判所の葬儀委員長は日本の小田滋判事であった。遺体は裁判所内の西陣織で飾られた日本ルームに安置されたという知らせがハーグの本

部から届いたが、ハーグから東京は遠い。ハーグの葬儀には参加できなかったが、ワルシャワにある墓地には花を捧げている。ワルシャワでも葬儀が行われ、小田判事がワルシャワでも葬儀委員長だった。アメリカの国際法学界誌(American Journal of International Law)は外国の学者に対しては異例の特集号を組んでラックス教授の死を惜しんだ。

ラックスは現在はウクライナのルボフの出身、戦火を逃れ戦時中は英国で過ごした。郷土の先輩で英国で高名に成った国際法学者ラウターバハトと同じような経歴である。私がアメリカと呼ばれていると話すと同名なアメリカの国際法学者を紹介してくれた。その交際の範囲はイデオロギーや国境を超えていた。

スタニスラフ＝エールリッヒ教授

同じ法学部で国際法以外に関心があり、参加したいと思っていたセミナーはスタニスラフ＝エールリッヒ教授の国家と法のセミだった。教授からぜひ参加しなさいといわれて以来、教授とは90歳で亡くなるまでの30年を超す長い師弟の関係になった。エールリッヒ教授は、日本流に言えば法哲学に近い専門であるが、アメリカには1950年代にフルブライトの交換教授として訪れており、法学と社会科学一般について問題意識をもち国際学界の事情にも精通していた。有名にしたのは“複数制の政治理論”であった。しかし一党独裁を国是とする当局の理論とぶつかり、彼の論文や著書は当局の検閲の対象となり、発禁処分になった。しかし欧米の学界人が彼を支えた。政治学の国際組織であり、会員が世界の学者1000人を超す政治学国際学会(IPSA)では彼を副会長に選び国際学会での発言の機会が与えられた。当局はパスポート発給を停止したり国際活動が出来ないよう邪魔したりしたが、1966年にはワルシャワで西欧の学者を招いて国際学会を開くまでに当局も譲歩した。

国際政治学会 (IPSA)

エールリッヒ教授の推薦で私はフランス、イタリア、米国、ドイツ、ギリシャなどの国際政治学会の会議に参加し、発表する機会が与えられた。そんな機会に世界的に名の知れた学者達と付き合いが始まったのである。

1980年のギリシャのゴルフ場での会議の時、アモンという長老のフランスの政治学者と知り合った。午前中の会議の後の休憩で海辺の海水浴の際、彼はクセジュという文庫本で“社会主義”の著者で有名であったが、ソ連には失望していると話かけて来た。それに引き換え日本は好調だと聞いている。しかし日本のこと知らないのでもいい文献があつたら教えてくれないかという。話をしている。彼はドゴール大統領の法務大臣も勤めた事もあるという。立場は中道左派という事か。それから数年後、ワルシャワで開催された憲法学者の国際学会で同じアモンという若い学者と話をする、あのアモン教授の息子さんで、現在パリ大学の憲法学の教授だった。フランスにおける学者系家族のエリート風な薫りを感じたものである。

1980年のその年、ギリシャにとっては重要なことが起きていた。ギリシャ

正教の使節団がポーランドを訪問し、正教とカトリックのほぼ一千年に渡る断交を破り、両者の正常化を実現した事であった。その発端がバチカンではなくワルシャワであったのが注目される。ポーランドは社会主義国でありながらカトリックの枢機卿をおく国であったからであろうか。コルフ会議の最終日、ギリシャ正教会の大僧正のレセプションに招待される事になった。国際会議では通常地元の市長などから招待されることはあっても、ギリシャ正教の権威者からの招待は全くの例外であったので出席する場合の服装など、主催のギリシャの学者の注告をきき正装は準備出来ないとしても黒いネクタイでごましながら参列した。友人のカルフォルニア大学 (UCLA) のコルボンスキ教授が興奮気味にワルシャワ訪問の神父にその時の様子を聞きただしていた。ワルシャワ空港には正教会使節に対して党の政治局員らが出迎えたという。ようやく宗教界も東西関係に習って本格的な雪解けが始まったという感じを受けた。

連帯運動の理論家、ステルマホフスキ教授

1965年頃、ワルシャワ大学の民法講座に変化が起きた。それまでのシェル教授が急逝され、空席となった民法講座の教授にプロツワフ大学のステルマホフスキ教授が任命されたのである。農地法のシンポが科学アカデミーの研究所で行われた際、集団化に批判的で、ポーランド農業の特徴は個人経営にある事を強調されたのが印象に残っている。教授と親しく話したのは1978年パリで開かれたIPSA (国際政治学会) の研究会の後だった。カルチェラタン小さなレストランで友人のヴィンチョレック (ワルシャワ大教授、国家法) とともに連帯の実態について話を聞かせてもらった。彼は会議で初めてポーランドの労働運動の現状、形式化した共産党傘下の組合は存在するが、労働者はILO型の本格的に自立した組合の組織を目指して動いている。当局は警戒して警察力を使い弾圧していると報告した。これが西欧で初めて聞く、連帯運動の報告であった。その会議では1979年の会議をモスクワで開催される事が決まり、ソ連の反体制運動の象徴的人物である物理学者のサハロフとの会談の可能性も検討され、国際学会が社会変革に積極的に参加する意思を示した。有力なハーバードのドイチェ、フランスのデベルジュなどの政治学者も賛同した。

それから2年ぐらいで連帯運動は当局の弾圧とシイソーを繰り返しながら展開し、ついには1981年頃には1000万近い労働者の圧倒的支持を受ける団体に発展した。ステルマホフスキ教授はワルシャワ大学の正門に個人として警察の特別機動隊に逮捕され苦境にある労働者を助けようとアピールを掲げていた。

1980年に政労協議が成立し、混乱の中でもポーランドの新しい路線が期待されていた。その頃彼の自宅に電話しても家族がいうには地方に出帳している事が多かった。あちこちで連帯運動に関して相談を受けていたのであろう。ポーランド問題が東西関係の焦点になっていた。戒厳令が公布されたのは1981年12月である。政府は内外の緊張状態の打破の為に苦渋の選択だと説明した。私は東京にいたのであちこちのメディアの取材を受け、NHKの政治番組にも出た。当局はポーランドの特殊事情でカトリック教会関係者には触れないようにして連帯労組の幹部クラスを拘束した。その頃、ステルマホフスキがポーランドカトリック教会の使命を帯びて東京にやって来るといふ。事前に私信で私の当

時の勤務地である高松に連絡があった。彼はカトリック教会の枢機卿の顧問でもあった。ポーランド政府の代表機関である大使館は連帯運動は非合法という立場であるから無関心を装っていた。彼の滞在は日本のカトリック教会のアレンジであったので目白にある教会の宿舎で日本の官民の協力の可能性を彼と協議した。日本はカトリック国でないので高々100万のカトリック人口である上に政教分離が深く浸透している。公的には内政干渉になるので難しいと私は思ったが、外務省では課長が会ってくれる事になった。

戒厳令が解かれ、初めての自由選挙が行われた1989年に降ポーランドは東西冷戦体制解体の先頭に立ち、その政治的リーダーとなったレフ・ヴェンサはノーベル平和賞を受けた。そして初めての大統領選挙で大統領に選出された。ステルマホスキは総選挙の上院議員にえらばれ、そこで上院議長に選ばれた。それから大統領就任までの期間、空席の大統領に代わって彼は大統領代行を勤めた。初めての大統領就任式の当日、ステルマホスキは私を議長室に招き入れ式典を見てくれという。式典はカトリック教会、ロンドン亡命政府代表が出席し、1939年9月にドイツ軍の侵攻により事実上解体し、以来、ポーランド亡命政府が保持していた国旗などが新大統領に手渡され、新政権がポーランドの戦前からの政権を正統に継承する政権の正統性を承認する手続を行った。それは半世紀を過ぎたポーランドの歴史的旧体制の復活のドラマであった。

シルベステル＝ザワツキ教授と戒厳令

ザワツキはワルシャワ大学の国家法の教授であるが、同時にヤルゼルスキ大統領の下で法務大臣を勤め、なかんずく1981年12月の戒厳令の際の法務大臣であった。戒厳令に対する世論の非難は圧倒的であるから体制転換後のポーランド社会で彼に対する非難あるいは無視の態度は明らかである。しかし1970年代末から体制内改革を目指し、法制度の改革を目指し動いていたのは彼であった。社会主義制度では権力の民主的集中の名目の為に政策形成過程の多元主義、つまり異論を認めない。一端形成された政策は無謬主義によって絶対的正当性の論拠とされる、彼はそれを改革し、いわば体制内から改革をめざした。1980年代の改革で、まず、憲法裁判所の独立、そして自立した行政裁判所の創設が認められた。この頃は私はワルシャワを離れていたが、直接、様子を調べる為にワルシャワに短期に出かけていった。ザワツキ教授と法務大臣室で長く話し込んだ事もあった。驚くべき事に東京に帰るとアメリカ大使館から話を聞きたいと連絡を受けた。二人のアメリカ人は一人は大使館一等書記官、もう一人はワシントンの本部からの東欧専門家（多分、CIA）。彼らが聞き出したかった事は、いつポーランドで戒厳令が実施されるかであった。アメリカ人は、私がザワツキ教授を訪ね、長く話したことを知っており、それを聞いたのではないかというのだ。アメリカの情報ネット網にも驚いたが、私の行動がそれほど監視されているとは思わなかった。それから二か月後の12月にポーランドで戒厳令が施行された。戒厳令の後、NHKから連絡があり、日曜日の政治討論会に出ることになるのであるが、米国側からの話しがあった件は公表しなかった。

1991年にポーランドの1791年に発布された近代憲法の中でも歴史的な存

在となっていた 5 月 3 日憲法を記念した国際学会が開かれ、中心になったザワツキ教授に久しぶりに会い、体制の変革したポーランドの現実を実感した。

ワルシャワ大学東洋学部日本科'米川和夫とコタンスキ教授

ワルシャワのコネが意外にも近くにあった。文学部の友人がロシア文学の米川教授の息子さんがワルシャワ大学で日本語の先生をしているという。さそく文学部の米川正夫教授の研究室を尋ねると息子の米川和夫が、早稲田大学の露文を卒業したあとポーランドに留学し、ポーランド語をマスターしたあとワルシャワ大学東洋学部の日本語の講師となり、その教師役を始めた頃だという。米川教授は、詳しく頼む事もあるので自宅に来るようにといわれたので、後日、杉並のお宅を訪ねた。文学には全く門外漢であったが、当時書店にあるロシア文学の棚にはロシア文学の名作のかなりのものが米川正夫訳で埋まっていた。この世界の大家である事に緊張したが、まず、ワルシャワの話聞いた。米川教授はまだポーランドを訪ねた事はないが、専門のロシア文学には知識人などのセリフにしばしばポーランド語が出てくるし。前からポーランドには関心を持っていた。そのころ戦後初のポーランド留学生として、国交正常化のすぐ後ぐらいにワルシャワ大学のコタンスキ博士が来日し、知り合った。コタンスキに和夫の件を話をしたら引き受けてくれたのでと息子さんの件の経緯を話してくれた。

東洋学部にある日本学科は学生数の規模は小さいが、伝統があり欧州の東洋学関係者には日本の古典研究で知られていた。古くからあるワルシャワ大学は街の中心部にあり、それほど広くはないキャンパスに図書館を中心に法学部、東洋学部などの建物がある。2 世紀前の 1816 年に大学が創設された頃、校舎などなく、あれこれの建物が貴族の好意により提供されたのだという。法学部の事務室で手続を終えたあと、早速米川和夫講師を訪ねた。ワルシャワにおける唯一の私人である。しかも大使館は大学近くのプリストルホテルにあったが、新しい大使館の建物が決まり引っ越しの最中であった。

米川和夫とは初対面であった。静かな、いかにも文学者とか詩人というタイプの人という印象を受けた。日頃接する法学部とかその大学院で接するタイプとは違っていた。あちら側にも変な日本人が来たなという印象をもたれたかもしれない。しかし米川和夫はそんな事はおく面にも出さず、それから 10 数年間、亡くなるまでつき合ってくれた。彼はガウチンスキという反対体制的な詩人が好きだった。出版されたかどうかは知らないが、彼自身の日本語訳を読んで聞かせてもらった事がある。見事な日本語訳だった。この時のガウチンスキの話は、ロシアの詩人エフトシエンコが東京にやって来た時に役に立った。それはトロヤノフスキソ連大使の席であった。エフトシエンコはソ連の文学雑誌の賞を貰い、その賞金での日本旅行であったという。背の高い、いかにもソ連社会の新しい世代を象徴するような元気さがあった。彼は法律家は好きになれない。いつも自由人の動きを規制するからだという。彼もガウチンスキが好きだといった。

コタンスキ教授

コタンスキ教授はワルシャワ大学の戦後の日本学科の中心だった。自身は日本の古典を専門にして中でも古事記研究は有名で日本でもいくつか賞をとっている。

私とは専門が異なるので学問上の接点はなかったが、私の妻、エリザベータがコタンスキ教授のゼミ卒業であるので日本に来られる時は私どもの日本での生活拠点には必ず立ち寄っていただいた。1981年のポーランドの戒厳令の頃、教授は短いサバテカルで日本に滞在されたが、私どもの東京木場の自宅に一ヶ月ほど滞在された。教授はさすが日本の古典研究家であるだけに日本人には珍しくなった素朴な古風な人柄であった。教授には数少ないがエピソードがある。皇居でかなり由緒のある賞を受けた際、天皇陛下の前から後ずさりして引き下がるとき、足を踏み外しておでこに傷が出来た。昭和天皇はそれをしばらく覚えておられたという。

35. ワルシャワのアメリカ人；ジーン＝クレマーとハーバースタム

雪解けの時代に東西ジャーナリストの交流が始まった。東西冷戦の時代においては情報戦が中心であるから西側のジャーナリストは最も警戒された存在であったが、彼らの活動を許可するのはデタント政策の象徴だった。1962年頃、ワルシャワにAP通信社の特派員が派遣されたのである。初代の記者はジーン＝クレマーといい元東京特派員だった。彼の事務所はワルシャワ大学の隣にあるブリストルホテル。ホテルで立ち話をすると彼はかなり日本語をしゃべる。日本の裏街道の話をかなり聞かされた。中でも石橋湛山首相がなぜすぐ首相を辞めてしまったか、日本の報道にない真相を話してくれた。少しつき合うと取材の方法やニュースに対する視野など学ぶものが沢山あった。それまで気づかなかった社会主義体制のほころびなど、あちこちで材料を集めていた。さらに激しかったのは、クレマーに紹介されたニューヨークタイムスの特派員のハーバースタムである。彼は前任のサイゴン特派員時代にアメリカ政府のヴェトナム政策を批判する通信で有名になり、後にそれは、“ベスト&ブライテスト”を出版してピウリツァー賞を受けるのだが、（噂ではハーバースタムのサイゴン通信があまりにも米政府に厳しく批判的なので、ケネデー大統領が友人であるニューヨークタイムスの社長に“あいつはなんとかならないか”といったとかいわないとか）、その結果としてハーバースタムはサイゴンからワルシャワに転勤になったという。（この裏ニュースに関して本人に確認はしていない）。彼は外見は長身でそれほど腕利きの記者には見えない風貌であった。ジャーナリストには珍しくハーバード出身であるが、それも本人に因るとハーバードの試験制度で地方出を取りたかっただけといった。彼は有名大学には無縁な地方の高校出だという。彼とは1962年に着任して1965年にワルシャワを離れるまでの三年ほどの付き合いだった。彼の行動については当局は注目していた。特に彼はニューヨークタイムスにコラムをもち定期的にワルシャワ便りを書いていたので党の検閲当局は緊張して見ていたようである。

彼には恋愛問題に関して相談を受けた事がある。ある時ワルシャワにアメリ

カの代表的な劇作家、アサー＝ミラーが訪ねて来た。少し週刊誌風に言えばマリリンモンローの結婚相手として有名な男だ。彼の代表作“セールスマンの死”がワルシャワで初演される機会に招待されたという。ハーバースタムは作家のアサー＝ミラーと共に劇場を訪れ、主演者にインタビューし、それがきっかけで彼は主演女優のチゼフスカと親しくつき合うようになったらしい。そして交際が発展してかれは彼女を伴って帰国する事も計画したのだ。チゼフスカは演劇や映画で有0名な人気のある女優だった。当局はとんでもないと彼女のパスポート申請を却0下したのである。ハーバースタムは事務所には現地スタッフや弁護士を探そうと思えば身近に地元の専門家がいたはずだが、日々の監視状況から判断してポーランド側に相談出来るような人がいなかったかもしれない。“お前は法律家だからなんとかならないか”というのである。約束の中華料理屋の“上海”に行くと、ハーバースタムとチゼフスカが待っていた。一般外人専用の管理はモストフスキ宮殿に特別な警察があったが、西側の特派員のスタータスはさらに特別な監視下にあるのでニューヨークのマフィアの弁護士のように、なんとかするという問題ではなかった。

その後ハーバースタムはワルシャワからバリの特派員に転勤し、その間にチゼフスカにもパスポートが発給されて出国する事ができ二人はニューヨークでの結婚生活がおくれたという。しかし私もその頃はワルシャワを離れていた。

それから何年後、ハーバースタムは日本にやって来た。ノンフィクション作家として、いくつかのベストセラー作家になっていた、訪日も日本の出版社の企画であった。しかし家族は全く代わっており新しい家庭を作っていた。別れたチゼフスカはそのままニューヨーク住まいのようだが、離婚の原因は英語社会のアメリカでは女優業が出来なかった事に尽きるようだった。かたごとのアメリカ語では映画も、舞台もコマーシャルもほとんど機会が与えられなかったという。

36. ハーバード大学のバーマン教授

1961年にU-2事件が起きた。フルシチョフの訪米で米ソのデタントが順調に進展すると思われていたところ米軍の秘密偵察機が超高度でソ連領土を監視していた事が判明し、ソ連軍がミサイルで撃ち落とした事件である。ソ連は態度を硬化し外交的にも東西間に緊張がはしった。日本の厚木の米軍基地が使われた事から見ても日本でも知られる事件となった。パイロットのパワーズはパラシュートで降下したがすぐソ連側に逮捕された。秘密工作であるので自殺用のカプセルを持っていたが、それが使えず生き残り、ソ連側に自白したので米軍兵士である事が判明し、軍法会議が開かれることになった。当初、事件の存在を否定していた米政府も事実を認めソ連政府に対して弁護人は無理としてもせめて傍聴人を認めるよう要求して認められたという。その傍聴人になったのがハーバード大のバーマン教授であった。彼は大学でロシア＝ソ連法を講義し、アイゼンハワーに代わって大統領に就任したケネデーによってソ連問題担当の顧問に任ぜられていた。この事件以来、彼は頻繁にソ連を訪問し、ソ連の学者と交流を深めていた。結局、パワーズは有罪となったが、同じころアメリカにおいて逮捕されたソ連の大物スパイ、アベルとの交換協議が米ソ首脳会談で

成立して当時の東ベルリンの国境の橋で交換され、両者はそれぞれ母国に帰国できて自由の身となったという事件であった。

バーマンにはモスクワでの協議の後、1965年にワルシャワに立ち寄った際に、ポーランドアカデミーの法学研究所で話を聞く機会があった。彼の最新のソ連事情を聞いたのである。彼の説明は、かなりの実務交渉を経験しているので明確だった。その間に1962年にはキューバ事件もありソ連の当局の態度は硬化した。モスクワ大学での彼の講演がキャンセルされる事もあったという。バーマンはポーランドは初めてであったが潜在的なポーランド市民の反ソ的感情についての情報をえており、ソ連の東欧に対する軍事的、イデオロギー的党組織の支配構造を率直に指摘した。それだけにポーランドの現状が反体制的であるのは当然だという立場だった。あまりにもあからさまな評価に驚いたが、その年の秋にインデアナ大学のロシア東欧研究所で一年間研究する予定だったのでバーマンの発言は強烈だったが大変参考になった。その次に彼に会ったのは1976年のアメリカ独立200年祭で連休の頃のボストンのケンブリジである。ハーバード大の教員食堂によばれて、人員整理でサービスが悪くなったといわれながらの食事だった。そして彼の進行中の歴史と革命の著作についても話しをしてくれた。彼の仕事の中ではロシア、ソ連法の仕事を中心であったが、ハーバードのロースクールの前はイエール大学での歴史学の研究があり、問題に対する関心の幅が広い。彼の最近作はそれを総合する論説だという。（その後彼の名著、*law and Revolution* は友人の宮島直機中央大教授により邦訳が完成している。“法と革命 1, 11, 2011年）

その次に会ったのは東京で東大のアメリカ法の田中英夫教授の研究室だった。そもそもの二人の縁は田中がハーバードで過ごしたサバテカル期間、彼は海外研究で留守だったバーマン教授の研究室を使わせ貰ったという。バーマンは専門の範囲も広いし、日常も行動的だし日本の学者には見られないタイプである。孤立して研究を進めるといふより他の分野の専門家を交えた共同研究にも積極的だった。文通に対する反応も早く送った論文についてもコメントを付けてすぐ返事をしてくれた。

37. ヘンリー＝カーンズ

ヘンリー＝カーンズは、私にとっては異色のアメリカ人である。1959年に東京で開催されたGATTの総会の際、米政府代表団の一員として参加していた。当時は官職にありアイゼンハワー政権の商務省の副次官であった。日本側は戦後最大ともいえる国際会議であって、後に会議の成果は東京ラウンドとして結実した。同時に彼は日本の若者に接触したいと早稲田大学を訪問したのである。あたかも日米関係はアイゼンハワー政権の後期の大きな課題となっており、マッカーサー大使と岸首相の関係はともかく、メーデー事件以来の大衆の社会的動きが注目を集めていた。特に学生運動に関心があった。彼は大隈庭園に面した会議室でアメリカの対日政策についてスピーチをしたが、私は日中関係の改善について質問した。それが機会となり、彼との文通が始まった。私はアメリカのアジア政策を批判し、アジアの現実を無視する態度を批判する事実を書いていた。ポーランドに留学中もその姿勢は続いていたが、1965年

にインディアナ大学からの招待に関連して米国籍を持つ保証人を求めて来たので、カンーズに依頼した。彼は快く快諾してくれて、まるで私の PTA の役割を果たしてくれた。彼はカリフォルニアのパサデナ市の共和党の委員長、アイゼンハウワー政権後は民間企業の幹部だったが、ニクソン大統領が当選するとその選挙に貢献したのであろう、米国では唯一の国立銀行である米連邦輸出入銀行の総裁に任命された。注目されたのは米ソ関係が改善され、米ソ間の金融取引が開始された事実である。私の在米中にシカゴで開催された全米の経営者の会議にカンーズに招待された。彼は私を日本人だが欧州問題の専門家として紹介してくれた。交換した名刺によれば、いずれも名の知れた有力企業の会長あるいは社長で米財界の有力者であった。アメリカ流の社交は、いきなり実力を武器に人脈を切り開くという場面を目前で体験した。東京のアメリカ大使館での行動も同じである。現役の大使にいきなりビジネスランチの招待をさせるのである。インガソル大使はその場で手帳にノートしてランチの招待を受けた。おかげでカンーズのクレジットカードでシカゴの高級ホテルの体験もした。

38. ジェロム＝ホール、パーツラフ＝ベネシュ教授

1965 年にインディアナ大学から招待状を受け、ロシア東欧研究所から想像される研究活動は予期していたが、個人的にはインディアナ大学のロースクールやロシア東欧研究所の特にスタッフについて情報を持っていなかった。しかしアメリカの大学はすべてのめんて合理的に組織されていた。奨学金はフェーロウという事で活動は自由だった。大きなキャンパスにある図書館は夜の 12 時まで開館しており、それに地域研究が分室の資料をそれぞれ持っていた。私はロースクールではジェロム＝ホール教授の法哲学、アメリカ流には“ジュリスブルデンス”のセミに参加し、東欧学ではベネシュ教授の戦後東欧問題、そしてポーランド史のバンデッチ教授の講義に参加した。教授達と個人的に接する事が出来るように時間割まであったが、訪れる学生はまれでおかげで教授達と貴重な話しの機会に恵まれた。そのかわりゼミ参加者間の連絡は頻繁で疑問点はすぐに連絡を取り合う。教授達はいずれもアメリカの学界を代表する人物であったので、研究室での会話は貴重だった。滞在は 2 セメスターの 1 年間であったが実あるものとなった。特に個人的に接した教授達の豊かな学識と体験に感銘した。それに図書館が夜 12 時まで開館しており貸し出しがかなり自由であるのがありがたかった。

ホール教授は、1900 年生まれ、法哲学、刑法理論で有名だった。その特徴はアメリカのケーススタディー方式にかなり批判的で欧州大陸型の一般理論の重要性を主張し、キューバ製のシガールの薫りを揺らしながらの発言が重厚だった。初対面でいきなり“アリストテレスを読んでるかが”が口癖で、彼の古典に関する関心は有名だった。日本には GHQ 時代に訪ねており、日本の有力な学者と親交があり、特に刑法学の団藤教授との関係が深かった。当時すでに学会の長老であったので、彼から聞く、学界人の人物評も貴重だった。1986 年にブルーミントンからサンフランシスコにあるヘステイングロースクールに移籍されたと聞き訪ねたが、86 歳で元気にゼミを指導していた。いきなり発言を求められて戸惑ったが、昔のゼミを思い出した。ハビースモーカーの原因か、も

つと長寿するかと思ったが 91 歳で亡くなった。

ベネシュ教授は、雄弁家で講義は流れるようだった。当時カーター大統領の顧問をしていたブジェジンスキ（コロンビア大学からハワイハウスに移り東西関係の政策を指導）と姻戚関係にあり、私のポーランド語と彼のチェコ語で会話するという、アメリカ人学生にとってはほとんどない場面もあった。戦後初代のチェコ大統領のエドワード＝ベネシュは叔父に当たり、西側への亡命にあった彼は彼と行動を共にしてまずロンドンにそして米国へ移住したという。

彼との話して解ったのは、ブジェジンスキの夫人はベネシュ家の人だということ。彼との関わりは、ブジェジンスキの長男のマレク＝ブジェジンスキが現在の駐ポの米国大使。ロースクールを出て、ポーランドにも留学したとは聞いていたが、外交官になっていた。

39. 日本の戦前からのロシア研究

日露戦争で欧米列強との戦争が同時に情報戦である事を認識した日本においてようやく本格的なロシア研究が始まった。当初の頃は何からなにまで脱亜入欧の精神で学び始めた。鹿鳴館の舞踏会から軍隊の為の行進曲まで現地へ留学して学んだ。ただ明治の先人の頭からは離れないのは戦略という言葉だった。

明石元二郎がペテルスブルグ公使館の武官として情報活動を始めたとき言語はロシア語だったが、日本では極めてわずかの人が知る言語であった。協力者となったポーランドの反ロシア地下組織の代表ユーゼフ＝ピウスツキが日本は仮想敵国を知るためにロシア語は必須だと提言した。それが受入れられ、その後陸軍士官学校、陸軍大学ではロシア語は必修となった。ロシア文学の翻訳で名高い米川正夫は長らく陸軍大学でロシア語の教授をした為に戦後 GHQ から追放処分を受けて大学の教職も停止された・連合国の真意は不明だが、日本軍のロシア語の知識はかなりのレベルにあったのでそれが警戒されたのか。

日露戦争後、日本が獲得した遼東半島は日本の大陸政策の拠点となり、その中心都市大連には関東軍の本部がおかれ、南満州鉄道の本社があった。ここにロシア、中国を調査する満州鉄道調査部が設立され、さまざまな人材が集められた。調査のテーマは基礎的な社会、文化、経済などであるが必ずしも直接、国策に反映する問題に限られなかった。それに加えて日本国内では言論統制があり難しくなったテーマでも満鉄調査部では可能となったという評判もあり、特に左派のインテリの受入れ研究機関となった。

第二次大戦後、満鉄調査部の資料は連合国に没収され、現在は米国国会図書館に保管されている。満鉄調査部は日本における最初の本格的な調査研究機関であった。第二次大戦後においては満鉄調査部は解体されたが、スタッフは帰国後、あちこちのソ連、中国研究のパイオニアになった。

40. ロシアにおける日本学：エリセーエフ

エリセーエフというロシアの日本学のパイオニアがいた。噂を確かめる為に 1965 年に初めてモスクワを訪問したとき、彼の実家のエリセーエフ商会の旧ビルを使用して営業している土産物デパートのような店に行ってみた。エリセ

一エフは父祖の商会を継承する立場には関心がなかったようで、自由に東洋学を学ぶ為にベルリンのフンボルト大学に留学した。狙いは日本学であった。日露戦争に負けてロマノフ家の皇帝がこれからは日本研究が重要だと奨励した事もあった。ベルリンでの東洋学は支那学が中心で日本学なら日本に行くしかないとい彼は判断し、東京帝国大学に留学する事にした。といっても、日露戦争直後でもあるし初めてのロシアからの留学生であるからベルリンで知り合った日本人留学生が協力してくれた。かなり豪華な留學生生活だったらしい。当時の文壇の中心人物である夏目漱石のサークルにも参加した。漱石から“三四郎”の初本の献本を受けて、終生それを家宝とした。帝大の卒業式には明治天皇が出席されるならわしだった。最前列にいる背の高い袴姿の異人風の学生を見つけて明治天皇がこの学生は何者かと総長に聞いたのだという。帰国後、ペテルスブルグ大学で日本学を開講した。ロシアで初めての講座どころか海外でも初めての日本学講座であった。しかしロシア革命が始まり、彼の出身が革命派の敵である資本家という理由で資産は没収され、身柄も拘束された。かろうじてヘルシンキに逃れ、その後パリに移住した。パリで偶然、大使館勤めの旧友、芦田均(戦後、首相となる。)に出会い、ともかく難民なので日本関係の仕事を手伝う。この時代に朝日新聞にロシア革命のリポートを書いているが、格調高い日本語で明治を思わせる漢文調であった。その後パリ大学で日本学を開講し、その噂からアメリカのハーバード大学の招きを受け、米国で初めての日本学を開講した。アメリカの日本学のパイオニア達が最初の学生だった。ライシャワーもキーンもそれに含まれる。彼は晩年のエッセイで明治政府が教育予算を惜しげもなく投じたことが将来の発展を約束していたという強い印象があると語っている。東京にある外交使節において言語上の理由にもより、現地の日本人スタッフを雇用しない例は少ない。しかしソ連、ロシアの大使館はできるかぎりソ連人、ロシア人で済まし、日本人を雇用していない。その為にソ連時代からモスクワには国際関係大学があり、日本語の専門家も養成している。エリーゼエフ以来の日本学の伝統であろう。

4.1. 実戦的ソ連通、志位正二

満鉄を凌駕する野心で調査、戦略的工作进行了のが陸軍情報部である。日露戦争の教訓から高級将校は陸軍大学や士官学校なのでロシア語を学び、特殊訓練を受けており、作業員となり戦略地点であるシベリア、中央アジアの国などに派遣されている。これは戦略的な高度情報作業である。特にロシア革命後のシベリア出兵に際しては陸軍はシベリアに傀儡政権を樹立する工作を行うほどになった。

私は海外留学から帰国した頃、志位正二という元関東軍参謀という人物をソ連東欧貿易会での調査作業で知り合った。彼は最初ペンネームで参加していたので、何かあるのかなという程度の疑問はあったが、ラストロボロフ事件というソ連作業員が東京でアメリカに亡命する事件が起きて、彼が米当局に日本で接触した人名リストを自白し、それに志位の名前があったので了解した。

彼は陸大出のエリート、終戦時は関東軍の若き参謀であった。彼の得意とするロシア語が活かされソ連側との終戦処理には彼が参加して通訳だった、彼の

上官には戦後財界の大物になった瀬島竜三（伊藤商事）がいた。志位はその結果、何千人かの兵士と共にシベリアの収容所に数年間収容された。収容所でのソ連側との交渉で、ソ連側は彼に管理責任があるから日本兵が収容所から逃亡しないよう要望を突きつけたという・荒野のシベリアの収容所では逃げだしたとしても人家もないし生き残れる可能性がないシベリアの自然の厳しさを日本軍兵士に知らしめるのに日本側の責任者として苦労したという。引き揚げ船で舞鶴に着くと米軍の情報機関が待ち構えており、それから2年間程、丸の内にある米軍情報部の機関に協力せざるをえなかったという。

米軍は冷戦になってそれまでの米ソ友好関係の影響がありソ連についての警戒心が薄れ、ロシア情報が不足していたのだった。

ラストロボロフは日本における工作を任務にしてソ連の本部から派遣された人物である。ソ連は対日理事会のメンバー国として丸の内の旧三菱館に100人以上の規模の事務所を抱えていた。ラストロボロフはそこでの作業の過程で亡命を計画し、自分の獲得した日本情報をアメリカ側に売って寝返りをはかったのである。東京はベルリンやウイーンのような世界的な東西情報戦のメッカだった。丸の内のソ連館は表向きは外交代表であったが、実態はKGBや内務人民委員会（NKWD）の上級幹部が行動してたらしい。

志位は連絡を受けて会う事ぐらいはしたが、それ以上のコミットはできないのでラストロボロフ側のリストに載っただけで終わったようだ。ただし占領下の日本側にはこのような情報は一切伝えられなかったし、戦後は国家機密に関する規制は全くなかった。日本のメディアが知ったのはすべて米占領軍当局の発表の事後であった。志位から研究会ではシベリアのこのほか、陸軍の専門家だけにシベリアの陸送のメカニズム、ソ連のトラック生産能力などを教えられた。そして戦記についても、陸大同期の辻政信の行動をコメントしながらノモンハンで日本に対決したジューコフ将軍について詳しく知った。ジューコフは日本軍と激戦を演じソ連軍に自信を付けた功績からスターリンによってベルリン攻防戦の最高司令官に任命され、戦後赤の広場で行われたソ連の対独戦勝記念の式典に白馬で入場した将軍である。

志位はその後、経団連を中心に進んだシベリア資源開発事業に参加し調査団の一員として久しぶりにソ連に向かったが、モスクワへの途中、日航機の機内で心臓発作で亡くなった。彼は諜報の専門家なのでソ連機は避けて日航機を選ぶほどの用心はしていたので、噂されるような人為的な事故ではなく彼の持病によるものであったようだ。彼の実家は千葉県の上野村にある旧家だが、父親が陸軍の将軍であり、軍人一家でもある。例外的に政党の党首となる人物も現れた。当時、甥が学生運動のリーダーになっていると話していたが、その人物は現在、日本共産党委員長だ。

4.2. 法社会学者、アダム＝ポドグレッツキ

ポドグレッツキはワルシャワ大学の教授だったが法学部ではなく社会学部に属していた。しかししばしば法学者と共同研究を行い、社会主義社会の実態を明らかにし、共産党統治下の時代に初めて禁句の“自立した法社会学”の立場を主張した学者である。それ故にかれの運命も劇的であった。党本部の理論統制

部と対立し、彼の講座は閉鎖に追い込まれ、彼は海外に研究の場を求め、最初は英国のオックスフォードへ、そして最終的にはカナダのカールトン大学に落ち着いた。なぜ当局と対立したかは、学問の自由が保障された西欧と異なり、当時の社会主義体制では党の決定した教義が絶対的な学問的方法であり、社会学的手法でそのドグマを批判し、修正するという法社会学は危険な法学方法論だと判断されていたのである。ポドグレッツキはその学派の挑戦的リーダーとなったのである。私は1970年ごろ、彼からみると先輩に当たる社会学のオソフスカ教授のセミに共同ゼミだから参加しないかといわれ参加したのが始まりだった。それからしばらくして1975年に東京と箱根で開催された国際法社会学学会に彼はポーランドを代表して参加した。しかし母国を代表する事はこれが最後となった。会議ではソ連代表も参加していて最終日にソ連代表はポーランドの同志のような立場は認められないとポドグレッツキの立場を批判した。しかしこのときソ連代表のロシア語を英語に通訳する人がいなかったのでポドグレッツキがそれを英語に通訳する奇妙な光景があった。私は事務局の世話係としてははらしたのを覚えている。日本側にもロシア語の達人はいたが、ロシア語を英語に訳してくれる人物はいなかった。

だが、ポーランド帰国後、ポドグレッツキの立場はますます苦しくなり、当局宛の抗議文を提出したが改善されず、彼は海外に研究の場を求めるようになり、まず、オックスフォードに移りそしてカナダのオタワに定住した。1990年代になりポーランドの民主化が進み新しい体制になってから一時期、帰国してワルシャワ大学で集中講義を行っているが、その頃、彼に会うと、共産党残党の官僚体制がある限り民主化は本物ではないと強調していてカナダから帰国する事はなかった。

最後に会ったのは1995年、20年ぶりに東京で開催された国際法社会学学会であった。彼はカナダのカールトン大学を代表していた。会議の後、華やかな銀座を散歩しながら、前回からの20年間の日本の変化、ポーランドの複雑な内部事情のあれこれを話しながら過ごしたのが忘れられない。彼はそれからしばらくした1998年、カナダで85歳で亡くなった。

4.3. ペトラジツキ、テマシェフ

ポドグレッツキが単独でこのような勇氣ある行動が取れた背景にはポーランドの歴史的人物に先行モデルがあったからである。19世紀末、ロシア統治下のポーランドの東部で生まれたペトラジツキがいる。その時代にはポーランドの大学はロシア当局によって閉鎖され、学べる大学はキエフにある帝政ロシア大学しかなかった。彼は語学にすぐれ、ポーランド語、ドイツ語、ロシア語は当然のごとく、さらにラテン語などの言葉に精通していた。キエフでは法学以外にも医学を学んだ。キエフ大卒業後、帝政ロシア政府の奨学金でベルリンのフンボルト大学にまなび、あたかもドイツ民法典論争たけなわのころであったからドイツ語の論文を発表してその民法典論争に参加した。

ドイツ留学の後、ベテルスブルグ大学において、法一般理論を担当する。ポルシェビキ革命に際しては法を否定する考えに反撥して、ロシアを出国して独立回復して間もない母国ポーランドにもどった。国家元首となったピウスツ

キは彼の帰国を歓迎し、文部大臣か法務大臣のポストを提案する。しかしペトラジツキはそのような政治的地位には一切関心をしめさずワルシャワ大学における法学研究の形式主義、ドイツの伝統的な実定法研究批判を続けた。彼の理論は法 0 には権威者が発布する公式法とそうでない非公式法、つまり“見えざる法”が存在する。特に帝政ロシアのように帝政の権威が空洞化している場合、社会が正常に機能する為には見えざる法の存在がある。

彼の理論は欧米でも注目され。特にロシア革命後、欧米に亡命した教え子らによって広められた、例えば、日本においては戦前、ペトラジツキはロシアの法哲学者として紹介された。しかし第二次大戦後、ロシアからのアメリカに亡命した教え子、テマシェフの“法社会学”が邦訳され、その中でペトラジツキの学説が詳論されているのでほぼ全容に近い内容が伝わってきた。彼は 1931 年に理由は不明だがワルシャワ大学に隣接するアパートの自宅で自殺し、かなりの彼の著作の未完成な原稿が残されていた。しかしそれに輪をかけて 1939 年の第二次大戦でワルシャワが戦火を被るので、放置された彼の遺作も失われてしまったという。彼の評価は現在でも欧米で高い。戦後、クラコフを中心に再建されたポーランド法社会学派はポドグレッツキのワルシャワ大学グループとともに若手が彼の遺作の分析を行っている。彼らの中にペトラジツキ再興の動きがあり、彼に関するシンポジウムが開かれ、海外でロシアの法学者だとの誤解も解かれた。

4 4 . 多彩な接触；文化人の訪問，千田是也

一頃はワルシャワにいる“ただ一人の日本の民間人状態”が続いた。厳密には私一人ではなく私以外にも 2 人の留学生がいたのであるが、私が唯一の日本人役を引き受ける事が多かった。あるとき大使館から日本人がホテルで激痛を起こし、大使館で医者はアレンジしたが言葉の出来る人が必要なんだがと困った様子の電話があった。夕方でもあり。早速ホテルに駆けつけるとどこかで見かけた事のあるような 70 歳ぐらいの老人だった。傍らの奥さんの言葉では、前日までのモスクワ滞在でウォッカの飲み過ぎが原因みたいな事だった。大病だったら救急車でも呼ばねばと予想していたのでホッとした。ご本人は以外に元気だった。話しを聞くうちにそれが新劇演出家の千田是也だとわかる。医者が来てカンフル注射で痛みが治まり、昔話をしてくれた。留学した戦前のベルリンでの左翼演劇活動の話など。今回の旅の目的もそんなセンチメンタルなところがあったという。彼の本名は伊藤といい、伊藤兄弟の末弟らしく兄夫妻も同行した旅だった。兄も昔はアメリカで活躍した演出家だという。千田のベルリン留学時代は当然、ナチスの時代であるから当局の監視の目をくぐる中での活動だったが、そんな話しが、一年後の私のベルリン旅行に役立った。そして真っ先に東西ベルリンの東側にあるベルリーナアンサンブルのブレヒト劇を見に行った。当時の東ベルリンは東ドイツ政府の管理下にあり、厳格な官僚国家らしく、同じ社会主義国でもポーランドの印象とは違っていた。東西ベルリンの国境警察の態度からして、軍人の使うドイツ語の雰囲気もあるが厳格な様子が伝わって来た。日本のパスポートだと 24 時間は東ベルリンに滞在出来た。戦前のベルリンの中心は戦後東ベルリンになるので千田から聞く理想に燃

えた昔の左翼活動の延長上の国家とは話しが違う感じがした。

45. 国際スキー大会で知るポーランドの自然

ポーランドは広々とした平地が特徴で、土地に高低があらわれるのは南のチェコやスロバキアとの国境に近い地域である。カルパチャ山脈は2000メートル級の山が連なり、山岳スポーツやスキーのメッカであるが、この中心地、ザコパネに本格的なスキージャンプ台が建設されたのが1962年。国をあげての冬のスポーツのセンターの建設であった。日本でスキーは冬のスポーツの花形といわれブームとなり、神田辺りのスポーツ店は秋になればスキー用具の大売り出しの光景で有名だ。私はそれを知ってるのでワルシャワにはそのようなスポーツ店など見た事がなかったので、冬のスポーツのメッカだという言葉は信じるわけにはいかなかった。

日本大使館からの電話で、最初は断ろうと考えたが、事情はかなり深刻であった。0 出迎えたポーランドスキー協会の世話係がせめて英語と思ったが、日本側は英語どころか、全く外国語が通じなかったという。大会の本番までは余裕があるという事だったので、一週間後に現地に出かける事にした。

1962年の冬は大雪の年だった、戦争を知る人は1941年の冬を思い出した。ドイツ軍がウクライナを越えモスクワに向かったが“冬將軍”にやられてモスクワ占領を諦めた年だ。ザコパネまでの山越えのバスが雪で動かず、乗客が後押ししなければならなかった。

ようやく日本選手団の泊まるホテルにつくと救世主のような歓迎のされ方だった。最初の仕事は日本食の準備、日本食が知られていない時代であるから日本チームが持ち込んだ食材で米飯の食事を作る事だった。それをホテルのキッチンに説明したのである。

スキー大会はノルデックスキーといい、ジャンプと距離という10キロ、30キロ、50キロを走る競技であった。体力を使うスポーツである上に日本選手は新潟、東北、北海道の出身の選手が多かった。特に長距離のいわゆるスキーマラソンでは途中で食べ物を補給する必要があったが、日本選手はお粥のような食事を作ってコーチが手渡していた。それをホテルで作ってもらうのである。

ポーランド側にとってもノルデックスキーの国際大会は初めてであるし、選手もまだ十分育成されていない時代であるから観衆も熱狂するより誠意をこめて歓迎する対応だった。大会の成果は北欧の諸国の伝統的なスポーツだけに日本選手は最高の地位で15位ぐらい、ポーランドは20位くらい。ノールウェイ、フィンランド、スウェーデンが圧倒的に強かった。ところがポーランドはこれを機会に選手の養成に力を入れ、それから数年後の札幌オリンピックではジャンプ競技で金メダルをとり、それ以後ポーランドは冬のスポーツに関してスカンジナビア諸国にならんで一流国になった。

ザコパネにはその後、足をはこぶ機会はないが、ワルシャワから南の果てまでポーランドの領土を見る機会になり、鉄道も風景も一世紀を越える昔の分割時代の文明的相違の片鱗を感じる事が出来た。あちこちの駅舎もロシア風、オーストリア風が残っており、その当時、鉄道もワルシャワからクラコフまで最

短距離の直行線ではなく分割時代のオーストリア線であったり、ロシア線のままで時間がかかった。

45. ワルシャワ大学寮のアナレビチャの人々

ワルシャワには 1958 年の国交回復で日本大使館はすでに開設されていたが、その前かそれに前後して数人の日本人がいた。私がワルシャワの中央駅に着いたのは 1961 年 5 月であったが、留学生の先達はすでに 3 人がいた。美術大学に学ぶ鴨治晃次、数学者の佐伯秀光、それにポーランド文学の米川和夫である。いずれも私とは同世代か先輩であり、専門を異にするとはいえ当時日本のポーランド学の先達にあたる人々だ。米川は数年後、帰国し、病におかされ 50 の前半の若さで亡くなってしまったが、佐伯や鴨治は、この時点で 80 歳代の後半になっているが、元気である。鴨治は美術大なので寮が離れていたが、佐伯とはワルシャワ大学の研究者用の寮で私と同室と成った。当時のポーランドの住宅事情では大学当局が各研究者に個室を保障する余裕はなかったのであろう。佐伯は理論数学の多価値論を博士論文の課題にしてそれに集中していた。それがどんな問題かは私には全く想像も出来なかった。ただ彼の思考作業の邪魔に成らないように雑談にも気をつけた。ところが彼とは数学者でも社会問題はある程度理解出来るが、逆の立場ではどうなのかという話になり、私が彼の数学科の博士課程のセミを傍聴させてもらうことに成った。彼の指導教官のモストフスキ教授は欧米学界で有名な数学者であった。貴族出のエレガントな振る舞いで自然科学者も時々社会問題に発言しますが、という。理論数学ゼミナールの印象はいかがですかと問われたが、黒板に次々と書かれる数式の発展の方式がチンプンカンプンで皆目、理解出来ず、返す言葉がなかった。

アナレビチャの寮にはいろいろな人がいた。国籍もちがいが、専門も異なっていた。隣室にはインドの物理学者がいた。私が買い集めた本を一瞥して“お前は無駄な作業をしている。これらの本など将来、何の役にも立たなくなるはずだ”という。インド式論理というのであろうか散歩しながらでもポーランドの無駄、現代社会の非合理性を辛辣に批判していた。

あるとき東ドイツの学者が数ヶ月滞在した。北ドイツのバルト海に近いローシュトック大学の教授だった。彼はポーランドはかなり自由ですねといった。彼は“ノイエスドイチェランド”という東ドイツ労働党の機関誌のある文章をさしながら、ドイツではこんな状態ですよといった。彼は東ドイツの教条主義的な当局の態度に正面から批判出来ないながらも現状に不満な事は言葉のはしはしから伝わって来た。彼は、また旧ドイツ軍の兵士として招集され、ナチス軍の東方戦線に参加、戦後捕虜に成りシベリアの捕虜キャンプの経験者だった。シベリアの収容所ではドイツ兵のほかは日本兵とハンガリー兵がいましたという。日本兵達が女役まで選んで演劇で憂さをはらすのを遠くから見て感心したという。

46. 鴨治晃次とのバルカン旅行

船旅で日本からスエズ経由で欧州への 2 ヶ月ほどの旅で私の地理感覚はかな

り豊かになったとはいえ、欧州についてあれこれ見たいという見果てぬ渴望は尽きる事はなかった。

鴨治晃次にさそわれて 1962 年の夏にバルカンの国を旅行し、バルカンと呼ばれるビザンチン文化の国を知る事に成る。それまでバルカン、とかビザンチンとかイスラムとかトルコと言われても私のイメージの中で明確な整理がなかったのである。旅の切っ掛けには偶然の要素もあった。当時ポーランドにはイラクからの留学生がかなりいた。彼らの母国には高等教育機関がなかったらしい。政府は積極的に留学を進めた結果、ポーランドとの間に文化協定が結ばれ、かなりの数の留学生がポーランドにやって来た。

彼らは首都バグダットに集まりそこから北に向かって陸路で欧州を北上するのであるが一般的なルートであった。従って、途中のイスタンブールなどの事情を良く知っていてホテルなどの情報を提供してくれた。イスタンブールはイラク人の商人などが欧州に来る窓国に成るような場所であった。歴史的には昔から文明の交流の地であった。

私にとっては初めてのビザンチン文化の国々である。。これは美術史に詳しい鴨治との旅行が大きな助けに成った。それまでワルシャワへの途中、ベオグラードには立ち寄り少しは知っていたが、それは極めて皮相的なユーゴ型社会主義への関心であった。しかも当時は、ユーゴの多面的な宗教、文化、歴史そして言語など全く関心の外にあった。ベオグラードがコンスタンチノーブルとならぶビザンチン文明の中心地であった事も知らなかった。

国際学連の証明書で割安になった国際列車でワルシャワを出発しブダペストに着き、一年前の印象よりはやや回復したかなという雰囲気を感じながら。ブダペスト辺りを過ぎると欧州の風景が次第に変わってくる。ダニューヴ河の大河の流れは変わらないが、太陽の光が輝き明るく強くなり、緑がこくなる。列車はオリエントエクスプレスのコースにしたがい、ベオグラードから国境辺りの山岳を越えてブルガリアに入り、夕方、プロヴデフというブルガリア第二の町に下車させられた。終点のイスタンブールへは翌日出発という。なぜそのまま目的地に進まないかは不思議であったが、国境線がユーゴスラビア、ギリシャ、トルコと複雑に入り混む問題があり、冷戦下では観光も解放されてなく、国際列車でも乗客が少ない事が理由らしかった。

コンスタンチノーブルがイスタンブールと成る歴史は欧州史の文献にはあまり書かれていない。西欧キリスト教世界から見れば栄華を誇る正教のビザンチン文化が、これまた異教のオスマントルコに支配される歴史となれば西歐史から見れば負の歴史なのであろう。イスタンブールのあちこちに展開される現代トルコの現状とその背景にある歴史的遺産が語るビザンチン文化には圧倒された。寺院の壁を一部削ぐだけでも歴史の幾つかの局面があらわれてくる。歴史的遺産のかなりの部分はすでにあちこちの美術館に持ち出されているはずであるから、それにしてもビザンチン帝国の壮大なスケールの栄華が偲ばれる。現代西歐の文化が長い宗教戦争や内戦、大規模戦争で破壊されている事からするとビザンチンは欧州古代史の大きな宝庫である。

この旅では、イスタンブールからトルコ海運の船でギリシャのクレタ島のピレウス港に向かった。ギリシャは緑の少ない荒々しい山岳地帯となり、太陽ばかりが燦々と照りつけていた。太陽の少ない北の欧州の建物と異なり、太陽光

を避ける建物に成っていて古い建物は窓が少ない。バルカン地方では太陽の強い光を避けて、昼寝をする習慣が定着している。太陽が落ちた後によく知的活動が始まるのである。アテネの高台にそびえるパルテノンなどの欧州文明の原点となる遺跡を見ながら、現代ギリシャの現実を見たギリシャは第二次大戦後の冷戦の発火点でもあった。ペリウス港の近くに NATO 軍の大きな基地があった。

47. ワルシャワに関わった日本の研究者達

1963 年になるとアネレピチャアの寮に新しく京都の中山昭吉夫妻（京都産業大学）と東京からの阪東宏（明治大学）が加わった。共に歴史家で、私どもより年長で徴兵直前の世代である。中山は東欧史の中のポーランド史、阪東は革命史やら日露戦争前後のポーランド現代史を専門にする。

中山は塩（スール）にこだわって、それが“力”（シウイ）や“権力”（シウ）の派生語に成り、歴史上、重要な用語と成ると主張する。それから数年経って英国のポーランド史の専門家である英国のデービス（ロンドン大学）が日本を訪問した際、中山らの専門家に会い日本のポーランド史研究の事情を調べたらしい。そのさい京都に行き中山の講義を見学して、日本語は解らないはずであるが、“塩”スール：という言葉で一時間の講義を聞いたのは初めてだと語っている。

阪東はワルシャワと東京の文書館にこもり、暗号を解読して日露戦争の際の日本とポーランドの秘密工作（ポーランド独立以前）の全容を解明した。それまでポーランド独立後、国家元首となったユーゼフ=ピウスツキが日露戦争中に日本を訪問したことは解明されていたが、日本の軍部とどのような内容で合意したかは不明だった。日本では、明石元二郎=ピウスツキ工作として知られ、日露戦争における勝因の一つに揚げられていた。日本政府は外務省の機密費の70%ほどをポーランド工作にむけに割り振り、武器や現金で手渡している。

物理学者の木庭二郎は、既に日本で高名は理論物理学者であり、こちらには招聘教授であり、留学生のカテゴリーに入らないが、私と同じ、ワルシャワ大学の外国人向けのポーランド語コースで知る事に成るのである。当時ようやく日本人が集まり、何かの機会に日本をテーマにサークルでも作るかという事に成り一同が集まったおり、木庭さんにも声をかけたところ木庭夫人が参加された。彼女も理科系の人で物理学の朝永研究室の出身だった。その時、集まったのは木庭夫人、米川、佐伯、中山夫妻。鈴木、鴨治それにポーランドの日本研究者、メラノヴィチ(後)、ワルシャワ大学東洋学部日本科教授) などだった。

その後、木庭教授はデンマークのボア研究所に移り、ワルシャワには博士課程の論文審査などのためときどきワルシャワに来るだけに成った。しかしイタリアでの国際学会に参加した際、たまたま悪性の流行性疫病にかかり、ローマの飛行場で緊急の予防注射を受けていたのだが、コペンハーゲンに帰国後、容態が悪化し、すぐに病院に運ばれたが、そこで亡くなった。

木庭をワルシャワに招聘したのはポーランド物理学界の大物であり、亡命先のカナダから帰国したインフェルト教授だった。カナダからの帰国当時インフェルトはアインシュタインなどとの共同研究者であったので、西側のメデア

は”原爆の秘密を持って赤い国に去った’と騒いだのである。

私が外務省の海外派遣事業でコペンハーゲンを訪れ、コペンハーゲン大学で日本のバブル崩壊後の再生をテーマに講演した後、時間があつたのでボア研究所を訪れて木庭教授のことを聞いてみた。ボア研究所は世界の物理学者を集めて研究していた。毎年、全員を集めた記念写真があつた。木庭も何枚かの写真にあつた。研究所の秘書の女性の説明を聞いて帰っただけであつたが、帰国後、日本のある物理学者から便りを貰った。彼は信州大学で物理学を教える学者で、学会誌である“素粒子”で木庭教授の特集を準備中なので木庭教授の思い出を何か書くようにという依頼であつた。初めて専門の全く異なる雑誌に木庭教授のワルシャワ時代の話を書いた。編集者はコペンハーゲンのボア研究所を訪ねた際、その少し前に別の日本人が訪ねて来たといつて私の名刺を見せたらしい。不思議な縁であつた。

48. 音楽界の交流から見たポーランド

指揮者のトスカニーニの亡くなった後、ニューヨークフィルハーモニーは、シンホニーオブザエアーと仮の名前で指揮者のないオーケストラとして世界ツアーを行い、日本に来た。戦後最初の本格的なオーケストラの来日であつた。私が国民学校の時代に洋楽が禁止された日本であるから渴望した音楽ファンは長蛇の列もいとわず切符を買い求めた。国歌君が代があんなに美しく聞こえたのははじめと聴衆は感心した。専門の音楽ホールもなく、日比谷にある旧有楽座での公演だったように思う。音響のいい音楽ホールが全国あちこちにある現在とは事情は異なる。

49. マゾフシェ舞踊団の日本公演

ポーランドのマゾフシェ舞踊団が初めて日本を訪れ、東京をはじめあちこちでブームを起こしたのは 1960 年の春である。その前段には歌声運動もあつたし、新宿などの盛り場に歌声喫茶店もかなり栄えていた。私は指揮者のドマンスキと知り合い、合唱団を早稲田の大隈講堂に招いたのである。彼とはそれから長い付き合いになった。その頃のマゾフシェはその後のプログラムよりは歌が多かつた。もちろん激しい民族舞踊のダンスも人気を集めたが。内部の事情を聞くと、西欧もさる事ながら、一番の人気先はアメリカで 1000 万を超す同胞のいるアメリカの興行師の要求に応じてダンスプログラムが増えて行ったという。それから何度か日本公演を行っているので現在は事情は変わったかもしれないが、各地で日本の聴衆の熱狂に近い歓迎を受けた。ポーランドの民謡などに日本人の音感が共鳴したのかもしれない。東欧から北欧に懸けて民族音楽が盛んである。しかもそれが社会運動と関わってくる。その実例はソ連崩壊をもたらしたバルト諸国の独立運動であつた。ソ連当局に抵抗する民衆は手をつなぎ歌を歌いソ連の治安維持部隊に無抵抗で対抗した。

50. クラシック音楽のふれあい

音楽界は音楽大学をはじめ西欧文化そのものの存在だし戦時中の洋楽禁止に深刻な被害を受けていた。戦後の自由化を一番喜んだのは彼らであろう。海外との交流を一番早く始めていた 1961 年にワルシャワまでの旅の途中立ち寄ったウィーンで音楽留学生が 50 人を超えていた。戦時中、私の国民学校でも音楽の先生が洋楽禁止で悲しそうだったのを思い出した。

岩城宏之

岩城は私より 2 歳年上だが若くして NHK 交響楽団の助手指揮者になった人物である。外務省で初めてのパスポート手続をしている 1961 年の始め頃に知り合った。彼はオーストリアのウィーンでカラヤンに指揮を学ぶ予定だという。彼はなかなか社交的人物。こちらの行き先ワルシャワは縁がないと思ったがそれぞれの行き先の連絡先を交換した。ところがそれから一年たった頃、彼がワルシャワを訪ねて来たのである。彼は一人のぶらり旅行ではなく、ポーランド国営音楽公団のアレンジによるワルシャワフィルハーモニーの客員指揮者としての公式なプログラムでの訪問であった。ワルシャワのブラガのキツキエゴーにある学生寮にタクシーでやって来てクランクシオンを鳴らすという騒ぎで寮の管理人があわててお前の知り合いの日本人が訪ねて来たこと知らせてくれた。彼の話しによると翌日のフィルハーモニーが本番なので、それには声援を頼みますよという。友人何人かとフィルハーモニーにいくと、友人達はクラシックの音楽会など場なれしていないので、周囲の常連の音楽通から静かにするよう注意されたほどだった。彼のカラヤンについての評価。当時カラヤンがウィーンからベルリンに移籍される事でドイツ語メディアは大騒ぎであった事など。音楽家の目を通じたオーストリアやドイツの話をしてくれた。ポーランドのパガルドという国営芸能公社はいわゆるギャラを自国通貨でしか払わないので彼は支払われたポーランド通貨を使い切る為が一番高いレストランにいこうと誘ってくれたが、社会主義下では値段の上下で差別出来るほどのレストランはなかった。ともかくアルコールと肉料理が並んだところで話しを聞いた。日本の洋楽は満州辺りからの欧州亡命音楽家が始まりだから文明開化の雰囲気がある。岩城の指揮は体をよく動かし、オーケストラの各部門に丁寧に指示するのが特徴だった。彼は指揮者としてのオーソドックスなオルガンやピアノを学ばず、テンパニーから入門して指揮者になったという。だから、モーツァルトやベートベンのピアノコンチェルトはやらないのだという。帰国してしばらくしてオーストリアのメルボルンにいき。数年して帰国後、金沢で新しいオーケストラ“アンサンブル金沢”を創設した。彼の考えでは実力主義で国際的な評価をえられるオーケストラとする事であった。彼は公開で全世界からメンバーを募集した。

ワルシャワのその当時、日本のトランジスターラジオが世界的ブームとなっていて、個人的に頼まれているという話しをしたら、岩城がそれなら大賀典雄さんがいいと紹介してくれた。芸大出の歌手なのにソニーにコネがあるので彼に頼むといいという事でその後、連絡が取れてソニーの小型トランジスターラジオが手に入った。大賀は後にソニーの社長になった人物であり、彼の奥さんは昔、ショパンを弾く有名なピアニストであった。

私の音楽との関係；早稲田の大隈小講堂での音楽教室

私の母校である早稲田大には音楽部がなく、音楽には無縁であったが、そのコンプレックスを感じた大学当局が毎週土曜日に高名な音楽専門家を講師に招く音楽講座を開いてくれた。大きなステレオ装置など当時の早稲田の学生には無理なので講義と共に聞く名曲に惹かれて私は皆勤した。その頃日本のクラシック音楽も勃興期で N 響以外にも新しいオーケストラがいくつか生まれ、私には指揮者渡辺曙雄の演ずる日本交響楽団のシェーンベルクの“浄夜”の初演が印象に残っている。

指揮者の渡辺曙雄については先世代の山田耕筰や近衛秀麿につづく新世代の指揮者として日本を代表していたが母親がフィンランドのオペラ歌手という事でも有名だった。しかも奥さんは鳩山一郎首相の娘さんだった。芸大のヴィオリン科の教授からの転身だったというのでさらに驚かされた。容姿から判断するのは異常だが、いかにもクラシック音楽家という印象を与える人物だった。教えを受けた岩城から聞いた話したが、指揮者とは風格が重要だという、まさに日本におけるクラシック音楽界を代表する人物だった。

ポーランドを象徴するショパン

日本のピアノ音楽を語るとき、ショパンコンクールを知ることなしに話を進む事は出来ない。ショパンはポーランドの国をあげての存在であるから戦後廃墟となったワルシャワにフィルハーモニアの建物が再建され、戦後最初のコンクールが 1949 年に再開された事はポーランド国内的には偉業だった。それに音楽好きでしられるベルギーのエリザベス王妃が参加されたという意義はショパンコンクールの意義が国内だけでなく戦後の欧州の伝統文化の再建という点からも評価出来るものであったのであろう。

戦後二度目の 1955 年のショパンコンクールに日本からは戦後初めて田中希代子が一人参加した。まだ国交もなく、大使館などない時代である。ポーランドの音楽ファンからはこれは特別な意義があり、戦前からの友好国日本からの参加に意味があった。絶大に歓迎され、彼女は最後の 10 人の中に残った。私はそれから数年後、彼女のピアノリサイタルをワルシャワで聞く機会があったが、聴衆は熱狂的だった。

戦前、日本陸軍の国策もあるがワルシャワには宝塚少女歌劇団が訪れ公演している。その頃の 1937 年のショパンコンクールに日本人初めて出場したのは原智恵子である。音楽的にもポーランド系音楽家が日本の音楽教育に関わっていたこともありかなり注目された。彼女は戦時中の洋楽禁止に耐えて戦後音楽活動を再開しているが、間もなく舞台を欧州に移し、活躍した。後に有名になるのは、結婚したスペインのチェロリストが名門の貴族で遺産相続をめぐるスペイン側の遺族と問題が発生し、彼女は遺産を全額音楽家養成の基金にした事などであった。

私は 1965 年のショパンコンクール以降、5 年ごとに開催されるコンクールをほとんど見てきた。最近の傾向は日本の参加者の数や中国からも世界のあち

こちらで教育を受けた若手が参加している事である。コンクール出場前のテープの審査を加えたらアジアからの参加者は大変な数のはずだ。ショパン音楽が欧州に限らずアジアの経済成長と共に拡大したのである。

1965年のコンクールは日本からは二人の参加者があり、中村絃子と遠藤郁子であった。両者は予選から人気であった。しかもタイプの異なるショパンであった。優勝はアルゼンチンからのアルゲリツチ、レベルの高いコンクールだった。しかしポーランドの経済力がまだ戦後の状態であるからピアノを持てるような中産階級が育っていなかったのであろう、参加者がワルシャワに来て練習出来るピアノの数が少なかったのである。あちこちに手配してもピアノの絶対数が足りなかった。知人のマゾフシェの指揮者であるドマンスキに頼んで文化宮殿にあるスタインウェイを中村が使わせてもらった事があった。体制転換という政治的条件の変化で、現在ではスタンウェイやヤマハのショウウインドウがある。

当時のコンクールの審査委員長はワルシャワ音楽院の教授であるジェベツキ、ルービンスタインなどが友人であり、戦前からのピアノ界の指導者であった。中村はニューヨークのジュリアード音楽院からの参加で数ヶ月前からワルシャワ入りしていた。その利点でジェベツキ教授の個人レッスンを受ける事ができた。通訳として同席したが、ジェベツキ教授の音曲の解釈に感心した。コンクールの課題曲はすべてショパンのものであるからベテランの専門家からすればショパンの曲の作曲された時代の文化、社会的背景は当然、重要な知識であったが、音符だけが頼りの外国の演奏家にとっては厳しい課題となる。

帰国後、日本ポーランド協会と日本ショパン協会はポーランドの当時の建国日である7月22日にはポーランド祭を朝日新聞社のホールで共催して何人かのピアニストに演奏してもらった。日本ショパン協会は河合楽器の協力もあり大きな組織であった。会長は評論家の野村光一。その際、中村絃子の紹介だという有名な音楽雑誌の記者が訪ねて来て、ショパンの音楽の神髄を教えろという質問を受けた。私は社会科学系の専門にしているので、音楽関係者ではない事をこたわって応えた事がある。それでわかったことは日本ではピアニストは演奏の技術中心の評価が圧倒的であること、その為に若いピアニストは毎日猛練習をして技術を磨きピアノのタッチが荒くなり、美しい音が出なくなるという。音楽的には問題だと批判もある事などがわかった。

中村は日本では毎日コンクールで優勝しそのおかげでジュリアードに留学出来、ロジナ＝レピンというロシアからの亡命音楽家の薫陶を受けた。日本でのピアノ音楽のマイナスが修正されていたのであろうコンクールでは高い評価が与えられ、4位となった。しかし準優勝はモスクワで学ぶブラジル人、そして三位になったのが地元ポーランドのソシンスカ。従って順位は政治的配慮がないわけではなかったといわれている。1970年のコンクールでは内田光子が二位になり注目された。彼女はオーストリアで教育され、現在は英国に定住し、英国人は彼女を英国の音楽家だと思っている。1972年に東京で日本ポーランド協会を設立した時に内田光子の父親ですと受け付けに来た人物は元オーストリア大使を勤めた外交官、内田藤雄、1970年のコンクールの時はウィーンの大使館で娘の吉報をはらはらしながら待っていたという。内田光子は外交官の娘として12歳でオーストリアに移住し、主たる教育は欧州の各地で受けた。

独語と英語を流暢に話し、マスコミに答えている。一時、帰国し、リサイタルを開いたが日本での評価はそれほどなく日本の音大出ではないからかと挫折を感じたらしい。しかし英国に本拠地を移した後、評価を高めた。英国からの賞も多い。従って日本での演奏の機会は少ないが、彼女のザルツブルグ音楽祭でのモーツァルトは絶大な評価を受けた。テレビでの中継だが、音がきれいだ。最近ではハンブルグの新ホールのこけら落しのコンサートにも招かれてモーツァルトを演奏した。

彼女はコンクールの審査員になるのが苦手かあるいは美学からか関心がない。2015年のコンクールまえにワルシャワで久しぶりにリサイタルをおこなった際などに再三、ショパンコンクール側の要請を受けたが、断っている。

2015年のコンクールで審査員を勤めた中国人のフーツンオングは、現在の国籍は不明だが、(多分、英国)。1960年コンクール当時は中国、上海出身のピアニストで3位になって注目された。しかしその直後、亡命を執行し、ワルシャワの中国大使館はショックを受けてすべての祝宴を中止した。彼はジェベツキの個人レッスンを頻繁に受けていたようだ。コンクールの課題曲でも難曲はマズルカである。フーツングがうまかったとってジェベツキは彼のマズルカの録音テープを聞かせてくれた。コンクールの予選を見ているとマズルカで失敗するケースがかなりある。

日本の評論家では吉田秀和がマズルカに注目していて、フランスのルイサダのマズルカを高く評価した。私は彼の毎週のNHKの評論を楽しく聞いていた。90歳を越えて現役だったが、鎌倉の自宅で亡くなった。

ジェベツキが日本ショパン協会の招待で訪日したとき、この人に電話してくれないかと渡された名前は、大賀夫人。それでわかったのは大賀夫人の結婚前の名前は松原緑というピアニスト。ワルシャワでジェベツキ教授の個人レッスンを受けていたという。音楽活動は大賀典雄(芸大卒のオペラ歌手、ドイツに留学していたが音響技術に協力した事からSONYと関係が深まり、その社長となる。)と結婚して辞めてしまったらしい。ジェヴィエツキも彼女がソニー社長夫人になっているのには驚いたようだ

日本には戦前のシロタのようにポーランド系音楽家、特にピアニストとの関係は深い。現在の音楽学校の先生達の先生はポーランド系の先生という事になる。

ポーランドの弦楽

ポーランド音楽はピアノだけではなく。弦楽はボズナンでヴェニアフキンコンクールがワルシャワのピアノコンクールと張り合うようにして開催されている。しかし私と弦楽の関係はワルシャワでもボズナンでもなく、米国のインディアナのブルーミントンであった。私は1965年から1年ほど米国のインディアナ大学で過ごした。専門のロシア東欧研究所の招待で過ごしたのであるが、同時にそこがアメリカでも有数の音楽学校だったのである。

広大なキャンパスの中の大学院寮で一人のポーランド人に出会うのであるが、それがクシストフ=ヤコビツチ。ボズナンのヴェニアフスキコンクールで3位になり、そのご褒美によるアメリカ留学だった。アメリカのキャンパスライフ

は地元住民とは孤立して集中した生活をキャンパスで過ごすことになる。彼とは一年間、寮の食堂で毎日のようにしていろいろ話し合った、彼の教授陣は世界一流の音楽家だった。ヤヌシュ＝シュタルケル（チェロ）、ヘンリック＝シェリング、ユダヤ系のギンゴルグなど。若手音楽家にとっては理想に近い環境が与えられている。いろいろな外国人も集められていた。日本人では堤剛がヤヌシュ＝シュタルケルの助手を勤め、周りには猛練習で知られていた。その結果、堤は北米地域での若手のチェロリストのホープといわれていた。

ヤコビチは人気者で彼のところにドイツ人、イスラエル人など留学生が集まってきてさまざまな情報もたらせられる。私のロシア東欧研究所からは毎日の帰りに音楽学部の近くを通るので寄り道しながら大学院の実技試験などの様子を見学していた。実技試験は公開なので教授のコメントも興味があった。それから10年近く経って日本にいとヤコビチからの電話。東京のホテルからという。東京でのリサイタルの為の初来日であった。最近も彼も80歳になり半世紀の前のブルーミントンの記憶がよみがえるのか、共通のドイツ人の名前などの話が出てくる。しかし奥さんも息子がヴァイオリニスト、アルゼンチンのピアソラなどを新しい演目に加えて若々しく活躍している。ワルシャワ音楽院の弦楽部の教授であり、指導者でもある。

他方、日本においてもブルーミントンでチェロを専門にしていた堤はハンガリー系のヤヌシュ＝シュタルケルの指導を受けていた。帰国後、堤剛は桐朋学院で教えるうちに学長になり、そして現在は、サントリホールの館長を勤めている。彼とトリオの共演者だった中村紘子の葬儀を各界の人を集めておこなった。

いい忘れたが、ブルーミントンでは私が音楽関係のつきあいがあることが知られてポーランドの音楽事情を聞かせてくれという話が結構あった。大学にはレベルの高いオーケストラもあり、オイストラツフも公演に来るアメリカ中西部における音楽センターであった。

桐朋学園オーケストラの衝撃

1970年ころワルシャワに公演に来た桐朋学院のオーケストラは衝撃的だった。当時ワルシャワには日本の音楽大学の学生。オーケストラと軽く見る情報しかつたえられていなかった。私もインデアナ時代に音楽留学生からその噂を知る程度で現実には初めてのコンサートだった。斎藤秀雄の指揮で一糸乱れず、難曲を演奏するや場内に驚きがはした。休憩時間に知り合いの音楽学校の教授につかまりあの指揮者は何者かと聞かれた。有名な教育者と応えるしか私には知識がなかったが、ポーランドの聴衆に与えた印象は強烈だった。

私の感動は、アボナメントコンサートの知り合いのポーランド人に声をかけられて感動が加速された。日本における同じ脱亜入欧を目指す道に参加するものとして、西欧音楽の分野は社会科学系よりは戦時中、洋楽禁止などの過酷な歴史を歩みながら、山の頂上を極めたのではないかという嬉しさによって涙を押しえられなかった。

これが斎藤秀雄没後に小沢征爾などにより組織された斎藤記念オーケストラの海外での高い評価に繋がって行くのであろう。その日のコンサートの後半は秋山和慶が指揮した。秋山はその数年後、北米のあちこちで活躍して“小沢ニ

世”といわれた人物だが、その指揮法の原点は斉藤方式だった。

当時ポーランドは社会的には経済、国内政治も問題を抱えていてゲーレック政権が難渋している時だった。物不足や政治不安で人々の心情が明るくなかった。聴衆には日本の若者が音楽に邁進する姿がまぶしいほどの姿に映ったのである。

ストラヴィンスキの郷土愛

1965 年に偶然にストラヴィンスキをワルシャワで見た。ホテルエウロペイスキの狭い 3 人用のエレベーターの中で杖をついた老人と一緒にいたのである。どこかで見たような感じがしたが誰かはわからなかった。翌日フィハーモニーで、ストラヴィンスキのプログラムがあり、本人の出演とあるので切符は手に入れていた。ホテルでは弱い歩き方だったが、昨日の老人が指揮台にしゃんと立ち自作の“春の祭典”の第一楽章を指揮してあとは助手の指揮者に代わった。これだけのことだが、20 世紀最大と評価される作曲家を見近に見た事が今でも印象深い。

これは彼の最後の欧州旅行であった。その紀行についてはそれからしばらくしたニューヨークのハーバースマガジンに記事が出た。ストラヴィンスキはロシア革命後ロシアを離れ、パリに移住した。彼はすでにパリでデアギレフ＝バレエ音楽で有名だし、政治的亡命というより音楽家としての利便性から混乱の渦中にあるロシアからの移住であったと思われる。しかしその後は波乱があり、パリからアメリカに移住した。

その彼が人生を振り返る旅に出て、モスクワ、キエフ、ワルシャワで思わぬ親戚に会ったり、彼がアメリカなどの西欧ではありえ無い出会いの度に郷土愛が芽生えてくるというのである。モスクワのオーケストラでさえ、彼らは日頃はずっとオーソドックスな曲の演奏に慣れているにもかかわらず、彼の現代曲の為に努力してくれたと感謝している。これは彼のノスタルジックな心情だけではない人生の教訓が刻まれている様に思う。彼自身は西欧的モダンを創造しながらその土着性は西欧的近代化に絶えず抵抗していたロシア文化にぬぎしているという祖国の心情にたいする同情がにじみ出ているように思えるのである。

5 1. ブルーミントンにおける東欧研究

1965 年に欧州での学会のおりワルシャワを訪れたアメリカの学者を通じてアメリカでの東欧研究の機会が訪れた。インディアナ大学への応募の条件は小論文の提出であった。私は当時、話題となっていた台湾をめぐる中国論、二つの中国論について 30 ページぐらいのエッセイを書き始めていたところなので学生寮の友人のアメリカ人、ダニエルストーン（コロンビア大、東欧史教授）に見てもらい英文をチェックしてもらって出来上がったものをインディアナ大に提出した。結果は予想をはるかに越えて、1965 年度のインディアナ大学のフェロウシップを与えられる事になり、一年間の奨学金が現金小切手で送られて来たのである。応募したからには心の準備は出来ていたのであるが、今までの日本

とかポーランドと比べるとその決定までのプロセスがあまりにも簡単なので驚いた。しかし冷戦時代という時代の背景もありブルーミントンへの道程はそれだけでは済まなかった。社会主義国ポーランドから米国への入国ヴィザは、ポーランド人に限定されており、日本人の場合は日本でしか発給出来ないという。ウヤドフス通りにある米国大使館ではあたかも館内において隠しマイクが発見された事からすべての会話が筆談であった。東京の米大使館では個室に通されて詳しく質問に答えなければならなかった。この調査はその後何年かは私の訪米の際にもちだされてヴィザ発給の度に事情の変更はないかと問われる事になった。東京から米国にはサンフランシスコまで空路でその先は米大陸横断を兼ねてグレイハンドバスによってアメリカを体験する旅を試みた。まずサンフランシスコからニューヨーク行きのバスでシカゴまで、その後はややローカルなブローミントンへのバスだった。ベトナム戦争中でもあり、アメリカ社会はややあれ気味であったが、シカゴなどは再開発の工事が始まっており、安宿に泊まるとアルカボネ時代を思わせる古いアメリカでやや戦慄を感じさせる風景もあった。

さて、ブルーミントンに到着すると広大なキャンパスに加えてアメリカ式のシステムが既に部分的にはコンピューター化されており、アメリカ式の合理的なシステムがあちこちにあった。当時すでに朝鮮戦争、ヴェトナム戦争の退役兵士に対する優遇でかなりの老兵が、特に大学院に学んでいた。ほぼ全寮制であるので男女別の寮があり、男女間の交流はかなり厳しく土日以外は許可制だった。しかしキャンパスは都市部とかなり離れており、独立してすべてが運営されているので、町にでかけるには自動車が必要になり、それがあまり必要ない大学院棟にいる研究者には研究作業に集中出来るというかなり恵まれた環境であった。

ロシア東欧研究所には、所長のキャンベル教授（ソ連経済）、ベネシュ教授（東欧国際関係論）、バンデッチ教授（東欧史、ポーランド史）らがいて冷戦下にもかかわらず社会主義体制下の社会、歴史、経済問題の研究がエリア研究として進められていた。大学院生に相当する学生はこの研究所で必要な単位を獲得すると特定のエリア研究の資格が得られ、政府機関や民間の研究機関にポストが得られるようになっていた。

私にとっての成果は、それまでのポーランド中心の研究から東欧あるいは社会主義国、ソ連を含めての研究対象の拡大であった。個人的にはロースクールのジェロムホール教授（法哲学）チュター役のベネシュ教授と親しく接触できた事が貴重であった。

52. 日本にとってのポーランド

2019年はヴェルサイユ条約が調印されてから100周年である。この条約で独立を達成した中東欧の諸国はその条約の達成を主導した米大統領ウイルソンを記念してジュネーブ、ワルシャワ、ベオグラードなど中欧の各地に“ウイルソン通り”がある。日本にとってはヴェルサイユ会議は国際連盟の常任理事国候補となった最初の重大な国際会議であり、ヴェルサイユ会議は日本にとって20世紀最大の国際外交の舞台であった。

西園寺、牧野の両全権代表はケンブリッジ大の国際法学者、トーマス＝ベティを外務省顧問に雇い日本代表団の顧問団に入れて必死に日本の立場を擁護した。日本は戦勝国の一員であったが、欧米諸国とは異なる世界外交の新参者であった。記念撮影で日本代表団の西園寺と牧野が列強代表の後方の位置にあるのが当時の日本の国際的地位を象徴しているようで印象的である。会議ではオーストリア＝ハンガリー二重帝国の解体が確定し、敗戦国ドイツの非武装化や領土の縮小が確定したが、他方、中東欧の諸国の独立が達成された。ドイツとオーストリアの関係も断れ、関係する国々の独立に伴う国境が確定した。

ポーランドは18世紀末にロシア、プロイセン、オーストリア、フランスなどの強大国に分割されて、それぞれの地域において異なる統治がおこなわれるという過酷な状況から独立が回復し、統一した独立国となった。日本はヴェルサイユ条約後、1919年ただちにポーランドを承認し、ワルシャワに公使館、ルボフ（現ウクライナ）に領事館を開設した。

ポーランドは独立後の領土紛争に関して、東部国境はヴェルサイユ会議での英国提案のカーゾン線には納得せずロシア革命政府と紛糾中であった。小規模とはいえポーランドロシア戦争であった。当初、ポーランドはフランスの軍事援助で行動したが、それは成功せず、日本陸軍はポーランド側の要請に応え50名あまりの軍事顧問団をキエフに派遣し、軍事作戦に協力し、ポーランドの東部国境の確立を助けた。1921年のリガ条約でポーランドはロシアとの国境線を確定し、ヴィリニウス（ビルノ）、ルボフを自国領とした。

ピウスツキ元首は終生日本の協力に対して感謝していた。1922年には50名の日本軍将校それぞれに国家功労賞を授けていた。それに応えて1930年に高松宮が昭和天皇名代としてワルシャワを訪問している。1935年のピウスツキ元首の国葬に際して日本陸軍代表は靖国神社の土を献上している。

5.3. 日露戦争の際の日本のポーランド工作’；明石元二郎とピウスツキ

西欧諸国と新生ポーランドの関係は1919年に始まるが、日本の場合は日露戦争の際の1904-5年の非公式な関係がその前段にある。当時ポーランドはロシア統治下、ウイーン条約による会議公国という帝政ロシアの半独立という状態にあった。帝政ロシアはペテルスベルグにポーランド省をおきポーランドを間接統治した。その状況のもとでポーランドの独立運動が地下反体制運動として展開した。従って日本とポーランドの初期の関係は今日風にいえば独立運動というテロ活動に対する支援となる。その関係は1904年に始まる。あまり知られてないのはその非公式な協力という点にある。

日本の本格的な海外との接触は開国し、条約改正問題を意識して国際関係を築き始めたころアメリカだけでなく欧州、ロシアを含めた国際関係の戦略的に日本は初めて気づくのである。岩倉使節も一部の団員がペテルスベルグに立ち寄る際にポーランドの領土を通過してポーランド王国が18世紀末に列強の分割で独立を失い東部領はロシアに分割された事情をしる。

明治時代、大日本帝国陸軍の情報将校である福島安正中佐が騎馬でベルリンからポーランド、ロシア、シベリアを横断した事が勇氣ある冒険として詩に歌

われた。これが情報将校の戦略活動の始まりであろう（1892年）

日本にとっての欧米列強との初戦である日露戦争の際、（1904年）ウィーンでは牧野伸頭公使がポーランドの地下工作員と接触し、それを継いだ駐ロシア公使館の武官の明石元二郎がペテルスブルグやストックホルムで活動した。ポーランド側はまだ独立していないので秘密工作組織であるから連絡先はポーランドを避けて欧州をまたにかけて行われた。当時の日本側の情報ネットワークはストックホルム、ウィーン、そしてロンドンであった。ロンドンでは武官の宇都宮太郎が明石に協力した。しかし情報将校の明石元二郎は、自身が武官として駐在先のロシアで情報活動を行うには限界があると判断して直接、ロシア統治下のポーランドを訪れる事はなかった。それに代って協力者としてポーランドの反ロシア地下抵抗活動の指導者、ピウスツキとそのグループを直接、日本陸軍の幹部と戦略を協議する為に日本に招待した。（1904年）。当時ポーランドの東部は、完全独立を目指すポーランドの地下抵抗運動が激しく展開していた。しかもロシア軍に徴用されシベリア鉄道で極東に派遣されるロシア軍兵士の30%近い兵員はポーランド人だったという。アメリカ経由で日本を訪れたプウスツキ一行は大本營の幹部との会談に及び、当初は、ロシア軍から脱走させたポーランド兵でポーランド軍を再編して日本軍に編入させ、ロシアを攻撃するという欧州型の構想であった。これはナポレオン戦争の例にみられる様に軍隊が多民族で構成される欧州事情では可能であったが、日本軍は異なる事情があった。つまり、日本軍は天皇の軍隊でなければならなかった。日本側の事情を知り、ポーランド側はそれは不可能と知り日本側の条件を受入れ反ロシアの為の情報の提供、地下テロ活動に限定して行動する事になった、これに対して日本側は資金および武器の提供を約束している。日本外務省はこの莫大な資金を機密費の大半を当てて処理している。この牧野＝明石工作は日露戦争終結に大きく貢献した。ポーツマス会談で、ロシア代表ウイッテはポーランド領における事態の変化でポーランド兵の増員が不可能になった状況に慌てて平和条約に調印したといわれている。日露戦争後、明石工作に関係した牧野、渡辺、そして明石は高く評価され、軍、政界において高い地位についている。

牧野伸頭（娘が吉田茂に嫁いだ）はウィーンから帰国後、文部大臣に任命され、後のヴェルサイユ会議においては西園寺を補佐する副全権大使に任命された。明石は後に台湾総督に任命されている。宇都宮太郎は勲一等の勲章を受け陸軍大将となり陸軍内部において有力な勢力となった。

日本を訪問したピウスツキは、日本側に対して、戦略的に日本がロシアを仮想敵国とする必要があり、それに対して陸軍の幹部はロシア語を知らなければならぬと提言したという。その後陸軍の士官学校、陸軍大学などにおいてロシア語が必修科目になった。当時、日本でロシア語を知るのは二葉亭四迷ぐらいではなかったか、しばらく後に、彼はハルピンで建学されたハルピン学院の副学長に任命されている、日本陸軍とロシア語の関係は第二次大戦後の米占領軍も関心をもち、戦前から陸軍大学でロシア語を教えたロシア文学者の米川正夫をGHQは、追放している。これを契機に日本陸軍とポーランドの軍当局との関係は事情の変更に関係なく協力を深め、情報将校のそれは部分的には第二次大戦期においても続いた。例えば第二次大戦中、中立国であったスウェーデンのストックホルムで活躍した小野寺機関は元ポーランド情報将校を職員として

雇用し情報活動を行っていた。関東軍も同様である。情報技術に関してポーランド将校は日本軍の教育係として第二次大戦中も雇用を継続した。

さて、ポーランド側の日本への接近の理由は日本との利害の共通性にあった。世俗的にいわれる“共通の巨大な隣人”を持つ友好国関係。つまり、ポーランドはロシアという巨大な異文明の国ロシア（ロシア正教）を抱える。ポーランドは歴史的には西欧のカトリック文明の東への橋頭堡であり、他方ロシア側は西欧からの近代文明の圧力に対抗するというモンゴル以来の非欧州意識があり、一般大衆の反ポーランド（反カトリック）感情が強い。歴史的な文明の衝突は特にロシア統治下のワルシャワ、ヴィリニウス、（ヴィルノ）、ペテルスブルグなどで頻繁だった。

この説を主張したのは戦前の最後の駐日ポーランド大使。ローメルである。事実、日露戦争以来日本とポーランドはロシア情報に関して緊密な関係を築いて来た。

5 4. ポーランド文明の特徴

ナポレオン戦争後の欧州の秩序を確定した 1815 年のウィーン会議で、ロシア帝国は分割されたポーランドの東部を獲得する事を国際的に認められ、これを会議公国として統治した。事実上のロシア帝国によるポーランド統治である。ロシア皇帝アレキサンドルはワルシャワで戴冠式を行い、ポーランドの会議公国の兼王となったのであるが、ポーランドとロシアの文明の違いを考慮してロシアに対するポーランドを通じた西欧文明の“悪影響”を排除すべく、歴代のロシア皇帝はポーランド文化に対する封鎖政策を行い、ペテルスブルグにポーランド省をおきポーランドを統治した。ロシアは当時まだ、中世的封建支配を行っており、農奴制が維持され、近代的な土地所有制度もなかった。ロシア当局の植民地ポーランドにたいする言論の弾圧政策に抵抗する学生などのデモがワルシャワだけでなくペテルスブルグでも頻発した。ワルシャワ大学、ヴィリニウス大学などが閉鎖され、ポーランド歴史学ではこの時代を蜂起の時代という。ワルシャワ大学がポーランドの大学（ピウスツキ大学）として復活するのは、外国勢力が撤退した後の 1915 年頃である。

これに対して日本の反ロシア感情は、英国の影響もあるが、北方から南下を目指すロシア帝国の領土的野心に対して戦略的危険を感じていたことにある。日清戦争の結果の下関条約で約束されながら三国干渉で奪われた遼東半島は事実上、ロシア領となった状況にたいして日本外交は必死に失地回復を狙った。桂太郎内閣は日英同盟にも後押しされて国運をかけて日露戦争に突入した。それがこの問題の背景である。

ポーランドの伝統的な歴史学において反ロシア感情は社会主義時代を除いて、文明の相違に根拠をおいて底流となっている。社会主義革命のめざす社会の構造改革は生産手段の私有を廃止して国有化をめざし、その体制を共産党の一党独裁で維持する、このようなソ連共産党をモデルとする歴史学からすれば、第二次大戦後ソ連モデルを受入れた東欧諸国は、旧欧州文明の残滓を継承しているだけに、ソ連当局からすると社会主義後進国であり、ソ連共産党が指導しなければならない衛星国であった。文明的衝突が起こる理由である。

5.5. 西欧文明の境界；ポーランドとロシアの違い

欧州連合（EU）が形成されて以来、欧州はどこまでかが議論されてきた。1980年代のEU委員長だったフランス人のドロールは、欧州統合はブラッセルを核とする同心円を描いて拡大すると楽観論を展開した。しかしそれは現実とはならなかった。欧州拡大は、社会主義国でも旧欧州諸国の中東欧に留まり、他の中央アジアなどの旧ソ連圏の諸国には拡大しなかった。欧州には一定の共通する歴史的文化的要因の存在は否定出来ない。しかし統合が拡大するにつれ、その境界はどこか、共通する基盤は何かを確定する必要があった。果たして戦略家というピレネ山脈からドニエプル河までの地理的概念、モスクワからウラジオストクが欧州共通の家になるというゴルバチョフ構想に現実性があったのか？

社会主義時代、ソ連当局はソ連と衛星国との間に発生する文明の衝突に苦しんだ、表面上はイデオロギーをめぐる対立であったが問題の底流には文明の相違があった。スターリンはグルジア出の生来からの非ヨーロッパ的独裁統治を社会主義世界に拡大した。さらに彼の一党独裁制は秘密警察によって維持された。それは一国社会主義という国際的には鎖国主義でもあった。彼の死後、スターリンへの反動が爆発した。それは欧州文明圏に属する諸国であった。1953年の東ドイツ暴動、1956年のポーランドのポズナン事件、ハンガリーのブダペスト動乱、1968年のプラハの春など東欧諸国に発生した事件はいずれも軍隊、警察などの治安部隊などと民衆の間の武力衝突となり、実態は内乱であった。情報が限られていた上に冷戦のルールの限界はあったが、西側は国境をこえて犠牲者を救済した。ハンガリー事件とチェコの事件では社会主義同盟国軍の名においてのソ連軍が出動する内乱となった。事件発生発端は経済的理由が挙げられているが、大きくは社会主義システムの欠陥が理由であった。1956年にはフルシチョフが党大会でスターリン批判を行ったが、それは中途半端な妥協であった。スターリンのソ連は明らかに欧州の文明的伝統に反した。1980年におけるポーランドの連帯労組による政治変革は、ついに社会主義体制の崩壊に繋がる事件となり、ソ連共産党の崩壊に至った。ソ連体制の崩壊に直面し共産党指導者となったゴルバチョフはロシアのヨーロッパ共通の家への回帰を宣言した。しかしそれによってロシアが欧州並みの諸制度を導入したわけではない。むしろロシア社会は彼のいうヨーロッパ同調政策を拒絶し、はじめての大統領選挙で彼を落選させた。

ソ連体制の特徴はあらゆる政策に関して異論を認めない権力集中制であり、それを維持する為の秘密警察組織が決定的な役割を持ったことである。KGBはソ連の秘密警察として知られているが、肅正といわれる裁判によらない処刑の実行機関は内務省のNKVDであった。その犠牲者はソ連の場合で100万人を越え、その他の東欧においてもおびただしい数に達した。スターリン体制はナチスに対抗する第二次大戦による国家壊滅の危機を回避する事は出来たが、スターリン体制が平時において欧州的社会において機能するはずはなかった。

スターリンがヤルタやポツダムで連合国から認められた新勢力圏は中部ヨーロッパ、バルカン諸国で、いかなるロシア皇帝も実現しなかった欧州文明圏へ

の拡張であった。チャーチルが1946年に欧州に鉄のカーテンが降りたという線は北はポーランドのオーデル河のシチェチンから旧ユーゴスラビアのトリエステをさしていた。このようにソ連は第二次大戦後、カトリックなどの西欧文明をそれまでのロシア正教以外の宗教文化を受入れなければならなかった。

中世欧州文化の基盤を形成したローマ法はイタリアのボローニャから始まって、中欧では14世紀にプラハ、クラクフ、ウィーンなどに大学が創設されてこの地域のエリートが馳せ参じ、その文化的、地理的範囲が欧州と理解された。この説にしたがえば、欧州の東部はポーランドが境界となる。事実、ポーランドの歴史学は、さまざまな非ローロッパ文明の壁となって欧州文明を守ったというヒロイズムを強調している。まず、モンゴルの侵入、トルコの圧力、ロシアの西方への拡張などからの圧力から壁となって抵抗し、欧州文明を守ったという自負である。

他方、ロシア皇帝が西欧での大学の役割を認識して最初の大学をモスクワに創設したのが1755年、14世紀にすでに創設されている中欧の中世大学との時差は約400年の遅れがある。ロシア当局はロシア統治のポーランドで大学を閉鎖し、ポーランドのロシア化をはかったが、失敗した。ポーランド側の要求に妥協して、ペテルスブルグ大学とモスクワ大学にポーランド科を設置し、ポーランド人学生とポーランド人教師を受入れた。ポーランド人学者は、その後、ロシアの法制度の近代化に協力し、これがロシアの近代法の始まりとなった。

冷戦時代の1958年、政治的には東西共存が叫ばれて、まず学界の交流が始まった。ワルシャワでの東西の学会で西側は、社会主義国家に法治国家という思想があるのか、西欧には法の支配という原理にもとづく政治力に対する民主的コントロールの制度があるが、社会主義では市民の権利はいかに守られるか、などが両サイドの専門家によって議論された。東側はソ連の論客が主として発言したが具体的成果があったわけではない。しかしこの際、ヨーロッパ文明圏に属する東欧の専門家はソ連代表とは異なる理解で社会主義体制での、社会主義的法の支配論を述べた。国際政治学会が多元主義研究会をパリで発足させたのは1978年であった。そして1979年に多元主義研究会をモスクワで開き、出来ればソ連における人権擁護活動を続ける物理学者のサハロフを招く事が決定された。このような西欧における学者達の影響はすくなくならずポーランドの連帯運動に影響したように思う。連帯運動のもとで行われた民主的選挙で国会議長に選ばれたステルマホスキ（ワルシャワ大学、教授）は、それ以前に1978年パリ会議に参加し、連帯運動の実態を報告している。

専門的になるが、ソ連側の主張は、歴史的に見ると制度としての司法制度はロシアにもあったが、実態は腐敗した制度であり、社会はそれによる正義の実現を期待していなかった。1755年にモスクワ大学が創設されて法学教育を初めて受けた裁判官があらわれロシア社会で注目された。それから以降ロシアにおいては司法が法にもとずいて施行されることが理想と考えられた。その意味でロシアにおいても法治主義は始まっているとソ連学者は主張した。

これに対して西側の論者は、法の支配は単なる実定法の存在だけではなく、法に対する哲学的背景があり、法の支配原則による社会正義の実現が文明社会の基盤となっていると主張した。

このような表面的な論争とは別にソ連型社会主義体制はすべての制度に超法規的、あるいは秘密組織が存在し、それらについての情報は一般大衆にははらされずにあるという事であった。なぜ内務人民委員会の最高幹部であるベリアがスターリン体制の肅正の中心にいたかの疑問に対する異議であり疑問であった。

欧米において文明的歴史観を主張し、ロシア史を欧州史と別枠とみる文明史観をのべるのはオスカー＝ハレツキである。もともとカトリック系の歴史学が同様な立場であった。彼は 1939 年、ナチスドイツ軍がポーランドを侵攻するまでワルシャワ大学で歴史学の教授をしていたが、まず、英国に亡命し。次いで戦後アメリカにおいて活躍した歴史学者である。戦時中のルーズベルト大統領が展開する米ソ軍事同盟の危険性に警告を発しながら、それが現実となった冷戦期の米国におけるソ連研究に大きく影響を与えた。欧州とロシアの間には文明の越えられない境界があると彼は主張する。

5 6. ポーランドに定着したユダヤ人

21 世紀の現在、世界のあちこちの分野で活躍しているユダヤ系人物の父祖の地がポーランドあるいは旧ポーランドである事を知る人はすくない。イスラエルというユダヤ国家が 1948 年に建国されて以来、ユダヤ民族の父祖の地の問題は一応、解決された。だが、“デアスポーラ”で拡散した民族離散の歴史は今日でもあちこちに見られるユダヤ民族の特色としていられている。

1981 年末にポーランドで連帯労組活動を契機にヤルゼルスキ政権が発布した戒厳令にたいする抗議が世界的に広がった際、当時のレーガン米大統領はポーランド国民に捧げると題する特別テレビ番組をホワイトハウスから発信した。その際の司会者はハリウードの長老男優のカーク＝ダグラスであった。レーガン大統領はハリウードの俳優組合の組合長であった事もあり、大統領時代でも映画人が良く登用された。カーク＝ダグラスの家族の父祖の地はガリチア（旧ポーランド）。彼の回想によると家族はオデッサ港からのほぼ最後の移民船でアメリカに向かったという。彼は苦学のすえに演劇学校で学びそこで知り合った同じくユダヤ系の女優ローレン＝バコール（ルーマニア系）などの協力を受けてハリウードでたちまち成功した。日本の映画最盛期の頃は上映されるアメリカ映画にほぼ毎週のように現れた男優であった。晩年 100 歳を越えて現役であったが、私財を投じて若手俳優育成基金を創設した。現在は息子のマイケルが活躍している。

5 7. 映画、音楽で活躍したポーランド系ユダヤ人

まず、足下のポーランドの領土と関わったユダヤ人を見てみよう。

ビリー＝ワイルダーはジョン＝フオードのように西部劇は作らなかつたが、戦争ものからいわゆる世話物までオードリー＝ヘプバーンやマリリン＝モンローなどの女優を育てながら幅広い分野で映画監督として活躍した。ワイルダーはクラコフ生まれ、父親が小さなホテルをユダヤ人地域で経営していた。彼は父親の遺産を使い果たし、パリやワルシャワで放蕩していた。友人らの話に動

かされてアメリカ行きを決意したという。英語はアメリカへの船旅中に学び、ハリウッドでは合作するシナリオライターに恵まれ数々の名作を作った。アメリカでは彼の事をオーストリア出身というのがクラコフが歴史的にハプスブルグ統治があったから、そのように誤解されたのであろう。クラコフは1815年のウィーン会議で、スイスと共に永世中立を認められた独立都市で独自の憲法も持っていた。独立はロシアの横やりで解体され、オーストリア＝ハンガリー二重帝国のの地方都市になったが、市民の意識には独立意識が旺盛である。1919年のヴェルサイユ条約でポーランドは120年あまりの空白を経て国際的独立を果たした。クラコフは首都機能こそワルシャワに譲ったが独立後のポーランドの文化活動の中心であった。

ワイルダーは第二次大戦直後、ドイツ占領下でクラコフに残してきた母親の消息を求めてあちこちの収容所を探し歩いたが見つかる事が出来なかったという。その事が彼の戦争ものの作品に関係があるのであろう。

彼の芸風を継承するのは世代は離れるが、ロマン＝ポランスキであろうか。フランス生まれだが、クラコフが居住地。1960年代にウジにある映画学校(大学院に相当する国立大学)の卒業作品(タンスと二人)が優秀で有名となり、“水の中のナイフ”で賞もとったが、間もなく渡米し、ハリウッドの映画監督となり、注目される作品を作った。スキャンダルを起こし、アメリカを離れたが、その後パリを中心に活躍している。ナチスものでは、“戦場のピアニスト”でカンヌで賞をとった。1930年生まれのかれのナチス占領を生残った体験が生きた作品であった。

57. 日本のクラシック音楽とユダヤ系音楽家

ローゼンシュトックというNHK交響楽団の指揮者がいた。N響は戦前、満州で山田耕筰などが中心になって編成された日本最初のオーケストラが母体であるが、それもNHK交響楽団と名乗るまえである。本格的なおオーケストラの訓練はローゼンシュトックが指揮者として着任してからだという。筆者はこの話をウィーンに留学中のN響の指揮者岩城宏之から直接聞いた事がある。ローゼンシュトックの練習は厳しかったが、おかげでオーケストラが本格的にベートーベンやモーツァルトの音を出し始めたという。

ローゼンシュトックはクラコフの音楽院を出た後、ドイツの歌劇場などで指揮をとっていたが、1933年にナチスが政権をとり最初に公務員からユダヤ系職員を追放する決議により、当時ドイツでは劇場などがほとんどが国立であった為にユダヤ系音楽家の場が閉ざされてしまった。多くの音楽家はアメリカに活路を見いだしていたが、ローゼンシュトックは日本の新しいオーケストラが指揮者を求めている話を頼りに陸路、シベリア鉄道、満鉄を使って日本を目指した。それが1936年。日独の外交の協調路線を考えれば日本においても反ユダヤ政策の恐れがないわけではなかったが、それ以後、彼は日本でオーケストラ活動を続けた。しかも彼は戦時中も日本に滞在した。戦争末期には外交官を含めた外国人は軽井沢に疎開を命ぜられ厳しい生活を過ごしたらしい。

戦後、占領下で音楽活動を再開しているが、かつて指揮をとったニューヨークのメトロポリタンオペラの要請で渡米(多分、米国籍取得問題もあったとおも

われる。)その後はNHK交響楽団となったN響に米国籍の常任指揮者あるいは客員としてしばしば訪れていた。N響の創設50周年記念の際に幾つかの賞を受けている。

ピアノ音楽界はレオ＝シロタをあげるだろう。キエフ音楽院で学びすでに欧州で有名なピアニストであったが、彼は1929年来日している。彼の出現で欧州一流のピアノ音楽が日本で聞けるようになったのである。彼は自身の演奏活動のほか、多くの日本のピアニストを音楽大学あるいは個人レッスンで育てた。戦後活躍した日本人ピアニストで彼の薫陶を受けなかったものはいないといわれる。

彼の生まれは旧ガリチアで、ポーランドの首相にもなったピアニストのパデレフスキと同郷であった。神童と噂されたシロタに注目して、パデレフスキは内弟子にという話を持ちかけたが、あまりにも幼く、両親が受けず。彼はキエフの音楽院のコースを終えてからウィーンで高名なブゾーニなどの下で学んだ。キエフ音楽院の後輩には最近まで活躍していたウラジーミル＝ホロヴィッツがいる。

キエフが当時から音楽のセンターであった事を実感したのはソ連解体の最中、市場経済へむかうソ連そしてウクライナ独立を抱え、市内は騒然としていた時に一週間ほど滞在して農業問題を調査した。外貨交換所でレートが時間ごとに代わる激しさ、でもオペラは、歴史を思わせる劇場で平常に公演され、それなりに着飾った客で一杯だった。

シロタには別の側面がある。彼の娘、ベアータ＝シロタは戦後のGHQ職員として日本憲法起草に関わったのである。彼女は、父親と共に幼い少女として日本で過ごした。東京のドイツ学校で学び始めたが、教育方針があわず退学後は個人レッスンで日本語を学ぶ。父親は娘をアメリカで学ばせる希望を持っていたが、緊張する日米関係では、客観的には渡米許可が難しかった。しかし、父シロタは知人の広田弘毅（元外相、元首相）に頼みこんで娘の渡米許可を貰い、娘は米国の名門女子大、ミルズ大に留学出来た。戦後、GHQが日本占領の為の専門家を公募したのに応募して、娘はすでに米国籍を持つ専門家となり、そのスタッフの一員として再来日した。GHQ民政局はケーズを長とするローズルール出の専門家グループが日本国憲法の起草作業中であった。彼女は最年少のスタッフとして憲法の女性条項を任されたという。米国の大学は一般教養的であるから、彼女は東京のあちこちの大学の図書館に通い法学文献をあさって学習したという。彼女の念頭には女性の地位の向上があった。それは父親の日本社会との交流を通じて知る事になった女性の地位があまりにも低いのではないかとという彼女の少女時代に持った問題意識があった。事実、日本憲法における女性に関する条項はシロタ起草によるものが活かされている。

アメリカで活躍したポーランドやロシアからのユダヤ系音楽、芸能人

アメリカにおける演芸、映画などの分野はユダヤ系移民が始めた事業であった。芸名などは変わっているので本名はなかなか想像出来ない。

アメリカの音楽を代表するジョージ＝ガーシュインの家族は、ロシアにおけ

るポグロムを逃れてアメリカに移住したユダヤ一家であった。ガーシュインはユダヤ名、ヤコブという名前も持っている。父親は、貧しいので子供に音楽学校で学ばせる事はできなかったが、子供達にピアノを買い与えたという。たちまちにピアノの虜になったガーシュインは楽譜の出版社に仕事を見つけ、その宣伝のためのピアニストになった。その後さまざまな仕事の合間に作曲を行い、アメリカ大衆の土着ともいべきジャズ音楽を主体にしたメロデーを身につけ、その幾つかの作品がブロードウェイで成功した。

“パリのアメリカ人”という作品があるように彼はパリに出向き、当時フランスで高名な作曲家であったモーリス・ラベルを訪ね、個人指導を願ったが、ラベルはすでにアメリカでジャズ音楽で高名なガーシュインに教えることなどできないと断ったという。しかしガーシュインはジャズ音楽をクラシック音楽にちかづける交響楽に関心があり、幾つかの名作が生まれた。彼の生誕 100 年の際にはあちこちで上演された。“ラブソデーイン ブルー”などはその傑作の一つである。小沢征爾などは有名オーケストラとジャズバンドをこの曲の為に共演させている。

ダニー＝ケイという有名なコメディアンがいた。芸達者な役者であった。本名はダニエル＝カミンスキ、アメリカ生まれだが、両親はポーランドのガリチアからの移民である。社会活動でも有名でユニセフ大使などを勤め日本にもしばしば訪れていた。

現在のハリウッドで圧倒的な実力を誇るスピルバーグ監督もこのカテゴリに含まれていいであろう。生まれは 1946 年のオハイオ州の米国人だが、両親はガリチアからの移民であった。家名は現在はウクライナに属する旧ガリチアの地名に由来する。

アメリカにおけるユダヤ移民には大きく三つの波がある。一つは 18 世紀以降のポグロムを避けて到来したロシア、ポーランドからのユダヤ難民、次がロシア革命による難民、そして 1930 年代に始まるドイツ、オーストリアを中心とするナチス政権による反ユダヤ政策によるユダヤ移民である。これらを比較すると前者は宗教的、社会的対立が理由であるが、後者は政治イデオロギーの対立が原因であるので、移民する社会階層が異なっていた。1930 年代に反ナチスの知識人が大量にアメリカに移住した知的集団は、その大半はユダヤ系人材であった。欧州文明に影響を持つ人物が含まれていた。

戦時中、ロスアンゼルスで有名なサロン活動を行っていたのは、ドイツからのノーベル賞作家トーマス＝マンである。全米のあちこちからユダヤ系文化人が馳せ参じた。現代音楽のシェーンベルグ、物理のアインシュタイン、ピアノのルービンシュタインなど 20 世紀の知的文化的集団が形成されていた。またニューヨークには、社会調査学院 (SCHOOL FOR SOCIAL RESEARCH) が設立され、欧州においてすでに高名な学者達が米国に亡命しても職場と研究の場が与えられた、言葉も当初は英語だけでなく、独仏語がみとめられ、言論の自由が保障され、中でもフランクフルト学派の左派進歩派も救済された。これはアメリカの知的世界、文化的世界には革命的な変化をもたらした。

21 世紀になってこの当時の激動を回想すると、アメリカの世界国家への成長にとって貴重なステップとなった一時期であったと評価された。しかしこれに対して政治的な反動が後におこった。それはマッカーシー上院議員を中心に

した非米活動委員会のチェックである。恐ろしいほどのメディアの興奮もあり、議会の特別委員会に関係者が多数喚問されて彼らのイデオロギーがチェックされた。欧州を離れアメリカの大地に希望を託した亡命知識人にとってはショックであった。その結果トーマス＝マンやチャプリンをはじめとする文化人、知識人がふたたび欧州にもどる為にアメリカを去るのである。トーマス＝マンが主宰したサロンの 10 年あまりの活動が消えてロスアンゼレスの文化が消えたと嘆く地元の知識人もいる。

58. 離散の民の定住地

アメリカのスタンフォード大学で全米のスラブ学会が開かれたとき、話し込んだ何人かの学者達がいずれもユダヤ系で家族の父祖の地がプロディ（現ウクライナ）であると語り、ひとしきり座が盛り上がった。中にはプロディ周辺 50 キロのユダヤ人が 20 世紀の世界文明を支えたという、自慢話も出た。

確かにこの場所で生まれてなくても家族の父祖の地である事からすると。法学者のハンス＝ケルゼン、ドイツ生まれのヘンリー＝キシンジャーも父祖の地はガリチアである

ポーランドの 1921 年から 1939 年までのポーランド共和国時代の国境（事実上。18 世紀末に分割されるまえの国境に近い）によれば。西ウクライナのルボフやリトアニアのヴィルノも含めてポーランド領は現在より東方にあった。1938 年の統計によればポーランドにはユダヤ人口（ユダヤ教徒）は約 300 万人、ワルシャワには約 30 万人が居住していた。まさに欧州最大のユダヤ人口である。

圧倒的なキリスト教社会で市民権を認められなかったユダヤ人がキリスト社会であるポーランドに関わりを持つようになったのは当然ながら決して古くはない。ライン河周辺に定着し、キリスト教社会のマージナルな職業で生計を建てていたユダヤ人（主としてアシケナージ）には当然ながら差別は日常的であったが、周辺の新興の王国から見ると専門の職業の経験のあるユダヤ人は注目に値する存在であった。特に商業の世界では、ゲルマンとスラブという異文化の接触する世界ではユダヤ人の多言語、多文化の経験が貴重であった。彼らが常用するイーデッシュ語はゲルマン系言語に近かった。

ポーランド王国がユダヤ人受入れを構想した時期はゲルマン社会におけるユダヤ人排斥の動きが激しくなった時期と一致する。ユダヤ人とポーランド王国との共存が安定した時代は 13 世紀から 18 世紀である。当時のユダヤ人口の推定数字はいずれも正確な統計はないが専門家の推定数字である。1900 年初頭のユダヤ人口の分布状況は以下の通り；

ワルシャワ（22 万）、ウジ（10 万）、ヴィルノ（6 万 4000）、ルボフ（4 万 4000）、ピヤウイストック（4 万 2000）、ポズナン（3 万）、ルブリン（2 万 4000）、クラクフ（2 万 6000）、ウオムジャ（1 万 4000）、プロディ（1 万 2000）など。

中世秩序が激変して 18 世紀末にポーランド王国が列強のオーストリア、プロイセン、ロシアに分割され、特にユダヤ人が集中したポーランド南東部がロ

シア帝国に統治される事になり、ポーランド王国の保護を失ったユダヤ人の東方への移動が始まった。ユダヤ人の移住はラビの指導による集団移住であった。

この時期にユダヤ人口が急増したのがキエフ(3万2000)、ルボフ(4万4000)、プシミスレ=現在のポーランドとウクライナの国境の市(1万3000)、などであった。

中東欧が国民国家を形成するまえであるから、ユダヤ人の父祖の地がポーランドというのは正確さを欠く表現であってポーランドを中心にした東欧地域と理解すべきである。カール=ドイチュというアメリカの政治学者がいる。チェコ出身のユダヤ系の人物である。米国政治学会の会長も務めたハーバード大の有名教授だが、ユダヤ人は中東欧の各地に拡散してモザイクのように居住していた為に少数民族として独立する条件が弱かったと述べている。ヴェルサイユ条約会議にアメリカのウィルソン大統領はアメリカでのユダヤ差別問題を解決しようとユダヤ人代表、例えば初めてのユダヤ系最高裁判事となったブランダイス、フランクファーター(ハーバード大教授、後最高裁判事)などの随員を従えていた。

しかしユダヤ問題は進展しなかった。

ユダヤ人は離散の民であった。聖地である中東の地を離れて欧州各地、特にライン川以東のスラブ民族の地域に多くは安住の地を求めた。ポーランド王のカジミエシュが特別区を設置してユダヤ人を受入れた話は有名である。ポーランド王国で王国の庇護を受けて比較的安定した地位にあったユダヤ人だが、18世紀におけるポーランド分割による王国の解体で庇護を失いユダヤ民族はラビの指導の下に人口過疎ではあるが、希望の大地の可能性を求めて東方への移住を行った。ポーランド王国解体後のユダヤ人の東方への移住は大規模な民族移動であった。その民族移動のスケールはおよそ二百万人に近い数字であり、地理的には、ほぼラトビアのリガからオデッサの線に結ばれるロシア統治の西部地域であった、現在でいうウクライナ、ベラルーシ、リトアニア、モルドワなどである。

ユダヤ人が直面した問題は、それまでのキリスト教、主としてカトリック社会では宗教的対立はあったが、ユダヤ人はキリスト教社会と一応の共存は成立していたのに対して、ロシア社会は全く異なっていた。西欧では17世紀以降には政教分離が次第に浸透しつつあったが、ロシア皇帝支配下のロシア正教の社会では、農奴制が厳しく適用され、農民は荘園を離れる自由はなかった。荘園を離れて新天地を求めても地域当局には逃亡農民を拘束する権限が認められていた。農奴制が廃止されたのが19世紀後半である。

このように新興ユダヤ住民と土着のロシア農民の生活様式の間には激しい格差があり、そこに宗教原理的対立を根に持つ社会的対立が発生した。ユダヤ人は商業的には優れ中産的地位になるが、そこに農奴の農民との格差も生まれる。それを背景にロシア農民の反ユダヤ感情が形成され、それがユダヤ人部落襲撃のポグロムとなった。

ドイチャーもポグロムの犠牲者

ポグロムとはユダヤ人に対する群衆による暴動行為である。カトリック社会

でもポグロムは発生したが、19世紀以降のロシア正教社会では独特の現象となった。ユダヤ部落全滅というケースもあり、多くの犠牲者が生まれた。これを避けて19世紀後半から20世紀にかけて150万から200万のユダヤ人が北米を目指して再移住している。現在アメリカ社会で超エリート階層を構成し、政財界に影響をもつ、いくつかの家系はこの時代のユダヤ移民のなかから生まれている。

アイザック＝ドイチャーというクラコフ近郊で生まれた英国の政治思想家がいる。1930年代にスターリンによって解党されたポーランド共産党出身の左翼理論家である。彼は政治活動家のまゑにユダヤ教のラビであった。そしてその村落はロシア地域に分割されていたので父親の代から受継いだ印刷所がポグロムにより壊滅的に破壊された事を述べている。事業の妨害に留まらず、印刷事業が再開出来ないように徹底的に破壊されたという。

高橋是清とシフ

20世紀初頭のアメリカでポグロムの犠牲者救済を行っていたのはヤコブ＝シフというユダヤ金融家であった。彼はクーンレーブという、当時、米国で最大といわれた銀行の頭取であった。日露戦争の頃、ロシアでポグロムが激しく起きていた。1880年代から起きていたポグロムの大きな波の再来であり、海外のユダヤ人の最大の心配事でもあったが、アメリカ政府はまだ非力でロシアに対して何の対策も打てなかった。

他方で日露戦争の軍費拡大に直面して、それまでの外資排除論を転換して外資による国債発行で切り抜けようとする日本政府は日本銀行副総裁の高橋是清を英米の金融界に派遣して、日本国債売却交渉を始めていた。だが、日露戦争における日本優位の情報はすくなく国債売却交渉は苦境にあった。ヤコブ＝シフと交渉中、たまたまロシアのポグロム問題に関して日本軍の戦意に触れる質問があり、高橋はポグロムなどについて全く知識はなかったが、日本軍の勝利の話を説得し、シフはそれを確信し、500万ポンドの日本国債の買い付けを約束した。日本側は1200万ポンドの売却計画であったから、シフの決断によって他社との契約も成功し、日本政府は戦費の財源確保に成功した。高橋はおそらく日本人としては初めてポグロムという言葉を目にした人物であったと思われる。日露戦争後の1906年に明治天皇はシフを皇居に招き最高の一等勲章を授与している。この話しは国内のメディアでは報道されなかったが、皇室には重要な記録として残されており、第二次大戦後独立したイスラエル大使が皇居で信任状を提出した際に昭和天皇から、昔、日本はユダヤ人金融家に大変世話になったと話されたという。世代の違うイスラエル大使はまだイスラエルが独立しない前の話なので何事かと思ったというのである。

クーンレーブ社との関連はこれが始まりで日本政府はその後国債売却交渉は度々行っており、日本の国際金融界における新時代となり、その流れは後輩の井上準之助蔵相にいたって本格化する。高橋是清は、いわゆる“ニニ六事件”で青年将校の犠牲になってしまい高橋を通じてのクーンレーブとの個人的コネは失われてしまった。しかし第二次世界大戦直前にもクーンレーブ社はロシア東欧におけるユダヤ難民問題解決のため日本の協力をえる為に次世代の代表が

満州重工業総裁の鮎川義介とコンタクトする為に満州を訪ねている。それは満州にユダヤ自治州建設の構想であり、資金提供の用意ありというものであった。クーンレープ社は、1980年代の米金融界の再編成の際、リーマンブラザーズに合併され、現在、社名は残っていない。しかしFRB(米の中央銀行に相当する民間金融組織)の創設メンバーの一員として記録されている。

59. ポーランドの矛盾だらけの社会主義体制 (1945年-1989年)

私の留学の当初の目的は専門のポーランド法学を通じて大きくは社会科学的に欧州を観察する事であった、当時、研究方法として比較方法に対する関心を高めており、どこまでが比較の対象となるかなどに関心があった。国際学会でも政治的な東西共存体制が安定した事を前提に政治体制は異なっても共通問題を探し出し検討する学問的関心が高まっていた。しかし私の半生をかけた体験的考察の過程で対象であるポーランドは矛盾をはらんだまま劇的に変化した。そしてポーランドから発生した問題が主たる理由でソ連などが影響を受け社会主義体制が解体し、東西欧州の世紀に渡る秩序が解体し、ポーランドが旧欧州に復帰した。

しかしポーランドがどれほど社会主義的であったかという実態についてはソ連との比較では明らかであったが、公式な情報では抱える矛盾を言論統制などで規制していたのでそれを知る人は少なかった。社会主義研究があまりにも観念的考察であり過ぎたのもその理由の一つである。

ポーランドにおける社会主義体制の実態は知ればしるほど社会主義体制としては矛盾だらけであった。留学の当初はすべてが新鮮であり、いかにも社会主義的と思われた事も実は欧州の伝統の生活習慣である事が多かった。

政治体制は共産党(統一労働者党)の独裁であり、党員証を持つ者は社会的地位をはやく獲得する傾向はあったが、私的レベルでは党員になる為の訓練を受けたりすると身内であっても決して好意的には評価されなかった。これは後で知るペトラジツキの主張する、いわゆる“見えざる社会的ルール”の存在であった。私的レベルではポーランド社会はカトリック社会であり、毎日曜日に教会に通う人々によって構成されており、当局もカトリック教会の問題には触れる事が出来なかった。ヴィンスキという有名な枢機卿がおり西側では“赤い枢機卿”と呼ばれていたが、彼の社会的存在の意義は共産党の書記長よりは重要であった。

敬虔な人々の中では農民が圧倒的に有力であった。彼らの経済的基盤は約70%の私有農地における個人農業経営があった。政府と党はソ連党の指示もあり、農業の集団化をあらゆる方策を用いて実施したが失敗した。統計上は西部の旧ドイツ領がユンカー型の大農地経営であったのでそれを国有農業経営として社会化農業の業績としたがポーランド農業の中心部の所有形態は小規模農業であり、その部分は大半が私有地のままだった。専門家は農業は天候に左右され農民の個人的才覚に依存する経済活動であると諦めざるをえなかった。特に天候に恵まれない地域における異常気象の際などにおいて、ソ連のフルシチョフさえも認めざるをえない農業の特性であった。個人経営が存在すれば市場

経済も形成される。破綻に直面した 1980 年代のポーランド経済は事実上、このような混合的な経済に支えられ、ヤミドルが非公式な通貨であった。

それに通貨に関してもポーランド独特の事情があった。戦間期にポーランドは大量の移民を、特にアメリカに送り出していた。アメリカだけで約 1000 万人といわれている。彼らが社会主義体制下の母国で親戚の窮状を聞く度に公式、非公式なルートを通じてアメリカドルを送金した。その金額は実質的なポーランド経済の危機を救った。結果としてポーランドにおいてはいわゆるヤミドルが経済において重要な地位を占め、国営のドルショップが栄えていたのである。流通するドルは数十億ドルといわれており、貿易決済における外貨不足に悩む政府にとってはそれをいかに活用するかがもんだいになっており、その吸収策としての“ドルショップ”は全国的に展開され、シカゴに海外事務所を設けるほどであった。

また、アメリカ政府はポーランドを“米国民の父祖の地”と定義して共産圏規制から外し、余剰農産物援助をおこない、金銭の援助ではなく、小麦を大量に援助した。有償であったが返済は交換性のないポーランド通貨とした。その結果、ポーランド中央銀行にはアメリカ政府口座にポーランド紙幣が山積みされ、アメリカ大使館はその資金を使い、情報活動、経済援助、などに使った。このようにポーランドのアメリカ化は 1960 年代から進行していたのである。

結果的に 1989 年から起こる政治経済変革でポーランドは急激な変化に対する大きなネガティブな反動（革命のような変動）を経験する事はなく、体制転換を成功させた。政治変動を予兆させる国内の動きが、国際的変革の波にあわせて革命のような国内外の犠牲を避ける事が出来たのはハンガリーと同様、ポーランドは平和的転換の成功例である。

東欧の社会主義国の体制転換に関していえば、他の社会主義国の多くは旧守の勢力との対立があり、内戦にはいたらなくても無難な体制転換を民主的手続によって成功させた例は少ない。

すずきてるじ（元法学部教授）

参考文献

Huntington, Samuel, *The Clash of Civilization and Remaking of world Order*, 1996(邦訳, 文明の衝突, 1998 年)

細谷千博, *日本外交の座標*, 昭和 54 年

井口武夫, *開戦神話*, 2008 年

Mead, Margaret, Ruth Benedict, 1974 (邦訳, 人類学者 ルースベネディクト, 1977 年)

Dower, John w. *Embracing Defeat, Japan in the wake of World War II*, 1999 (邦訳, 敗北を抱きしめて, 上下, 2001 年)

グランド。グドマン, *アメリカの日本元年 1945-1946*, 1986 年

袖井林二郎, *拝啓マッカーサー元帥様, マッカーサーの二千年*, 1974 年

渋沢敬三追悼記念集, 上下, 昭和 56 年

マークゲイン, *ニッポン日記*, 1947 年

中園英助, *私本 GHQ 占領秘史*, 1991 年

Morgenthau, Hans, *Politics among Nations*, 1948

森元治郎, *ある終戦工作*, 昭和 55 年

- 高木惣吉, 太平洋戦争と陸海軍の抗争, 昭和57年
内村剛介, わが身を吹き抜けたロシア革命, 2000年
ジャック。ロッシ, ラーゲリ強制収容所, 注解辞典, 1996年
Lachs, Manfred, Teachings and Teachings of International Law, 1979
Ehrlich, Stanislaw, Oblicza pluralizmow, 1985
Podgorecki, Adam, Socjologiczna teoria prawa, 1985
Walicki, Andrzej, Legal Philosophies of Russian Liberalism, 1987 (Petrazycki は独立した章で紹介されている。)
Timasheff, Nicolas, An introduction to the Sociology of Law, 1939 (筆者は彼の師であるペトラジツキを詳しく紹介している。)
Hall, Jerome, Comparative Law and Social Theory, 1963
Berman, Harold, Law and Revolution, 1983, (邦訳, 法と革命, 1, 11, 2011年)
Kelsen, Hans, Essays in Honor of Hans Kelsen, 1971
ブレブク=アニー, ロシア, 中東欧ユダヤ民族史, 2004年
鈴木輝二, ユダヤ。エリート, 2003年
黒川知文, ロシア社会とユダヤ人, 1996年
Deutscher, Isaac, The non jewish jew, 1968 (邦訳, 非ユダヤ的ユダヤ人, 1970年)
阪東ひろし, ポーランド人と日露戦争, 1995年
鈴木輝二, 東西経済協力と法, 1987年
Halecki, Oskar, Borderlands of Western Civilization, A History of East Central Europe, 1952
鈴木輝二, EUへの道, 2004年

【研究ノート】

2023年中国会社法改正について

——会社の機関に関する項目を中心に——

田中 秀樹

[目次]

概要	92
1. 序	93
2. 総則	95
2.1 目的規定のアップデート	95
2.2 会社の社会的責任に係る規定の詳細化	96
2.3 法定代表人の見直し	96
2.4 従業員参加の強化	96
2.5 株主会及び董事会の決議の無効、取消し及び不成立	97
2.6 その他	98
3. 機関設計の見直し	98
3.1 株主会と董事会の権限配分見直し	98
3.2 従業員代表董事選任の義務化	100
3.3 監査委員会制度の新設	100
3.4 監事制度の見直し	103
3.5 董事会又は監事会の不設置	103
3.6 経理の職務・権限の柔軟化	104
3.7 その他	104
4. 少数株主保護	105
4.1 支配株主及び実質支配者に対する規制強化	105
4.2 少数株主権の追加	106
5. 董事・監事・高級管理職の義務と責任の強化	108
5.1 忠実義務・勤勉義務	108
5.2 利益相反取引・競業取引規制	109
5.3 董事・高級管理職の対第三者責任	110

2023 年中国会社法改正について（田中）

5.4	完全子会社の董事，監事及び高級管理職に対する訴訟.....	110
5.5	董事損害賠償責任保険	111
6.	結語.....	111

概要

中華人民共和国会社法は、2023 年 12 月 29 日に大掛かりな改正が行われ、2024 年 7 月 1 日に施行の予定である。改正内容は多岐にわたるが、本稿は、会社の機関に関連する改正を中心にして改正内容を紹介した上で、日本法との比較も行いながら、今後注視していくべき観点を提示するものである。

1. 序

中華人民共和國会社法(以下、「中国会社法」という。)は、2023年12月29日に大掛かりな改正が行われ、2024年7月1日に施行の予定である。この会社法は、1993年に成立、2005年に全面的な改正が行われた後、2013年及び2018年にも一部改正が行われ、今般の改正に至ったものである。

今般の改正は、2018年の改正後、依然として中国の改革と発展に適応していない部分があるとして、第13期全国人民代表大会常務委員会(以下、「13期全人代常委」等という)¹立法計画(十三届全国人大常委立法规划)²に基づいて、2019年初頭より、全人代常委の法制工作委員会内に会社法改正起草チームが設置され、検討が開始された³。会社法改正の目的は、(1)国有企業改革を推進し、中国特色現代企業制度を完全なものとする、(2)ビジネス環境を引き続き改善し、市場革新の活力を刺激する、(3)財産権保護制度を改善、強化する、(4)資本市場の基本的な制度を健全なものとし、資本市場の健全な発展を促進する、といったことが挙げられている⁴。

13期全人代常委は、2021年12月に会社法改正草案の第1稿、2022年12月に第2稿を、また14期全人代常委は2023年9月に第3稿をそれぞれ公表し(以下、それぞれ「第1稿」、「第2稿」、「第3稿」という。)、パブリックコメ

¹ 全国人民代表大会は、立法権限を有する国家の最高権力機関である(中国憲法57条、58条)。その任期は5年間であり(同60条1項)、第13期は2018年から2023年、第14期は2023年から2028年である。「全国人民代表大会」は、原文では「全国人大」と略されているが、本稿では、慣例に倣い「全人代」と略する。全人代常務委員会は、全人代の常設機関であり(同57条)、立法権限を有する(同58条)。

² 中華人民共和國中央人民政府 HP (https://www.gov.cn/xinwen/2018-09/08/content_5320252.htm, 2023年12月24日閲覧)。第一類(条件が比較的成熟し、任期内に審議の要請を予定する法律草案)、第二類(緊急に対応が必要であり、条件が成熟したら審議を要請する法律草案)、第三類(立法条件は引き続き完全には具備されておらず、継続研究が必要とされる立法項目)に分けられており、当時、会社法改正は第二類に分類されていた。

³ 李小健「会社法大改正：中国市場の活力を促進する(公司法大修：打造更具活力的中国市场)」(2022)(全人代 HP http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202203/t20220314_317085.html, 2023年12月24日閲覧)。

⁴ 前掲注3李, 王瑞賀「中華人民共和國会社法(改正草案)についての説明——2021年12月20日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議において」(2023)

(http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433993.html, 2023年12月30日閲覧)。

ントに付された。そして、2023年12月25日から29日まで開催された14期全人代常委の第7回会議において第4稿が審議された後、12月29日可決され、2024年7月1日施行されることとなった⁵。

今般の主な改正点は、以下の通りであり、2005年の全面的な改正に次ぐ大がかりな改正である。

- ・ 目的規定のアップデート
- ・ 法定代表人の見直し
- ・ 従業員参加の強化
- ・ 会社の社会的責任に係る規定詳細化
- ・ 株主会⁶及び董事会⁷決議の無効、取消し及び不成立に係る規律の新設又は詳細化
- ・ 登記制度の見直し
- ・ 出資責任に関する規制強化
- ・ 株主会及び董事会の権限配分の見直し
- ・ 少数株主権の追加
- ・ 監査委員会制度の新設と従業員代表董事の義務化
- ・ 經理の職務権限の柔軟化
- ・ 有限責任会社の持分譲渡の方式の見直し
- ・ 授權資本制度の新設
- ・ 種類株式制度の見直し
- ・ 減資制度の見直し
- ・ 支配株主及び実質支配者の董事同様の責任の新設
- ・ 董事、監事⁸及び高級管理職⁹の責任強化

⁵ 全人代 HP「我が国会社法改正が完了し、2024年7月1日より施行」（2023）（http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433954.html，2023年12月29日閲覧）。新会社法266条に施行日を規定。

⁶ 株主会は、日本の会社法における株主総会と同様の機関。なお、現行法では、株式会社のものを「株主大会」、有限責任会社のものを「株主会」として区別していたが、今般の改正により、「株主会」に統一された。

⁷ 董事は、日本の会社法における取締役と、董事会は取締役会と、それぞれ同様の機関。

⁸ 監事は、日本の会社法における監査役と同様の機関。

⁹ 高級管理職は、經理、副經理、財務責任者、上場会社の董事会秘書、その他定款で定める人員を指す（新会社法265条1号）。經理は、董事会により選任され董事会に対して責任を負い、定款又は董事会の授權に基づき職務権限を行使する（新会社法74条2項）。会社の日常の経営管理を行う常設の業務執行機関である（趙旭東編「中国会社法学」P453（成文堂，2013））。董事会秘書

- ・ 董事責任保険制度の新設
- ・ 完全子会社役員に対する株主代表訴訟, 資料閲覧・複写権の新設
- ・ 清算制度の見直し
- ・ 少数株主による株式買取請求権の新設
- ・ 国家出資会社に関する規制強化
- ・ 社債権者会議, 社債受託管理者等, 社債権者保護強化 他

本稿では, これらの中で, 機関に関連する項目に絞って改正の内容を紹介し, 日本法とも比較を行いながら分析を加えてみたい¹⁰。

2. 総則

中国会社法総則における主な改正点は以下に述べる通りである¹¹。

2.1 目的規定のアップデート

現行法においては, 1条において「会社, 株主¹²及び債権者の権利益を保護し, 社会経済秩序を維持し, 社会主義市場経済の発展を促進する」ことを会社法の目的として掲げている。この1条に, 権利益の保護の対象として「従業員」を追加するとともに, 「中国特色現代企業制度を完全なものにし, 起業家精神を発揚する」旨を目的として追加した。後者の点は, 習近平国家主席による中国共産党第20回大会での報告¹³において述べられていることから, これを反映したものと考えられる。中国共産党による同報告の解説によれば, 「中国特色」の意義は中国共産党による指導という点にある, とされている¹⁴。

は, 上場会社に設置が要求される機関であり, 株主会及び董事会の準備, 文書保管及び株主資料の管理に責任を負い, 情報開示の事務等を行う (新会社法 138条)。

¹⁰ なお, 用語の統一や表現上の修正等形式的な改正も散見されるが, 本稿では取り上げない。

¹¹ 中国会社法においては, 有限責任会社と株式会社の2種類の会社が規定される。総則は, 有限責任会社と株式会社の両方を対象として規定する。

¹² 中国会社法においては, 有限責任会社の持分権者と株式会社の株主とを区別せずいずれも「股东」という。本稿においても, 原則としていずれも「株主」と訳することとする。

¹³ 中国共産党員 HP (2022)

(<https://www.12371.cn/2022/10/25/ARTI1666705047474465.shtml>, 2023年12月29日閲覧)

¹⁴ 中国共産党員 HP 「20大報告補習百問 | 「中国特色現代企業制度を完全なものとし, 世界一流企業の建設を加速する」, ということをいかに理解するか?」 (2022)

2.2 会社の社会的責任に係る規定の詳細化

2005年改正の際、会社は社会的責任を負う、との規定が中国会社法に明記された（現行会社法5条）。この点は、中国会社法の特徴の一つとして挙げる事ができる。今般の改正では、この規定を詳細化し、「会社は、経営活動に従事するに際して、従業員、消費者等の利益関係者の利益、及び生態環境保護等の社会公共利益を十分考慮し、社会的責任を負う」（新会社法20条1項）、「国家は、会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告を開示することを奨励する」（同2項）と規定した。現行会社法において既に会社の社会的責任を明文化しているところ、昨今のサステナビリティに関する議論の動向を受けて、これを詳細化している点、興味深い。第1稿では、第1項に「法令遵守を前提として、」が入っていたが、最終的には削除された。

2.3 法定代表人の見直し

法定代表人については、現行法では、董事長¹⁵、執行董事又は経理が担当することとされているが、改正法においては、「会社を代表して会社の事務を執行する董事、又は経理」が担当することとされた（新会社法10条）。また、法定代表人の行為に関する法的効果等を明文化し、「法定代表人が会社名義で従事した民事活動は、その法的効果は会社に帰属」（新会社法11条1項）、「定款又は株主会が法定代表人の職務・権限を制限したとしても善意の相手方に対抗できない」（同2項）「法定代表人が職務を執行することにより他人に損害を与えた場合には、会社は民事責任を負担する。会社が民事責任を負担した後、法律又は定款に従って、その法定代表人に対して求償できる」（同3項）とされた。

2.4 従業員参加の強化

新会社法において、従業員への考慮を重視する考え方は、前述の通り1条に対する改正にも表れている。現行会社法では、会社の再編（原文：改制）及び経営に関する重要事項を検討し決定する場合、又は重要な制度を制定する場合に、労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会等の形式で従業員の意見及び提案を聴取しなければならないとされているが、聴取が必要とされる場合と

(<https://www.12371.cn/2022/12/22/ARTI1671699335780790.shtml>, 2023年12月29日閲覧)。なお、この引用文献の表題中の「20大報告」は、本文記載の通り、第20回大会での報告、の趣旨である。

¹⁵ 董事長は、董事会により選定され、董事会の招集及び主宰、並びに董事会決議の実施状況の検査を職務・権限とする（新会社法72条、122条2項、「決議の実施状況の検査」は株式会社のみ）。

して、会社の解散及び破産申請を追加した(新会社法 17 条 3 項)。また、「従業員代表大会を基本的な形式とする健全な民主管理制度を構築する」旨を明記した(新会社法 17 条 2 項)。

2.5 株主会及び董事会の決議の無効、取消し及び不成立

株主会及び董事会の決議の無効及び取消しについて、修正が加えられ、決議の不成立が新設された。

現行法においては、株主会及び董事会の招集手続きや表決方式に法令定款違反があり、又は決議内容が定款違反である場合には、裁判所に対して決議の取消しを請求できるとされているが(現行会社法 22 条 2 項)、今般の改正では、手続の軽微な瑕疵で実質的影響が無い場合には取り消すことができない旨追加した(新会社法 26 条 1 項但書)。提訴の場合の担保について、現行法では「裁判所は会社の請求に応じて株主に相当の担保を提供するよう要求できる」とされているのに対して(現行会社法 22 条 3 項)、第 1 稿では、「取消請求が不正な目的であることを会社が立証した場合には、会社の請求により、裁判所は相応の担保提供を要求できる」と改正する提案もあったが(第 1 稿 73 条 2 項)、第 2 稿以降は、現行法の担保に関する規定も含めて全て削除された。取り消しうる期間については、現行法では決議の日から 60 日以内であるが(現行会社法 22 条 2 項)、改正法では、株主会の招集通知を受けなかった株主については、決議を知った日から 60 日以内、かつ決議より 1 年以内に取り消し請求ができるとされた(新会社法 26 条 2 項)。

株主会及び董事会の決議不成立、及びその事由を新設した(新会社法 27 条)。不成立事由として挙げられているのは、(1)株主会又は董事会を招集せずに決議を作出した、(2)株主会又は董事会において、決議事項に対して表決を行わなかった、(3)会議に出席した人数又は表決権数が会社法又は定款の規定に達しない、(4)決議に同意した人数又は表決権数が会社法又は定款の規定に達しない、といった事項である。

裁判所によって、決議の無効若しくは取消しが宣告され、又は不成立が確認されたとしても、善意の相手方との間で形成された民事法上の関係には影響しない旨の規定が追加された(新会社法 28 条 2 項)。なお、決議の無効に関する規定については、現行法と変更が無い。無効事由としては、決議内容の法令定款違反が規定されている(新会社法 25 条)。

以上の改正は、基本的に最高人民裁判所による司法解釈¹⁶「最高人民裁判所による『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての規定(四)」

¹⁶ 最高人民裁判所(最高人民法院)が法令の解釈を示す文書。

（最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（四））を敷衍したものと考えられる¹⁷

これら決議無効、決議取消、決議不成立については、我が国会社法における株主総会の決議無効、決議取消、決議不存在と類似の規定と言えよう。但し、中国会社法においては、董事会も同様の規律とされている点で、我が国会社法の規律とは異なっている。我が国会社法においては、株主総会決議は集団的法律関係であるから、形成判決によらなければ決議の効力が無いとの主張を認めない（決議取消の場合）のに対し、取締役会についてはかかる事情が無い場合、いつでも誰に対してでも無効を主張できる、と説明されている¹⁸。中国会社法において、株主会決議と董事会決議が同じ規律となっていることに合理性があるかどうかについては、検討が必要であろう。

2.6 その他

株主会と董事会の招集と表決は、電子的方法も可能となった（新会社法 24 条）。

3. 機関設計の見直し

機関設計の見直しに関する事項としては、株主会と董事会の権限配分の見直し、監査委員会制度の新設と従業員代表董事選任の義務化、監事制度の見直し、董事会又は監事会の不設置、經理の職務・権限の柔軟化等が挙げられる。

3.1 株主会と董事会の権限配分見直し

第 1 稿においては、董事会の職務・権限の具体的な内容を列挙する方式を廃止し、董事会を執行機関であると位置付け、具体的内容については、株主会の職務・権限以外であって定款に規定するものとする、と改正する提案がなされていた（第 1 稿 62 条）。しかし、第 2 稿以降では、執行機関であるとの規定は削除され、列挙方式を復活させ、概ね元に戻った形となった。但し、第 2 稿において、株主会の職務・権限から「会社の経営方針と投資計画の決定」（現行法 37 条 1 項 1 号）及び「会社の年度財務予算案と決算案の審議・承認」（同 5 号）が削除され（第 2 稿 59 条 1 項）、これを受けて、董事会の職務・権限についても、現行法に列挙されているものから「会社の経営計画と投資計画（原文：「投資方案）」（現行法 46 条 3 号）及び「会社の年度財務予算案と決算案の立案」（同 4 号）を除いたものが復活する形となった（第 2 稿 67 条 1 項）。そして、

¹⁷ 王偉傑「中国会社法改正に関する一考察—2021年中国会社法改正草案をめぐって」p133 流経法学第 22 卷第 1 号（2022 年）

¹⁸ 江頭憲治郎「株式会社法 第 8 版」p377, p439（有斐閣，2021）

最終的には、これら第2稿で復活させなかったものの内、董事会の「会社の経営計画と投資計画」のみ復活することとなった。

今般の改正においては、後述の通り、董事会の中に監査委員会を設置することが提案されている。監査委員会の職務・権限は、監事会の職務・権限と同じであるとされており、監事会の職務・権限には、董事及び高級管理職の職務執行の監督（新会社法78条2号）が含まれていることからすれば、董事会の職務・権限には、少なくとも監査委員会を設置の場合には、董事及び高級管理職に対する監督が含まれることになるかと解される。従って、上記第1稿において提案されていたように、董事会を「執行機関」と言い切るの行き過ぎであったと言えよう。

結局、現行法上の職務・権限の内、株主会の「会社の経営方針と投資計画の決定」が削除された一方で、董事会の「会社の経営計画と投資計画の決定」は残される形となった。現行法における両者の区別は必ずしも明らかとは言えないが、株主会の職務・権限が方針に属するより上位のものであり、董事会の職務・権限は、その株主会の方針に基づくより具体的な計画である、と考えるのが自然であろう¹⁹。そうすると、現行法において株主会が担うこととなっている「会社の経営方針と投資計画の決定」は、新会社法においては、定款自治に委ねられることになる。通常は、董事会の経営計画及び投資計画の前提として、会社としての方針が存在するものであろう。我が国会社法の監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、業務執行の多くを取締役又は執行役に委ねることとなる前提として、取締役会の職務・権限に「経営の基本方針」が明定されている（日本会社法399条の13第1項1号イ、416条1項1号イ）。定款に定めるような非常にハイレベルの方針や会社の目的といった事項は株主総会により定めるとしても、経営の基本的な方針は取締役会に職務・権限を持たせるとの考え方も十分ありうるところであろう。今般の改正は妥当なものであると評価することができよう。

年度財務決算及び予算については、今般の改正により株主会及び董事会の職務権限の列挙事項から外されることとなった。ただ、株主会の「利益分配案及び欠損填補案の審議と承認」及び董事会の「利益分配案及び欠損填補案の立案」は従前通りとされていることから、それらの前提となる年度財務決算は、少なくとも報告され、議論の対象となることだろう。株主の立場から見れば、年度

¹⁹ これに対して、株主会の「会社の年度財務予算案と決算案の審議・承認」と、董事会の「会社の年度財務予算案と決算案の立案」との区別は明らかである。この両者の区別との対比でも、株主会の「会社の経営方針と投資計画の決定」と、董事会の「会社の経営計画と投資計画の決定」との区別は、本文の通り理解することができよう。

財務決算の中でも最も利害を有し関心を持つであろう利益分配案及び欠損填補案に特化して株主会の職務・権限とする、という考え方も十分合理性を有するものと言えよう。

加えて、社債発行決議の権限は、株主会から董事会に授権できるとの規定が設けられた（新会社法 59 条 2 項、112 条 1 項）。

なお、株式会社の株主会及び董事会の職務・権限は、有限責任会社のものを準用している点、変更は無い。

3.2 従業員代表董事選任の義務化

現行会社法においては、董事会のメンバーとして、従業員の民主的選挙により選出した従業員代表董事を任意に置くことができ（現行会社法 44 条 2 項、108 条 2 項）、2 以上の国有企業又は国有投資主体の投資により設立した有限責任会社についてのみ、従業員代表董事が義務とされている（同 44 条 2 項）。

今般の改正では、従業員数 300 人以上を有する会社は、従業員代表監事が選任されている場合を除き、従業員代表董事が必置とされた（新会社法 68 条 1 項、120 条 2 項）。現行法において、監事会設置会社は従業員代表監事が必置とされているところ（現行会社法 51 条 2 項、117 条 2 項）、今般の改正では、後述の通り、監査委員会設置の場合には、監事会又は監事の設置ができず、従って、従業員代表監事が設置できないこととなったことから、一定規模の従業員を有する場合に、従業員代表董事を必置とすることとなったものと理解される。

会社法改正を担当した全人代常委法制工作委员会の王瑞賀副主任が、2021 年 12 月 20 日第 13 期全人代常委第 32 回会議において行った説明（以下、「王瑞賀説明」という）によれば、この改正は、従業員参加と会社の民主的管理・監督をさらに保障するためのものである、とのことである²⁰。しかし、従業員 300 人未満の監事会設置会社が監査委員会設置会社となる場合には、従業員代表の監事が不要となる上、従業員代表董事も不要となることから、却って従業員参加の機会が減少する結果となる可能性がある。これは、「従業員 300 人未満」が、現行法上も監事会の設置が不要となる「規模の小さい会社」に含まれるのかどうかによることになるが、必ずしも明らかとは言えないだろう。

3.3 監査委員会制度の新設

監査委員会（審計委員会）制度が新設された（新会社法 69 条、他）。監査委員

²⁰ 前掲注 4 王。但し、2021 年 12 月、即ち第 1 稿の段階では、監査委員会設置の場合でも監事会設置不可とはされていなかったことから、その前提下では、従業員参加の機会が増加するとも考えられる。

会は、董事会の中に設置され、董事により構成され、監事会の職務・権限を行使する(同69条, 121条1項)。監査委員会を設置する場合には、監事会又は監事を設置できない(同)。従業員代表董事は、監査委員会の委員となることができる(同69条, 121条2項)。

株式会社については、さらに詳細な規定が設けられた。監査委員会の委員は3名以上であり、その過半数は、その会社において董事以外の職務を担当できず、かつ、会社との間で、独立的・客観的判断に影響を与える可能性のある関係を有してはならない(新会社法121条2項)。監査委員会の決議は委員1人1票の過半数による(同3項, 同4項)。議事方式及び表決手続きは、会社法の規定の他定款の定めによる(同5項)。

上場会社が、監査委員会を設置した場合には、董事会で以下の事項につき決議を行う前に、監査委員会全員の過半数の決議を要する(同137条)。

- (1)会社の監査を行う会計事務所の選解任
- (2)財務責任者の選解任
- (3)財務会計報告の開示
- (4)国務院証券監督管理機構の規定するその他の事項

国有独資会社については、監査委員会の設置が必須とされている(同176条)。

監査委員会制度導入の趣旨は、王瑞賀説明によれば、「我が国企業が海外進出し、また外資企業が我が国に直接投資をしやすいう、単層制のガバナンスモデルを選択することを許容するもの」と説明されている。

監査委員会制度は、会社法においては初めて定められたが、上場会社を対象として中国証券監督管理委員会の制定した「上場会社ガバナンスガイドライン(原文: 上市公司治理准则)」²¹(以下、「証監会ガイドライン」という)には以前より規定があった。但し、今般導入された会社法上の監査委員会制度とは位置付けや職務・権限が異なるものである。上場会社の董事会は、証監会ガイドライン上の監査委員会を設置しなければならないとされ(証監会ガイドライン38条1項)、その委員は全員董事であり、独立董事が、多数を占め、かつ招集者とならなければならない、その招集者は会計の専門家でなければならない(同2項)、と定められている。ここに言う独立董事は、その上場会社において董事会の委員会委員以外の職務を兼任しておらず(同34条)、また、上場会社及びその主要株主との間に独立かつ客観的な判断を妨げる可能性のある関係を有しない(同35条)、ということが求められている董事である。今般の会社法改正においても、同様の要件による独立董事を株式会社の監査委員会の過半数を占めなければならないとの提案もあったが(第2稿121条3項)、第3稿以降で

²¹ 中国証券監督管理委員会公告[2018]29号(2018)

は削除された。但し、上記の通り、これと同様の要件を満たす董事が監査委員会の過半数を占めなければならないとされたことから、実質的な内容は、第1稿の提案が最終的に維持されたとも言えよう。なお、現行会社法においては、上場会社は独立董事を設置しなければならない、という形で独立董事の規定が存在するが、この規定は新会社法においても残っている。そこでは独立董事の定義は明定されておらず、国务院の規定によるとのみ定められているが、この点も新会社法において維持されている。

現行会社法においては、監事会が必置であるため、上場会社については、監事会及び証監会ガイドライン上の監査委員会の両方を設置することが求められる²²。そして、この監査委員会の職務・権限は、以下の通りである（同39条）。

- (1)外部監査業務の監督及び評価、並びに外部監査機関の選任又は交代の提案
- (2)内部監査業務の監督及び評価、並びに内部監査の外部監査との協調に責任
- (3)財務情報とその開示の審査（审核）
- (4)内部統制の監督及び評価
- (5)法令定款及び董事会決議により授権された事項

財務情報は外部監査の対象であり、内部統制は内部監査の主要な対象の一つであることからすると、証監会ガイドライン上の監査委員会の主眼は、「監査」という文言の通り、外部監査及び内部監査の監督ということにあると理解できる。この通り、会社法上の監事会の職務・権限²³とも一部重複するが、監事会の職務・権限に、董事の職務執行に対する監督が含まれる以上、同ガイドライン上の監査委員会の職務執行も含めて監事会は監督する、という理解となろう。

一方、今般の会社法改正により、監査委員会が導入されたのと共に、上場会社においては上記の通り監査委員会に係る特別な職務・権限が規定されること

²² なお、上場会社は会社法上の株式会社であるから、現行法下、監事会不設置の特例の規定は無い。

²³ 今般の会社法改正においては、監事会の職務・権限に変更は無かった。監事会の職務・権限は以下の通り定められている（新会社法78条）。

- (1)会社の財務の検査
- (2)董事及び高級管理職の職務執行に対する監督、及び法令定款又は株主会決議に反する董事及び高級管理職に対する解任提案の提出
- (3)その董事及び高級管理職の行為が会社の利益を損ねる場合、董事及び高級管理職に是正を要求
- (4)臨時株主会の招集の提案、及び董事会が会社法の規定に従って株主会を招集し主宰する職務を怠った場合の株主会の招集と主宰
- (5)株主会に対する提案の提出
- (6)董事及び高級管理職に対する提訴
- (7)定款に定めるその他の職務・権限

となった。この上場会社の特別な職務・権限は、証監会ガイドライン上の監査委員会の職務・権限との重複が一層明らかである。証監会ガイドライン上の監査委員会はどのように整理されるか、今後の証監会の対応に注目が必要である。

我が国の監査委員会又は監査等委員会の基本的な職務は、監査役と同様、取締役（、執行役、及び会計参与）の職務の執行の「監査」である（日本会社法381条1項前段、399条の2第3項1号、404条2項1号）のに対し、今般の会社法改正で導入された監査委員会の基本的な職務は、上述の通り、監事と同様、董事及び高級管理職に対する「監督」であると規定されている。それにもかかわらず、今般導入された監査委員会は、なぜ「監査」の言葉を名称に用いているのか、という点は、監査委員会のみならず、中国会社法上の監事制度の本質を探る上でも検証に値する点ではないかと考えられる。この点の検討は別稿に譲りたい。

3.4 監事制度の見直し

監事制度について若干の見直しがあった。

監事会は、董事及び高級管理職に対して職務執行についての報告を求めることができることとされた（新会社法80条1項、131条1項）。監事会の一般的な調査権限は、会社の経営状況に異常を認める場合に行えることとされており（新会社法79条2項、131条1項）、我が国会社法上の監査役に比べて制限的である。今般追加された報告徴求の権限には特段の制限は課されていないことから、監事会の権限を強化するものとなる。

現行会社法では監事会決議は半数以上の監事の賛成によるものとされているが（現行会社法55条3項、119条3項）、これを1人1票の表決で過半数の決議によるものとされた（新会社法81条3項、4項、132条3項、4項）。

第1稿では、監事会は会社の監督機関である、と規定する案が提案されたが、第2稿で削除された。新会社法78条2号、131条1項（現行会社法53条2号、118条1項）には、董事及び高級管理職の職務執行に対して監督を行う、との規定があり、これで必要にしてかつ十分、との理解なのではないかと考えられる。

3.5 董事会又は監事会の不設置

現行法においては、有限責任会社は、株主の人数が少ないか、又は規模が小さい場合には、董事会や監事会を不設置にでき、それらの場合には、それぞれ、1名の執行董事、1名又は2名の監事²⁴を設置することとされているが（現行会

²⁴ なお、中国会社法の監事会は、我が国会社法の監査役に独任制が採用され

社法 50 条 1 項, 51 条 1 項), 株式会社についてはこのような規定は無い。

今般の改正においては, 株式会社に対してもこのような規定を拡張した (新会社法 128 条, 133 条)。

また, 有限責任会社においては, 株主全員の同意により監事を設置しないことも可能となった (新会社法 83 条)。

王瑞賀説明によれば, これらの改訂は, 会社の機関設計の柔軟化を目的としたものである。

3.6 経理の職務・権限の柔軟化

現行会社法下においては, 経理の職務・権限は列挙される形で定義されているが (現行会社法 49 条, 113 条), 新会社法においては, これを定款又は董事会の授権に委ねることとした (新会社法 74 条, 126 条)。これも, 董事会又は監事会の不設置と同様, 会社の機関設計の柔軟化を目的とするものと考えられる。

3.7 その他

董事の辞任や解任等, 董事の役職の終任に関連する規定が詳細化された。

現行会社法においては, 董事の選解任は株主会の権限であり (現行会社法 37 条 1 項 2 号, 99 条, 従業員代表董事を除く), 任期は最長 3 年で定款の定めによる (同 45 条 1 項, 108 条 3 項)。そして, 董事の任期満了又は辞任により法定人数を下回った場合, 新しい董事の選任までは, なお従前の董事が董事の職務を履行する (同 45 条 2 項, 108 条 3 項)。新会社法では, これらの規定が維持されている。これに加え, 新会社法においては以下のとおり定められた。董事が辞任する場合には, 書面により会社に通知し, 会社への到達により発効する (新会社法 70 条 3 項, 120 条 2 項)。株主会は董事の解任を決議でき, 決議日に発効する (同 71 条 1 項, 120 条 2 項)。正当な理由無く任期満了前に解任した場合には, その董事は会社に対して賠償請求できる (同 71 条 2 項, 120 条 2 項)²⁵。概ね我が国会社法と同様の規律と言えよう。

有限責任会社の董事会の定足数 (過半数) と可決基準 (1 人 1 票で過半数) が明文化された (新会社法 73 条 2 項, 3 項)。株式会社については現行会社法

ているのとは異なり, 主たる職務・権限を会議体として担っている。監事会不設置の場合は, 監事はその職務・権限を担うこととなる (新会社法 83 条, 133 条)。

²⁵ 株主会による董事の解任, 及びその場合の賠償請求については, 「最高人民裁判所による『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての規定 (五)」3 条の規定を踏まえた内容である。

に規定済みである(現行会社法111条)。

4. 少数株主保護

1949年中華人民共和国成立後、計画経済の中で企業が国営企業として100%国有化されたが、1978年以降、改革・開放の方針の下、それらが株式会社に転換され、その一部の株式が民間に流通していったため、国有所有持分(國務院国有資産監督管理委員会や地方政府の国有資産監督管理局が管理)の比率が大きく、また多くの株式が国家による支配権を維持するため非流通株とされたことから、多くの主要企業において支配株主が存在する²⁶。そのため、支配株主又は実質支配者の権利濫用から少数株主を保護するというのが、社会主義市場経済の発展を旨とする中国会社法にとって、重要な目的の一つとされている。

今般の改正においても、少数株主保護が一層強化されている。この点に関連する改正点として、支配株主及び実質支配者に対する規制強化、並びに少数株主権の追加を挙げることができる。

4.1 支配株主及び実質支配者に対する規制強化

支配株主及び実質支配者の定義は現行法にも規定があるが、若干の改正があった。新会社法における支配株主の定義は、有限責任会社においては出資額が過半を占め、株式会社においては資本総額が過半を占める株主、又はそれぞれ過半を占めない場合であっても、その議決権により、株主会決議に対して重大な影響を及ぼしうる株主であるとされる(新会社法265条2号)。現行会社法においては、この定義の中で「過半」とされている部分が「半数」となっている(現行会社法216条2号)。実質支配者とは、投資関係、契約、その他のアレンジメントを通じて、会社の行為を実際に支配できる者を指す(新会社法265条3号)。こちらは、現行会社法から変更はない(現行会社法216条3号)。

現行会社法においては、支配株主及び実質支配者は、その会社との関係を利用して会社に損害を与えてはならず、これに反して会社に損害を与えた場合には、賠償責任を負う、との規定がある(現行会社法21条)。今般の改正では、これに加え、支配株主及び実質支配者が自ら会社の事務を執行する場合には、董事、監事及び高級管理職と同様に忠実義務と勤勉義務を課すとともに(新会社法180条3項)、支配株主及び実質支配者が、董事又は高級管理職に対して指示をして会社又は株主の利益に損害を与える行為をさせた場合には、その董事又は高級管理職と連帯責任を負担することとなった(新会社法192条)。我

²⁶ 朱大明「支配株主規制の研究-中国会社法を素材として-」p144～(信山社、2012)

が国会社法上は、支配株主及び実質支配者を直接規律する規定は無く、解釈論の中で、支配株主の忠実義務²⁷や支配株主による利益相反取引²⁸として議論が展開されているところである。我が国では、中国ほどには支配株主や実質支配者の問題が深刻ではないとはいえ、この論点に関する立法例として注目に値する。今後の実務上の運用にも注視していきたい。

有限責任会社について、支配株主が権利を濫用し、会社又は他の株主に重大な損害を与えた場合には、他の株主は、会社に対して合理的な価格でその持分権を買い取るよう請求できる、と規定された（新会社法 89 条 3 項）。合理的な価格は、会社が損害を被る前の持分評価額ということになる。株式会社については同等の規定が無い。有限責任会社よりも株式会社の方が、株式の譲渡により会社との関係を容易に離脱できる、という相違はあるが、会社が損害を被った後となると、損害後の評価額でしか譲渡できないと考えられることから、株式の譲渡だけでは、少数株主は救済されない。従って、有限責任会社と株式会社との間で、買取請求権の有無に差を付けるだけの合理性があるのかについては、検討が必要であろう²⁹。

上場会社については、株主及び実質支配者に関する情報の開示が、会社法上明文化された（新会社法 140 条）。

4.2 少数株主権の追加

現行会社法上、有限責任会社の株主については、定款、株主会議事録、董事会決議、監事会決議及び財務会計報告に対する閲覧・複製の権限が与えられている（現行会社法 33 条 1 項）。株式会社については、それらの文書に加えて、株主名簿及び社債権者名簿に対する閲覧の権限（複製は規定無し）が与えられている（同 97 条）。

また、有限責任会社の株主については、会計帳簿に対する閲覧の権限も与えられている（現行会社法 33 条）。ただし、会計帳簿の閲覧権は、書面での請求

²⁷ 前掲注 18 江頭 p452

²⁸ 前掲注 18 江頭 p464

²⁹ 例えば、有限責任会社においても、会社に対して買取請求できる価格はあくまで買取請求時点の価格、即ち、損害後の評価額であり、損害の回復は損害賠償請求等の別の手段によるべきであると考えた上で、買取請求の制度の趣旨は、そのような支配株主を擁する会社との関係を離脱する点に限られるのだと考えれば、株式会社との間の制度の差は合理的なものとなる。しかし、新会社法の下で有限責任会社に対して買取請求を行う株主は、支配株主の権利濫用を主張立証しなければならないが、それでもなお、損害後の評価額が合理的な価格と言えるのか、疑問も残る。

を、目的を説明して行わなければならない、請求に不正な目的があり会社の利益を損なう可能性がある場合には拒絶できる(同2項後段)。株式会社については、会計帳簿の閲覧権について規定が無い。

今般の改正では、こうした株主による会社の情報へのアクセス権限(中国では知情権と称する)が強化された。

まず、有限責任会社の株主が閲覧・複製できる対象に、株主名簿が追加され(新会社法57条1項)、株式会社の株主は、定款、議事録等の資料に対して閲覧だけでなく複製³⁰もできることが明文化された(新会社法110条1項)。

有限責任会社については単独株主権として、株式会社については、連続で180日以上単独又は合計で3%以上の株式(定款により比率引き下げも可能)を有する株主は、会計帳簿及び会計証憑の閲覧を請求できることとされた(新会社法57条2項, 110条2項)。その際、書面での請求を、目的を説明して行わなければならない、請求に不正な目的があり会社の利益を損なう可能性がある場合に拒絶できる点は、現行法における有限責任会社に関する上記規定と同じである。そして、これらの閲覧は、会計事務所や法律事務所等(法文上、「仲介機関」と呼ばれている)に委託できることとされた(同57条3項, 110条2項)。また、完全子会社に関するこれらの資料への閲覧及び複製に対しても、以上の規定が準用されることとなった(同57条5項, 110条3項)。

いわゆる知情権に関するこれらの規律は、我が国の制度と概ね同様であるが、我が国会社法上は、子会社の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧・謄写請求を行う場合には、裁判所の許可を要する点、我が国会社法の方が厳格なものとなっている(日本会社法433条3項)。この点、中国の立法例は参考になる。

現行会社法においては、単独又は合計で3%以上の株式を持つ株主は、株式会開催の10日前まで臨時提案を提出できるが(現行会社法102条2項)、新会社法では株式保有比率の基準3%を1%に引き下げ(新会社法115条2項)、この比率を引き上げることはできない旨明記された(同項)。第1稿では、董事又は監事の選解任議案、及び議決権の3分の2以上の賛成を要する事由(定款改正、登録資本の増減、合併・分割・解散・会社形式の変更)については臨時提案が行えないとの提案がされていたが、第3稿以降は削除された。

現行会社法上の株主会は、定時会議(有限責任会社は定款に基づき開催、株式会社は年1回開催)とそれ以外の臨時会議がある(現行会社法39条, 100条

³⁰ 株式会社の資料複製についてはこれまで会社法上の明文の規定は無かったものの、「最高人民裁判所による『中華人民共和國会社法』の適用に関する若干の問題についての規定(四)」において解釈論上認めていた。

31)。臨時会議は、3分の1以上の董事（株式会社は董事会）、監事会、又は10%以上の議決権を有する株主が招集できる（現行会社法39条2項、100条）。今般の改正では、これらの中で株式会社の株主による請求の場合には、董事会又は監事会は、10日以内に臨時会議を開催するかどうか決定し、書面にて回答しなければならない、との手続きが設けられた（新会社法114条3項）。臨時会議を少数株主が提案する場合であっても、董事又は監事が主宰することのできるプロセスを設けたことにより、少数株主にとって臨時会議を提案しやすくなったと言える。

5. 董事・監事・高級管理職の義務と責任の強化

5.1 忠実義務・勤勉義務

現行会社法においては、董事、監事及び高級管理職の会社に対する忠実義務及び勤勉義務が定められているが（現行会社法147条1項）、今般の改正では、それぞれの義務の内容が明確化された。忠実義務については、自らの利益と会社の利益が衝突することを回避するよう措置を講じなければならない、職権を利用して不正な利益を得てはならない、と規定された（新会社法180条1項）。また、勤勉義務については、職務の執行は会社の最大の利益のために管理者の通常払うべき合理的な注意を尽くさなければならない、と規定された（同2項）。我が国会社法においても、取締役の善管注意義務（日本会社法330条・同民法644条）及び忠実義務（同会社法355条）の規定がある。善管注意義務は、中国会社法における勤勉義務と同様のものであると見て良いだろう。一方、判例は、忠実義務は善管注意義務を敷衍し、一層明確化したものである、と判示しており³²、両義務は基本的に同じ内容である、と考えている。他方、米国の会社法では、会社と取締役の間に利害対立の関係にある場面では忠実義務を適用してより厳格な規制を課す一方で、それ以外の場面では注意義務が適用され、経営判断原則により取締役の裁量を尊重する、という考え方を採用している³³。今般の中国会社法の改正により明確化された2つの義務の内容は、米国会社法の考え方に近いものと考えられる。但し、中国会社法において、忠実義務と勤勉義務を分けて考えることによって、いかなる法的効果が想定されているかについては明確にされておらず、この点、今後の実務上の運用にも注目していきたい。

31 なお、株式会社の定時会議は、法文上は年会と言い、臨時会議は、現行法では臨時株主大会（現行会社法100条）、新法では臨時株主会会議という（新会社法113条）。

32 最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁

33 田中亘「会社法[第4版]」p279（東京大学出版会、2023）

5.2 利益相反取引・競業取引規制

上述の通り、忠実義務と勤勉義務の内容をそれぞれ明文化することで、日本会社法の考え方とは異なり、忠実義務と勤勉義務は異なる内容を規律していることが明確となったが、一方で、そこで規定する忠実義務を具体化したものと考えられる規定として、我が国会社法と同様に、利益相反取引及び競業取引に対する規制が設けられている。今般の改正においては、これらの規制が強化された。

まず、利益相反取引であるが、現行法においては、董事及び高級管理職が会社との間で、契約を締結し、又は取引を行う場合には、株主会の同意が必要とされている（現行会社法 148 条 1 項 4 号）。新会社法では、この規制の名宛人に監事を追加した。また、契約締結又は取引を行う形態として間接的なものを含める趣旨で、「直接又は間接に」を追加した。さらに、契約締結又は取引に関連する事項を董事会又は株主会に対して報告すべきこととされた（以上新会社法 182 条 1 項）。加えて、この規制の名宛人に、董事、監事及び高級管理職の親族、これらの者の直接又は間接的に支配する企業、並びに董事、監事及び高級管理職とその他の関連関係を有する者³⁴を含めることとされた（同 2 項）。

続いて競業取引であるが、現行法においては、職務上の立場を利用して、自己又は他人のために会社の商業機会を奪い、会社と同類の業務を自営又は他人のために経営をする場合には、株主会の同意が必要である（現行会社法 148 条 1 項 5 号）。

今般の改正においては、まず商業機会の奪取の禁止については、以下の場合に除外されるとされた（新会社法 183 条）。

- (1) 董事会又は株主会に報告し、定款の規定に基づき董事会又は株主会の決議を経た場合
- (2) 法令又は定款に基づき、会社は商業機会の利用ができない場合

なお、第 1 稿では、董事会又は株主に報告したもののこの商業機会が明確に拒絶された場合にも禁止が解除されるとされていたものの（第 1 稿 184 条 2 号）、この事由は第 3 稿で削除された。

また、同類業務の経営の禁止についても、上記商業機会の奪取と同様に、董事会又は株主会に報告の上で決議を経ることにより禁止が解除されることとされた（新会社法 184 条）。

³⁴ 法文上は、「関連関係のある関連者」という言い方となっている。この「関連関係」とは、支配株主、実質支配者、董事、監事又は高級管理職の有する、その直接又は間接的に支配する企業との間の関係、並びに会社の利益移転をもたらし可能性のあるその他の関係を指す（新会社法 265 条 4 号）。

第1稿においては、単に同類業務の経営というのではなく、会社と競争関係のある同類業務が規制の対象とされていたが、ここに言う「会社と競争関係のある」の文言は最終的に削除され、禁止対象を画する文言は、現行法から変更されないこととなった。「競争関係のある」の文言がある場合には、例えば、業務内容は同じだが営業エリアが異なるような場合には、競争関係が無い、との解釈が導かれやすいだろう。但し、上述の通り、商業機会の奪取が既に規制の対象となっていることから、この点も考え合わせれば、「競争関係のある」の文言の有無によって規制対象の範囲が大きく異なることも無いのではないかと考えられる。

5.3 董事・高級管理職の対第三者責任

新会社法では、董事及び高級管理職が職務を執行し、他人に損害を与えた場合には、会社は、賠償責任を負い、董事及び高級管理職についても、故意又は重過失がある場合には、賠償責任を負わなければならない、との規定が新設された（新会社法 191 条）。

文言上は、直接損害又は間接損害のいずれかを排除するものではないだろう。我が国会社法における役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定（日本会社法 429 条）においては、役員等の悪意又は重過失は任務懈怠についてあれば足り、不法行為（日本民法 709 条）のように第三者に対する加害行為について悪意又は重過失が要求されるのとは異なるとされているが³⁵、中国会社法の本規定の悪意又は重過失が、何に対して求められるのかについては、文言上は明らかではない。不法行為との差異を重視するのであれば、我が国会社法における考え方と同様に解釈する必要があるだろう。いずれにしても、これらの点については、今後の実務の運用にも注目しながら検討していきたい。

我が国会社法において、取締役の対第三者責任に関する規律は、特に会社危機時の取締役の行為に対して、債権者が責任を追及する場面で多く用いられ、判例法理が形成されている。足下の中国経済を見ると、不動産市況の低迷や消費の停滞等から GDP の一層の落ち込みが予想されているが³⁶、会社の倒産手続きが増加すれば、我が国会社法と同様、債権者が本規定を使って董事等の責任を追及する事案が多数現れる可能性もあり、その実務上の運用には注目していきたい。

³⁵ 最大判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁。

³⁶ 日本経済新聞電子版 2023 年 12 月 26 日「中国、24 年 4.6%成長予測 現地エコノミスト調査」

5.4 完全子会社の董事、監事及び高級管理職に対する訴訟

現行会社法においては、董事、監事又は高級管理職が、法令・定款違反により会社に損害を与えた場合、有限責任会社の株主、及び株式会社については連続180日以上単独又は合算で1%以上の株式を有する株主は、監事会（監事を相手方とする場合は董事会）に対して、書面により提訴請求できる（現行会社法151条1項）。そして、監事会又は董事会がこれを拒絶した場合、請求を受領後30日以内に提訴しない場合、又は直ちに提訴しなければ会社に対して回復し難い損害を与える場合には、当該株主は自己の名義で直接提訴できる（同2項）。また、第三者が会社の権利・利益を侵害し、会社に損害を与えた場合にも、当該第三者に対する訴訟についてこれらの規定を準用する（同3項）。

今般の改正においては、この規律を維持した上で、提訴の対象を、完全子会社の董事、監事及び高級管理職、並びに完全子会社の権利・利益を侵害し損害を与えた第三者に拡大した（新会社法189条4項）。

5.5 董事損害賠償責任保険

今般の改正により、董事についてのいわゆるD&O保険に関する規定が新設された。

会社は、董事の任期において董事が会社の職務を執行することにより負担した賠償責任のため、責任保険契約を締結することができることが明文化された（新会社法193条1項）。会社が、董事のために責任保険の契約を締結し、又は保険契約を更新した後、董事会は、株主会に対して、保険金額、保険対象の範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない（同2項）。

上記の通り、今般の改正によって、董事、監事及び高級管理職に係る義務及び責任が強化されることから、今般のD&O保険に関する規定の導入は、董事の個人としての負担を軽減しバランスをとる趣旨であろう。

我が国会社法においては、事前の取締役会決議（取締役会非設置の場合は株主総会決議）（日本会社法430条の3第1項）、及び公開会社では、事業報告の記載（会社法施行規則119条2号の2）を要するものとされており類似している。但し、中国会社法上、董事、監事及び高級管理職は、上記の通り基本的に同様の責任を負っているところ、今般新設された責任保険に係る規定は董事のみを対象としている点、我が国会社法とは異なっており、この点がどのように整理されるのかについては、今後の検討が必要であろう。

6. 結語

今般の改正は、序に記載の通り、多方面にわたる大掛かりな改正となった。本稿では、これを全て取り上げるのではなく、主として会社の機関に関連する

改正を取り上げ、日本法との比較を中心に、若干の分析を行なったものである。

上記で分析した通り、我が国会社法と同様の規律となる方向で改正された点が多数あるが、これらはグローバルコンバージェンスの文脈で捉えることができよう。この観点で、特に注目したいのは、監査委員会制度が新たに導入され、監事制度と並立することになった点である。中国監事制度は、日本の監査役制度と類似の制度ではあるが、このタイプの制度は、国際的に見ると、他に例の少ない制度である。監査委員会制度の導入の趣旨は、上記の通り、海外進出又は対内直接投資の便宜であるから、監査委員会制度の導入自体、グローバルコンバージェンスを意識したものである。その中で、既存の監事制度との間に優劣をつけず、両者が並列することになったが、この点は、むしろ経路依存的な文脈で捉えられよう。このように、グローバルなコンバージェンスと経路依存が交錯しながら会社法の改正が進んでいる点は、同様な状況にある我が国会社法にとっても、参考になる点が多々あるだろう。この点に関する検討は、今後の課題としたい。

また、忠実義務に関する定義の明文化、営業機会の奪取の明文化、会社の社会的責任に関する規律の詳細化といった点は、我が国においても解釈論として議論がなされている点について明文化を行なったものである。これらの点をはじめとした今般の改正点について、今後、実務上どのような運用がなされ議論が進展していくのか、比較法の観点から注視していきたい。

たなか ひでき（本学法学部教授）

東海大学法学部教員一覽(○印は編集委員)

内山 剛
内山 安夫
大江 一平
押久保 倫夫
唐津 恵一(法学部長)
柑本 美和
小林 史治
塩原 真理子○
鈴木 宏昌
高橋 映
高橋 奈々
田中 秀樹
富高 彩
内藤 悟
永山 茂樹
橋本 篤聡
服部 篤美
藤中 敏弘
鞠山 尚子○
山合 潤子
山口 純子
山中 純子

東海法学 第六十六号

発行日 二〇二四年三月五日

出版・発行 東海大学法学部

神奈川県平塚市北金目四一―一

Tokai Law Review

No.66

●Contents

[Article]

Sexual-Grooming und die neue Regelung der Straftaten bezüglich der Aufforderung zum Treffen usw.

..... YAMANAKA Junko

[Note]

A Comparative Survey on Civilization:the Decentralized Socio Political Systems of World

.....SUZUKI Teruji

[Note]

2023 Reform of Company Law of the People's Republic of China

..... TANAKA Hideki

2024

SCHOOL OF LAW, TOKAI UNIVERSITY

4-1-1 Kitakaname Hiratsuka Kanagawa, 259-1292 JAPAN